

第百三十六回国会 参议院海洋法条约等に関する特別委員会会議録第三号

平成八年六月四日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

六月三日 角田 義一君 補欠選任 菅野 久光君

六月四日 石田 美栄君 補欠選任 山崎 力君

六月四日 照屋 寛徳君 補欠選任 大淵 絹子君

出席者は左のとおり。

委員長 寺澤 芳男君

理事 青木 幹雄君

委員 野沢 太三君

委員 風間 昶君

委員 田村 秀昭君

委員 川橋 幸子君

委員 井上 吉夫君

委員 太田 豊秋君

委員 鹿熊 安正君

委員 龜谷 博昭君

委員 久世 公堯君

委員 河本 三郎君

委員 武見 敬三君

委員 成瀬 守重君

委員 林 芳正君

委員 吉川 芳男君

委員 高野 博師君

委員 常田 享詳君

委員 戸田 邦司君

國務大臣

外務大臣 池田 行彦君

農林水産大臣 大原 一三君

運輸大臣 龜井 善之君

国務大臣 中川 秀直君

官(科学技術)局長 岡崎 俊雄君

科学技術庁原子力局長 宮林 正恭君

科学技術庁原子力安全局長 谷内正太郎君

外務大臣官房審議官 西田 芳弘君

外務大臣官房審議官 河村 武和君

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 朝海 和夫君

外務省総合外交政策局国際社会協力部長 加藤 良三君

外務省アジア局長 林 暘君

外務省条約局長 高木 勇樹君

農林水産大臣官房長 東 久雄君

水産庁長官

事務局側

海上保安庁長官 秦野 裕君

常任委員会専門員 大島 弘輔君

常任委員会専門員 秋本 達徳君

防衛庁防衛局調査第一課長 三谷 秀史君

環境庁水質保全局企画課海洋汚染・廃棄物対策室長 吉田 徳久君

法務省入国管理局警備課長 安田 博延君

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長 木下 正明君

自治省税務局固定資産税課長 片山 善博君

説明員

防衛庁防衛局調査第一課長 三谷 秀史君

環境庁水質保全局企画課海洋汚染・廃棄物対策室長 吉田 徳久君

法務省入国管理局警備課長 安田 博延君

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長 木下 正明君

自治省税務局固定資産税課長 片山 善博君

本日の会議に付した案件

○海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十一年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○領海法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(寺澤芳男君) ただいまから海洋法条約等に関する特別委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。昨日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として菅野久光君が選任されました。また、本日、石田美栄君が委員を辞任され、その補欠として山崎力君が選任されました。

○委員長(寺澤芳男君) 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めの件、領海法の一部を改正する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、以上九案件を一括して議題といたします。

九案件につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○成瀬守重君 我が国は四面を海に囲まれて、また資源の乏しい我が国が資源を確保する輸送路はほとんどが海洋によるものであります。海洋はそれだけではなくて、我が国の安全を守り、防衛の面でも大変重要であります。海洋国家日本にとって、海洋の秩序が守られることは最も望ましいこととあります。

そのためにこのたびの国連海洋法条約を批准しなければならぬことは申すまでもありませんが、特に早期に批准しなければならぬその必要性について外務大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま成瀬委員御指摘のとおり、我が国は世界でも主要な海洋国家でございます。そして、我が国が存立していくためには、御指摘にもございました資源その他の必要な物資を海を利用して我が国に輸入しなくちゃいけませんし、また一方において、輸出も含めまして通商が大変重要なものでございます。そのため海洋が大変大切であると申せましょう。またさらに漁業あるいは深海底の資源等々、そういった観点からも、海洋国家たる我が国にとりましては海の秩序というものは大変大切なものでございます。また、御指摘のありました安全保障面の考慮も十分あり得ましょう。

そういったことで、海洋国家としての我が国の長期的かつ総合的な利益に沿うものであると、それが今回の海洋法条約を早期に締結して安定した海洋の法的秩序を確立する必要がある最大の理由であると考えます。

それからさらに、なぜ早期にという点で具体的に一、二申し上げさせていただきますと、実は、例えばこの海洋法条約が成立いたしました際には国際海洋法裁判所というものが設置されることになっておりますが、この裁判官選挙につきまして既に、この条約について国会の御承認をいただくことを前提に、我が国から裁判官候補として山本卓二上智大学教授を指名しております。しかし、この指名が最終的に有効であるためには、我が国として今月末までにこの条約を締結すること

が条件となっております。そういった観点から、この条約につきまして速やかに御承認をお願いしているところでございます。

さらにもう一点申し上げますと、深海底の鉱区の権利を確保するという観点から申しますと、これは十一月の半ば、十六日だと思いましたが、それまでに承認をしておくことが必要とされておると、こういうことでございます。

そのようなことで、極力早期の御承認をお願い申し上げます。

○成瀬守重君 最初に、領海関係についてちょっと伺いたいと思えます。

領海制度に関して、国連海洋法条約の一つの大きな意義は、沿岸国にとって有害とみなされる通航が十二項目にわたって具体的に列挙されていることだと思えますが、これらの十二項目は例示的なものであって、通航に直接関係のない他の行動の規定によって包括的に判断できるように有害であるか無害であるかの最終判断はこれらの十二項目以外のものを含めて沿岸国が独自に行えるという理解するんですが、この点についてどうでしょうか。

また、外国軍艦の領海通過について我が国がどのような判断基準で臨むのか。日本に寄港するような場合には当然通告があり、我が国はこれを許可することになると思うが、領海をすつとくすめて通るような場合は事前通告を求めると、何らかの措置をとることがあるのかどうか。また、武力による威嚇に当たるかどうかといった判断はどのようにするか。こういった点について伺いたいと思えます。

○政府委員(谷内正太郎君) ただいま先生の御質問の点でございしますが、領海におけるいわゆる無害通航でございますが、先生御指摘の十二項目と申しますのは条約の十九条に規定があるわけでございます。

これは、先生がおっしゃいますように、我が方といたしましては、基本的には例示的な規定であって、無害通航というのは本来沿岸国の平和秩

序または安全を害しない、こういうことであって、その判断は基本的には沿岸国が判断すべきものであるというふうに思います。ただ、沿岸国が勝手に何でもこれは無害通航でないという判断をしてはそれはまた問題がございますので、国際的に十分に通用する考え方をとらなくてははいけないということでございます。

それから、軍艦とおっしゃいましたけれども、あるいは核搭載艦のことをおっしゃっておられるのかと思えますが、核搭載艦の問題につきましては、これが領海を通ることについては我が方といたしましては無害通航と認めないと、こういう立場でございます。

○成瀬守重君 その点については、また次にお伺いしたいと思います。

非核三原則との関係で、我が国は核兵器を持たずつくらず持ち込ませずとの非核三原則を国是としてきました。が、橋本総理はさきの国会答弁においても、政府は国連海洋法条約で「我が国の基本政策としての非核三原則の維持と同時に、海運政策として可能な限り自由な通航の確保という二つの要請を同時に確保すべく、慎重に対処した」と、これは平成八年五月の衆議院の本会議でございましておられるわけですが、

従来から我が国が非核三原則をとっている以上、核を積んで一時なりとも領海を通過することは我が国の平和と安全に害がある、したがってそれは無害通航とは認めないと。今、谷内審議官も言われたとおりだと思えます。これは我が国が内外にはっきりとしている基本政策であり、官澤外務大臣もかつておっしゃっておられるわけですが、核搭載艦の領海通航は認めないとしてきたことが、国連海洋法条約の締結後も我が国の立場に変化はないかどうか、再度確認したいと思えます。

○國務大臣(池田行彦君) ただいまの点でございますが、今回の国連海洋法条約の締結後も我が国としての非核三原則にいささかも変化はございません。今後ともこの原則を堅持していく、そのこ

とを明確に示すと、そういう趣旨での先ほど御指摘の総理の御答弁であったかと存じます。

○成瀬守重君 有害性の周知について伺いたいと思えます。

政府が国際海洋法裁判所の裁判官候補に推薦している山本卓二先生は、著作の中で、

非核三原則に関する我が国の立場が、国際的な対抗力を持ち、他国にも尊重するよう強制するものとなるためには、沿岸国としての立場から、このような無害性の有無の認定が国連海洋法条約第十九条により許可されていること、核兵器を搭載した軍艦の領域内通航が通常兵器の持ち込みとは異なり、自国にとり特別の有害・危険性を持つものであり、軍艦一般に対する事前許可性を主張するものでないことを十分立証しその趣旨を外交経路により国際的に周知させることが必要と指摘されております。

この指摘からすれば、我が国は、核搭載艦の領海通航をその国策に基づいて当然に有害とし得るのではなくて、一定の国際的な周知、さらには認知が必要であるように思われますが、政府はこの山本先生の指摘に対してどのようにお考えになられているか、また何らかの方法を講ずるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) 政府はこれまで非核三原則を堅持していくというのをあらゆる機会をとらえまして内外に明らかにしてまいりました。そういったことで国際的にも我が国の方針というものは広く承知されていると、こう考えますけれども、これからはもういろいろ適切な機会をとらえてそれを宣明してまいりたいと思えます。現に、ただいまこういったふうな国会で御審議をいただいております、その場で明らかにしていることもそういった効果を持つ一つの行為であろうと存ずる次第でございます。

○成瀬守重君 本条約二百八十七条には、本条約の解釈あるいは適用に関する争いの解決のための手続として、新たに設立される国際海洋法裁判

所、國際司法裁判所等四つの裁判所の中から自由に手続を選択することになっておりますが、我が国はいかなる手続を選択するか、また我が国との間に海洋の境界画定について問題を抱えている中国、韓国、ロシアはいかなる手続を選択するか、この点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(谷内正太郎君) たいま先生御指摘のように、紛争解決の手段といたしまして、基本的に國際海洋法裁判所、國際司法裁判所、それから仲裁裁判所、特別仲裁裁判所と四つがあるわけでございます。我が国としましては特に國際海洋法裁判所、これについて選択するのかどうかというところを検討しておるわけでございますけれども、この条約に署名し、これを批准し、もしくはこれに加入するときに、あるいはまたその後いつでもその選択ができるわけでございまして、現在の条約を締結している九十一カ国のうち本件宣言を行っている国は十一カ国にすぎない状況でございます。

政府といたしましては、國際海洋法裁判所が果たし得る役割について期待しているところではございますけれども、実際の手続の選択については、今後各締約国の動向も十分動察した上で適切な対応を行ってまいりたいというのが現在の立場でございます。

○成瀬守重君 新たに國際海洋法裁判所が設立されて、裁判官の定員が二十一名であると伺っておりますが、アジア地域では三名の枠が与えられ、既に我が国を入れて八カ国が立候補しているというのであります。アジアで立候補している国はこの国がわかつておりますか。

○政府委員(谷内正太郎君) レバノン、韓国、スリランカ、インド、フィリピン、サイプラス、中国、日本、以上八カ国でございます。

○成瀬守重君 このうち裁判官選出のための要件である批准をまだ完了していないのはどこですか。

○政府委員(谷内正太郎君) 我が国だけでございます。

○成瀬守重君 そういった意味においても、我が国の早期批准はぜひお願いしたいと思ひます。我が国では既に、先ほど大臣のお話にもございましたように、山本草二上智大学教授を指名して立候補したと伺っております。裁判官は公平誠実でなければならぬけれども、我が国出身の裁判官がいることはまことに望ましいことであり、ぜひとも山本教授の選出が実現することを願うものであります。政府は、山本教授の選出の可能性をどのように見ているか、また選出実現のためにはどのような外交努力を行っているか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) たいまの御質疑でも明らかになりましたように、今回の裁判官の選挙につきましては多数の国がそれに関心を示し、現に立候補者の指名を行っております。事は選挙でございますので、今の段階でまだ見通しを、確たることを申し上げる段階には至っておりませんけれども、これまで外交当局といたしましてはいろいろの機会をとらえまして、我が国の指名者がいかに國際法、とりわけ國際海洋法の關係に通曉した方であるか、また公正な判断をされる方であるかということの説明をいたしました。私自身もいろいろの国との外相会談等を行う際に適宜そういったことも申し上げてきたところでございまして、たいと思ひます。

一九八七年十二月に我が国は、フランスやロシアなどととも、二百海里の排他的經濟水域の外にある深海底に埋蔵されているマンガン、ニッケル、コバルト、銅などの天然資源の開発が可能な鉱区を確保していると聞いていますが、これはどのような取り組みによるものなのか。この条約は、実施協定に我が国が参加してこれを締結すればこの鉱区に対する権利を自動的に我が国が手に入れることができると言われていますが、もしそうでなければ一体どうなるのか、こういった点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(谷内正太郎君) この点につきましては今国会で初めて御質問がございましたので、ちょっと時間をとらせていただきまして詳しく御説明させていただきますと思ひますが、よろしくうございませう。

第三次海洋法会議におきましては、一九八二年四月に採択された多金属性の団塊に関する先行活動に対する予備投資を規律する決議Ⅱの規定によりまして、条約発効前に深海底開発に投資した者であつて一定の条件を満たす者としては、日本、フランス、ロシア、インドなどの先行投資者につきましては、國際海底機構及び國際海洋法裁判所のための準備委員会に対する登録料二十五万ドルの支払い、将来において機構の事業体の職員となる要員に対する訓練の実施等、一定の義務を履行することを条件として、最大七万五千平方キロメートルの先行鉱区を割り当てられることとなつたわけでございます。

しかしながら、我が国の先行投資者は、一九八四年にフランス及びロシアの鉱区と重複いたしましたので、この重複した鉱区を申請した形になつたため、準備委員会におきまして重複問題の解決のために交渉を行つたわけでございます。

準備委員会の議長の仲介の結果、これら三者が決議Ⅱに従つて負う義務が一部調整されまして、結果として鉱区重複問題が解決されて、一九八七年十二月に鉱区の割り当てが決定されたという経緯がございます。

それから、鉱区に対する権利の確保の問題でございますけれども、これは実施協定の附属書におきまして、海洋法条約発効以前から深海底鉱業に投資を行つてきた主体である先行投資者であつて國際海底機構等のための準備委員会において登録を行つている者については、条約の発効から三年以内に、これが明年十一月十五日まででございますけれども、それに業務計画が國際海底機構によつて承認されることを要請することができるとなつておるわけです。そのような要請がなされた場合には、当該主体の属する国が条約締約国

あるいは実施協定の暫定適用国であることを条件といたしまして、ほぼ自動的に業務計画が承認される旨規定されておるわけでございます。

我が国の事業者であるのは深海底資源開発株式会社と申しますが、この登録された先行投資者に該当するわけでございます。期限内に業務計画の承認を受けることによつて鉱区に対する権利を確保すると、こういう方針でございます。先ほど大臣の方からも申されましたように、もし本年十一月十六日以降この条約を批准しておりませんと、かかる権利が確保できない危険性があるということでございます。

○成瀬守重君 わかりました。そういった意味においても、ぜひともこれはやはり早期批准にひとつ御尽力いただかなければならないということを感じておるわけでございます。

たいま挙げました國際海洋法裁判所の裁判官の立候補の問題や、今、審議官の言われた深海底の天然資源の確保といった問題だけではなくて、漁業問題や海洋秩序の問題など我が国にとつてゆるがせにできない重要な問題をこのたびの國連海洋法条約の批准は持っていると思われまして、このような点を考えて本日に一日も早く批准が実現できるように、そういった点についての再度外務大臣の御決意を承りたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) 先刻来委員からも御指摘がございまして、また政府側からも御答弁を申し上げましたように、海洋国家としての日本の総合的な利益という観点からも、それからまた具体的に裁判官の選挙、あるいはたいまも御議論のございました深海底の資源に係る鉱区との関連におきまして、これは一刻も早く我が国として批准の手続をとるべきものと考え次第でございます。

そういった意味におきまして、当委員会におきましても早期に御承認を賜ることを政府としても切にお願い申し上げます、このように考える次第でございます。

○成瀬守重君 次に、漁業協定の改定やら領土問題について伺いたいと思います。

韓国との排他的経済水域の境界画定については四百海里未満の区域があり、我が国の排他的経済水域を全面的に設定するにはこれらの区域での日韓の排他的経済水域の境界画定が必要であると思っております。韓国は既に国連海洋法条約の締約国であり、自国の排他的経済水域設定に向けて作業を開始していると聞いておりますが、今後の我が国としての韓国との交渉に臨む方針とか交渉日程について伺いたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 御承知のとおり、今回の審議に際しまして御提案申し上げております法案におきましては、特定の海域を排除する、こういうことはしていないところでございます。

なお、韓国との交渉でございませうけれども、漁業の問題につきましては実務者における会談が始まっておりませうけれども、排他的経済水域の問題につきましては今後どのように話し合っていくか、その話し合いの開始に向けて今外交ルートで調整をされている、そういう段階でございませう。いずれにいたしても、我が国といたしましては、我が国の基本的な立場、一貫している立場というものを踏まえて対応をしてみたい、こう考えております。

○成瀬守重君 韓国との漁業協定について伺いたいと思っております。

我が国が排他的経済水域を全面的に設定して同水域における規制を行うには現行の日韓漁業協定改定が必要である。日韓それぞれの漁業専管水域を十二海里と定めて、漁業専管水域外での取り締まりを漁船の旗国にゆだねる旗国主義をとってまいりましたが、そういった旗国主義は、李承晩ラインの廃止を強く求めてきた我が国の要求に従って、韓国当局による漁船の拿捕に悩む我が国の漁業界の要望にこたえたもので、協定が締結された一九六五年当時は我が国が強く主張したところであったわけですが、しかし、一九八五年以降、我が国の二

百海里内で操業する多数の韓国漁船、中国漁船を我が国の当局が取り締まることができなければ、二百海里水域の漁業資源の保護に支障を来するという状況に変わってまいりました。

五月九日、十日、東京で開催された日韓漁業実務者レベル協議ではどのような協定改定の方向づけができたのか、さらに新協定の早期締結や協定水域内での取り締まり権の沿岸国主義導入について韓国側からはどのような反応があったのか、こういった点について伺いたいと思っております。

○政府委員(加藤良三君) 今、委員御指摘の九日及び十日に行われた第一回日韓漁業実務者協議におきましては、漁業協定の実施状況についてのレビュー、日韓共同資源調査、望ましい漁業秩序に向けての話し合い等が行われたわけでございませう。

漁業秩序という点についてでございますが、日本側から、我が国の国連海洋法条約の締結及びその関連国内法の整備に向けた状況を説明した上で、与党三党の申し合わせということを紹介しつつ、日韓両国間でこの条約の趣旨を踏まえた新漁業秩序を形成する必要がある、このための協定交渉を早期にまとめる必要性を強調いたしました。

韓国側からは、既にこの条約を締結し、五月一日にはE/EZ法案の立法予告を行っており、六月五日から開かれる国会においてE/EZ法案などの審議を推進するということも、日本との従来の漁業関係を踏まえつつE/EZ体制にふさわしい新たな漁業秩序づくりを行いたいという説明があり、今後さらに話し合いを進めていくこととなった経緯がございませう。

いずれにいたしましても、今後韓国との協議によって、沿岸国が生物資源の維持に係る適切な措置をとるといふ国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることとなるよう鋭意努力いたしたいと思っております。

○成瀬守重君 竹島問題について伺いたいと思っております。

設定した際に、このラインの中に竹島を含め、このときの日本政府の抗議にもかかわらず、一九五四年ごろから官憲が常駐し、いわゆる実効支配を続けてきたわけですが、竹島は歴史的にも国際法上からも我が国の領土であり、この主張は譲ってはいかないと考えておりますが、竹島の領有権と領土問題解決に向けた政府の立場を確認しておきたいと思っております。

○国務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、我が国の竹島の領有権に関する主張は一貫したものでございまして、これは従来も堅持してまいりましたし、今後ともその立場から粘り強くこの問題の平和的な解決へ向かって努力をしまし、存存でございませう。

ただ、今回の漁業問題等につきましては、過般三月にバンコクで行われました日韓の首脳会談におきまして、この領有権の問題とは切り離して両国で話し合い、妥当な解決を見出し、ということ、こういうふうなことで合意をされているところでございませう。

○成瀬守重君 次に、防衛庁にお伺いします。

領土問題が解決し、平和条約が解決するまで我が国の安全保障のためにロシアに対する注目を怠ることはできないわけですが、ロシア海軍と中国海軍の我が国の領海内での動き、殊に我が国が特定している国際海峡での動きは現在どのような状態になっているのか、伺いたいと思っております。

○説明員(三谷秀史君) 防衛庁といたしましては、領海及びその周辺海域におきまして常統的に警戒監視活動を行っておりますが、お尋ねの主要海峡、すなわち宗谷、津軽、対馬海峡におきまして平成七年度の間一年間に通航を確認いたしましたロシア及び中国海軍艦艇の隻数は、合計約二百六十隻でございませう。

○成瀬守重君 時間がございませぬので目余の質問を省かせていただいて、次に海上保安庁に伺いたいと思っております。

経済水域の設定によって広域の警戒態勢の整備充実に努めていただかなければなりません。最近では、集団密航事件あるいは麻薬・けん銃密輸事件、外国漁船による違反事件、立入調査、そういったようなことが増加して、海上保安庁の役割というのは非常に重いものになってまいっております。

こういった中であって、海上の警備がこの対策のために一体どのような状態になっているのか。高性能な装備を持った巡視艇あるいは航空機の整備がぜひとも必要だと思っております。かつて橋本総理も、運輸大臣経験者として海上保安庁の装備のおくれにたまりかねて海上保安庁の会をつくられたと伺っておりますが、耐用年数を過ぎた船が四十隻以上もあるとも伺っております。こういったことを考えますと、将来は中型、小型の高速艇や大型のヘリコプター搭載の巡視艇の装備も必要と考えられます。

私どもは、海洋国日本を守るためにぜひとも海上保安庁の装備の充実を願ってやまないものでございませうが、そういう意味においての運輸大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(亀井善之君) 大変委員から御支援をいただきまして、まことにありがとうございます。御理解のある御発言に感謝を申し上げます。御理解のある御発言に感謝を申し上げます。海洋法の批准によりまして排他的経済水域が設定されるわけでありまして、監視・取り締まり水域が大幅に拡大をいたします。約七分の一に当たる海域が新たに監視・取り締まり区域になると、こういうことでもございませう。したがって、いろいろこれらの問題、特に委員からも御指摘の集団密航事件の増加や、薬物・けん銃の密輸入の問題等は大変深刻化しておりますので、この海上警備がますます重要になってくるわけであります。御指摘の近代化の整備を有する高性能な巡視艇、航空機等の整備を計画的に推進してまいらなければならぬわけであります。また、御指摘の更新をいたさなければならぬ

船艇、また航空機等もあるわけでありまして、これからの予算編成の過程におきまして関係省庁の十分な御理解を得て最大限の努力をしてその体制に万全を期してまいりたい、このように考えております。

○成瀬守重君 本条約の一日も早い批准を願って、質問を終わらせていただきます。

○龜谷博昭君 自由民主党の龜谷博昭でございます。成瀬委員に続きまして、私は水産関係を中心として御質問をさせていただきます。

世界の漁業生産は、一九八八年の一億トンをピークに通減状態ということございまして、世界の水産資源はもはや上限状態にあるのではないかと指摘をされております。我が国におきましても、一九八八年の千三百万トンをピークに停滞を続けておまして、一昨年は八百万トン、昨年は遂に七百五十万トンを割り込む状況になりました。八年間で約五百五十万トンの減少でありました。しかも、昨年は遠洋、沖合、沿岸、いわゆる海面漁業すべてで減少を見ているところであります。水産物は我が国民の動物性たんぱく質の四〇%を供給しておりますけれども、魚介類の自給率はかつての一〇〇%から七〇%まで落ち込んで、今や世界最大の水産物輸入国になっているわけでありまして。

こうした状況の中で、国連海洋法条約はまさに時宜を得たものでありますし、今回提案されております法案は、安定的、継続的に水産資源の確保をするという上で、早急に確実に行なわれなければならないものと考えております。

そこで、まず新海洋法時代に当たりまして、世界の水産物需給の見直し、そして我が国の対応、さらに我が国水産物の今後のあり方をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○國務大臣(大原一三君) 今、委員御指摘のとおり、世界的な水産物需給の動向というのは、中長期的に見ましても逼迫していくものと思っております。特に、先進国においては健康に対する関心の高まり、また開発途上国における人口の増加や経済成

長に伴う生活水準の向上等、世界の魚介類の需要は今後高まっていくものと思われまします。FAOが最近行った予測によりまして、二〇一〇年ごろには現在の価格水準では一億一千から一億二千万トンの需要が出るだろう、にもかかわらず供給量は七千万トンから一億トンをきりぎりぎりでないのかと。

こういうことを考えますときに、我々といったしましても、この新しい海洋秩序のもとに的確な資源管理を行い、また今までも行ってきたつくり育てる漁業の振興を行い、水産業が長く、そしてまた適正な活動ができるように、今回の海洋法条約をいわば起点にいたしまして、新しい政策の展開をぜひとも充実させていく必要があると思っております。

○龜谷博昭君 次に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案につきまして何点かお伺いをいたします。

今回の条約に関連する国内措置の最も重要な事項の一つは漁獲可能量、TAC制度の導入であるかと思っております。この制度を円滑に運用してまいりますためには、対象資源の生物学的な調査により、資源量、資源変動のメカニズム等を把握することが不可欠であります。対象魚種につきましてはどのようなものをお考えおられるのか。

それから、水産資源は、よく言われますように、自律的に再生産が行われる特徴を持っているわけですので、漁獲量を適切な水準に保てば持続的な漁獲が可能であるということでありまして。そこで、法案では、漁獲可能量は、継続的に最大の生産量を実現できる水準に資源を維持することを目的として、漁業経営なども勘案して決めることといたしております。いわば生物学的に見た資源の保護と同時に、漁業経営の維持存続という両面を判断することになっていくわけでありまして。

こうしたことから、この新しい制度が効果を発揮するためには、生物学的な資源量をよりの確に適用して漁獲可能量を定める必要があるわけでありまして。

この漁獲可能量を定めるに当たってどのような対策、方針を持っておられるのか。また、漁獲可能量導入のための資源調査を政府では昨年から五年計画で進めておられるようでありまして、今後この条約に関連して資源調査をどのような体制で進めようとしているのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) まず、先生御質問の対象の魚種でございますが、これは三つの基準で選んでいくという考え方でございます。

一つは、漁獲量、消費量が我が国で非常に多いもの、これは国民生活上重要な魚種になります。それから二つ目は資源状況が非常に悪化しているもの、例えばズワイガニ等でございます。それから三つ目としましては周辺海域で外国漁船が相当漁獲しているもの、こういうものを基準にして選んでいくということにしております。ただ、その場合に資源調査というものがやはり基礎でございます。ですからその蓄積というものが、我が国はもう二十年近く蓄積を持っておられますけれども、それが十分発揮できるかどうかということが一つのポイントでございます。

したがって、当面はマイワシ、マアジ、サバ類、これも幾つかのサバがございまして。それからサンマ、スケトウダラ、ズワイガニというようなものを念頭に置いておられますが、最終的には中央漁業調整審議会の御意見を聞きながらやっていきたいというふうに考えております。これは、科学的知見等が積み重ねられればどんどんふやしていくという考え方で取り組みたい。諸外国の場合は二十から三十ぐらいの魚種で管理しているのが通例でございます。できるだけふやしていきたいというふうに考えております。

それから次にTAC、いわゆる漁獲可能量の決め方でございますが、先生御指摘のとおり科学的データを基礎としてやるということが非常に大事でございます。ただ、急激な変化というものは漁業経営者に大変大きな影響を与えますので、そういうものを社会的、経済的要因を勘案して決めて

いいというふうに海洋法条約にもなっておりますので、それを漁業者の意見を十分聞きながら無理のないようにやっていくことだと思っております。そこで、もちろんこの科学的データで最適利用というところを目指していきたいわけでございます。当面はその最適利用を今の資源が悪化しないような方向をとりながら徐々にその最適利用へ向けていくという方向で、無理のないようにやっていきたいと思っております。

それから資源調査でございますが、先ほど申し上げましたとおり、主要な魚種については水産研究所を中心にもう相当長い期間、ばらばらでございますが、資源のいろんな調査をやっております。それを統合してこのTAC制度にうまく乗せていくために、平成七年度から先生御指摘のとおり資源調査という形で統一的に、この方向へ向かってデータの統一とかそういうことをやってまいっております。来年度もそれをやっていくつもりでございます。

また、これから魚種をだんだんふやしていきやいけないということでございますので、国の水産研究所が中心になって都道府県の水産試験場の協力を得つつこれをやっていくということ、実は昨年、平成七年度に大幅にこのための予算を措置いたしました。特に都道府県の委託費を大幅に、その前は二億円ぐらいのものだったのを五億円ぐらいにふやしましてその整備を図っているし、これからも図っていくつもりでございます。

以上でございます。

○龜谷博昭君 ぜひ的確な調査を行っていただきたいと思っております。

このTAC制度を導入して資源を適正な水準に維持管理するということになりまして、もう一つ問題になってくるのはいわゆる減船ということでありまして。従来は資源の減少で漁業経営が苦しくなって減船するという場合には、いわゆるスクラップに要する経費あるいは残存する漁業者が共補償をやる場合の金利負担というようなものを講じてきたわけでありまして、本年度からは

一定の条件を満たす減船の場合はこの両方を同時に受けることができるようになってきているようにあります。

ただ、外交交渉等による減船の場合にはまた特別交付税とか長期低利融資等の手厚い保護もなされてきているようであり、TACをより効果的に実施していくためには減船が避けて通れないということであれば、外交交渉による減船と同等のもの、あるいは要するに生活及び雇用の安定のための救済措置というものがしっかりと図られなければならないのではないかと思っております。

このTAC導入に伴う減船の救済措置、そしてさらに休漁、これまでも自主的な休漁みたいなものは漁業組合等々の中で行われてきたわけですが、今回は別な形の休漁ということも考えられるのではないかと。休漁については今までほとんど助成措置というのではないわけであり、けれども、こういう場合にはどのような対応を考えておられるのか、あわせて伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) まず、今回のTAC制度による量的管理をやります場合には、長期的には国内の漁業生産量の増大につながるというふうに考えております。そういう意味では、長期的には漁業経営にプラスの面があるというふうに考えておきます。

また、当面でございますが、先ほどもちょっとお話し申し上げましたとおり、やはり無理のないようにやっていくということで、直ちに大幅な減船だとか休漁補償というようにすることに結びつくような形がとれるかどうか。これは漁業者の意見をよく聞いてそういう形をとっていく。その場合に、実は平成八年度から既にそういう方向へというところでちょっと減船のやり方を変えたのは、資源管理型の漁業をやりになる方の減船について今御指摘の共補償とそれからスクラップの両方を両立させていくようなシステムを今回はとっておりまして、そういうことも活用できるかと思っております。

さらに休漁の問題がございましたが、休漁につきましては、実はそれはTACのいわゆる上限へ来てということになりますので、そこまでの量はとっているという状況になるわけでございます。ただ、これを短期間にとるといっては魚価をそのときにどんと落としてしまうことになり、その中で、そういうところを漁業者の間でよく調整しながらやっていくということで、協定制度も新たに組み込んでおまして、できるだけそういう休漁というふうなことにならないよう、またそういう事態になってもそれまでの間に必要量といえますか目的量は達しているというふうにご覧いただいております。

しかし、いざにしましても、これからやはり相当構造的な変換をやっていく必要があると思っております。これもむちゃに上からやっていくということではなくて、話し合いの中でやっていかなければならない面があると思っております。それらにつきましまして、今後その影響等をよく勘案いたしまして、その措置等は考えるべきところは考えていくというふうにしていきたいと思っております。

○亀谷博昭君 漁業者への手厚い救済措置をぜひお願い申し上げます。

それから、本法案の第十七条にいわゆる報告義務というものがあります。漁獲可能量を円滑に運用するには漁獲についての迅速かつ正確な情報の収集ということがもちろん不可欠なわけであり、そのためには情報ネットワークづくりが必要になってくるわけであり、短期間でそのようなネットワークを整備するのはかなり難しいと思っております。これをどのように整備していかれるお考えなのか。

あわせて、大きな漁協とか漁業者はそれでも対応が現在でも可能なかもしれませんが、例えば小さい漁業者あるいは小さい漁協等では、例えばコンピューターを導入するとかあるいはオペレーターを養成するとか、なかなか早急に対応できないところも出てくるのではないかと感じいたします。十八条には立入検査の定めもあります。

し、二十二条には罰則規定もありますけれども、こうした漁業者への対応等も含めて、この報告についてはどのように進めていかれるお考えなのか、お伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) ただいま先生御指摘の七条の報告でございますが、これは「指定漁業等」というふうに書いてございまして、実は小さい漁業者の報告はなかなか無理があるというところで、義務をつけておきますのは主として大臣許可漁業と知事許可漁業、漁船による、小型もございまして、割合に大きな船でやるのが中心になります。

そのほかの漁業といたしましては遊漁、いわゆる釣り等、これは全部の漁獲量が二万トン程度のものでございまして、それからまた定置網、これももう網を設けておきますから大体どれくらいとれるかというのは経験的に把握しております。共同漁業権による漁業、これは地先の一定の水面でございまして、これもある程度把握しております。そういうものをもとにして漁獲量というものを、一部そういう推計をやりながら把握していくという構えをとっておりまして、義務をつけるのはそういうふうな割合大きなところを中心にしていきます。

なお、漁獲量についての報告、これは時期的に少しずれる可能性がございまして、報告の義務があるということは今もそれは変わらないわけでございます。その辺十分報告がとれるような方式というものを考えております。そういうことで、報告内容についても、今までのこの水域で幾らとったというふうな報告までさせておいたものを少し整理するというようなこともして、できるだけ過重にならないように工夫していきたいというふうにご覧いただいております。

なお、採捕量の報告に加えて、産地市場での取扱量をコンピューターシステムを利用して報告させるシステムをこの平成八年度から予算措置として講じておりまして、それも整備をして、両方から漁獲量を的確につかまえていきたいという

ふうにご覧いただいております。

○亀谷博昭君 報告を要しないものもあるということであり、特に難しいのではないかとおっしゃるのには知事管理漁業に関するものですね。この辺がこれからの課題ではないかと思っております。知事は、都道府県計画も立てなければならぬ、あるいは漁獲可能量の県内への配分という仕事もありますし、今申し上げたような報告をしっかりと徴収しなければならぬという役割もまた負うわけでありまして。

そういう意味で、この制度を的確に運用するためには都道府県の果たす役割というものは非常に大きくなっていくのではないかと考えているわけですが、都道府県との協力協働体制をどう図っていくのか、また事務量増加に伴う人員とかあるいは財源措置等はどのように考えておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

○政府委員(東久雄君) まず、現行の漁業管理体制というのは、先生御指摘のとおり、知事許可漁業と、相当全国に行き渡っているものは大臣許可漁業というふうな形で分けて管理しております。この体制をとるに当たりまして、都道府県にも入っていただいて研究会等で検討してきたところで、その議論につきましても、現在の管理体制の上に立って新しい制度をという形を強く要望されてきて、それを踏まえた形になっております。

したがって、現在の管理体制が大きく変化をするということはないと思っておりますが、先生御指摘のとおり、事務量等の問題がございまして、したがって、これからの関係者等から十分意見を聞いて、業務が円滑に実施できるように適切に対処していくという対応をやっていきたいと思っております。突然新しい制度を組み込んだのではなくて、無理のないように今までの制度の上に乗せているという形を御理解いただきたいと思っております。

○亀谷博昭君 この都道府県との関係でもう一つ伺っておきたいのは、都道府県が独自にTACを実施する、いわゆるTACを実施する場合に、

近隣の県との共同実施が望ましい、あるいはまたせざるを得ないという場面が想定されるわけであります。複数の県が共同してTACを実施する場合の問題点をどのように考えておられるのかということが一つ。

それからあわせて、例えば仮に宮城県でイカナゴという、これはコウナゴとかいろいろな呼び名がありますけれども、TACを実施した場合に、沿岸漁業につきましては知事がいわゆる漁獲量管理をできるわけですけれども、沖合については大臣管理ということになっております。そこで、知事は農水大臣に協力を要請することができるといふことにはなっておりませんが、実効性については大変難しいことがたくさんあるのではないかと感じがいいたします。

最近も宮城県でメロウド紛争というものが再燃をいたしました。十年ほど前に沿岸と沖合の方々で大変な紛争がありまして、スクラップの車を海に投げ捨てるというような事件もあったわけでありましたが、今回もまた沖合と沿岸の方々のメロウドをめぐる紛争というものが再燃をいたしてきております。こういう問題についてもどのように対応していけるのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(兼久雄君) 先生御指摘のとおり、大臣管理漁業と知事管理漁業との間、ないしは知事管理漁業同士の間で漁業調整というものが従来から大変多うございまして、これを調整するというのは大変な業務でございました。今も幾つか地域によってはそういう漁場競合という問題を起こす場合がまだございしますが、これは従来から存在しておるところでございます。私も今回TACの制度を導入することによって、この漁業調整を再燃させるといふようなことがないように、従来の操業秩序に十分配慮してTACの割り当てをやっていきなさいというふうに考えております。

しかし、両者間で、特に都道府県間での話し合いというものがなかなか難しいというようなきときは、今までもそうございましていただけども、や

はり国としても調整に対応していく、今までの調整の形と同じように、介入というところとと語弊がございすけれども、両者間に立ってやっていく。それからまた、大臣管理と知事管理との漁業の間での競合、衝突が起こるというようなきところにつきましても、これはもう先生御指摘のとおり、それこそ昔から、俗な言葉で血の雨が降るといふくらい激しい争いがあつたところでございす。そういうことのないようにできるだけの調整を我々の方としてもやっていきたいというふうな考えております。

○龜谷博昭君 今までと違つた形での紛争が起こる可能性が十分にあるかと思ひますので、しっかりとした対応をお願い申し上げておきたいと思ひます。

今回の海洋法条約に基づいて我が国が権利を行使し義務を履行するためには、新しい発想に基づいた水産の振興が必要ではないかというふうな思ひます。EU諸国が行つていふような価格補てん制度の導入を求めるとも思ひます。

そこで、新しい海洋法時代を迎え、国内における関連法案も整備されますこととから、この際、水産日本の復活というふうな願ひを込めながら、長期ビジョンの策定あるいは水産基本法制定等に取組んでいくべきではないかというふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(大原二三君) 今回の海洋新秩序がこれまでの日本の水産業に与える影響は非常に甚大である。さらにまた、新しい制度の導入等もございすし、今御指摘のように長期ビジョンの策定は当然必要であります。今御指摘のございました水産基本法問題も、三十八年でございましたが、沿振法の制定で我々は今日まで基本法と、これは沿岸漁業の整備でありまして、二百海里問題に対応するにはやはり多少問題がありはしないか、こういう気持ちから、五月二十三日でございましたが水産政策検討会というものを水産庁につくりまして、我々も直ちに検討を開始いたしましたところでございます。

委員御指摘のように、資源管理制度の定着度合い等を十分に見きわめながら、この問題については積極的に前向きで取り組んでいきたいと、かように考えております。

○龜谷博昭君 ぜひそうした方向でお取り組みをいただきますようお願いを申し上げます。

それから、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案につきましては一点だけお伺いをいたします。

いわゆるリフリング、カツオ、マグロなど漁業規制を規定する条約を締結している国の国民が条約による漁獲規制を逃れるために船籍を条約を締結していない国に移して乱獲をするという大変悪質な行為ということになっていけるわけでありす。

実は、私の出身の宮城県も日本のマグロの四分の一をとつておりますが、こうした違法行為での乱獲によりまして価格破壊が起きて、大変な痛手をこうむつていけるわけでありす。

そこで、沿岸国と漁業国との間でルールづくりをする努力義務もこの海洋法条約にはございすけれども、これから関係諸外国との協議を通じて、今はまだございせんが例えば太平洋まぐろ類保存条約のような北部太平洋における条約等も含め、国際的な管理体制を整えていくことが必要ではないかと思ひますが、それに対するお考えをお伺いしたいと思ひます。

同時に、こうした違法行為で漁獲した魚を輸入してはならないというふうな国際協定をつくるようなことを我が国が提唱することも考えるべきではないかと思ひますが、リフリングへの対策についてお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(兼久雄君) リフリング、便宜置籍船という呼び方をいたしておりますが、これにつきましてはFAOにおいてもこれを正すための条約というのが新たにできております。先生御指摘のとおり国連海洋法条約、もう一つは、まだこの間草案ができて上がったばかりでございますけれども

とも公海漁業協定というものの、両方とも高度回避性魚種は国際的な管理のもとに置いていくと。その中で、今の便宜置籍船の問題があるものですか、適切な措置をとることがFAOでやられていふこととございす。

こういうもので、先生からの御指摘の一つは北太平洋の問題だと思ひます。我々は、これは我々のリードのもとで一つの国際的な管理機関というものをつくつていくべきだと考えておりました。米國と話し合つて、とりあえず北太平洋まぐろ類科学委員会というところで、現在の資源状況その他話し合いを開始するということをごの五月からやり始めまして、そちらへ向かつて努力していきたいというふうな考えております。

それから次に、いわゆる便宜置籍の船に対して、そういう国際的な資源管理に協力しない者に対して輸入規制措置等を講ずるべきではないかという御意見でございます。この点につきましてはICCAT、いわゆる大西洋のまぐろ類の保存委員会におきましては、一つのアクションプログラムという形でそういう国からの輸入規制を必要だと認めた場合にはやれと、必要というものは、機関が認めた場合にはやれという条項もございす。

これらは、国際的な貿易ルールというものの中で、国際的な理解を求めた上でやつていかなければならぬという制約があると思ひますけれども、そういう国際的な機関での方向が出てきた場合には我が方としても対応をしていくという考え方でいかなければならぬというふうな考えております。

○龜谷博昭君 時間がありませんから、最後に一点だけお伺いをいたします。

水産資源保護法の一部を改正する法律案でありすけれども、今回の法律案では、いわゆる輸入に当たつて検査証明書での輸入ということになつていけるわけですが、輸入禁止規定、輸入はしないという規定をあえて導入しなかつた理由についてお伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) 水産物につきましても、先生御承知のとおり、水の中に入って初めて伝染病が蔓延すると。そうすると、空気伝染とか接触伝染というような形ではないために非常に限られた海域のところが汚染されるという傾向がございます。

したがって、今各国ともそういう傾向でございますけれども、ある一定の地域で汚染されていないということがはっきりしているものについては、そこでよほど悪意を持ってほかの海域へもう一度移し直したりというようなことをやらない限りは病原菌に侵されるということはないものですから、世界的にも、ヨーロッパ並びにアメリカもそういうシステムでございますが、無病証明という形での輸入をさせていくということにいたしました。

いづれにしても、これはこれで十分対応できると考えておりますけれども、例えば国際獣疫事務局というところでこういう問題を取り扱っておるわけでございますが、将来、それらの検討状況等で今のようない点が、条件が変わってくるというようなことがありましたら、それは再度検討しなければならぬところも出てくるかと思っておりますが、今のところはこれでやっていけるというふうを考えております。

○亀谷博昭君 禁止規定がないわけですから、情報をしっかり収集していただいて、諸外国との協力体制も図りながら対応をしていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。以上で終わります。

○委員長(寺澤芳男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、照屋寛徳君が委員を辞任され、その補欠として大瀨綱子君が選任されました。

と思いが、その前に、関連で二、三お尋ねをしたいと思っております。

先日の本会議で基本的なことについては大体御答弁いただいておりますが、その中で我が国が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をいただいております。

これは一般論でありまして、例えば今までの例を見ますと、条約法条約、通称ウィーン条約と申しておりますが、これなども発効が昭和五十五年の一月、日本が条約を締結したのが五十六年の八月、こういう重要な条約でもおくれ条約を締結している。それで、このウィーン条約なんというものは直接直ちに何か行使するとかいうようなことではないので実効上差し支えなかったというようなことがあるかと思っておりますが、条約の種類というか内容によっては我が国の発言権が、発言力が弱まるような場面もあるんじゃないか、そういうような感じがしております。お話し申し上げたわけですが、

それで、ぎりぎりになってそういう条約の締結の承認を求めてくるというようなことになりまして、例えば国会が解散されてしまうと次の年までどうにもならないというようなことがあります。現実にもそういうようなことが起こったことがあります。そのとき、締結国各国にその事情を説明して我が国のものを受け入れてもらうというふうな措置をしておりますが、条約の中身によっては非常に技術的な内容でそれほど審議を要しない、そういうようなものもあるわけですが、そういうものをどういうふうに扱っていくかという問題も一つの問題ではないかと思っております。

英国議会の例ですが、条約締結の承認を議会で求めてきた場合に、ことしはこういう条約を締結しますよということを経議会の廊下にかけてあるんだそうですね。これは私が確認したわけじゃありません、話を聞いただけです。それで、関心のある人がそれを一つずつめぐって、これに

ついては質問があります。検討すべきですというようなことを言うと、それが初めて検討される、そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというふうなことがあるようなんで。

それから、これも英国の例ですが、たしかマーチャント・シップング・アクトというのがありまして、その中で、海上における人命の安全の問題、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういうこともありまして、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえは非常に問題が多い点があるかと思っております。

今度の海洋法条約ですが、これは膨大な条約ですから、事務方の作業が相当大変だったんじゃないかと私は思います。正訳をつくるだけでも非常に大変な作業だったろうと思っております。それから国内法とそれに条約を照らしてそれで落ちがいかどうか、そういうところを精査していく、それも大変な作業だったのではないかと思います。

こういう大条約ばかりではありませんが、国内法の措置ができるという見通しのもとに条約だけ締結したという例があります。例えば宇宙三條約、これは国内法の法制化が必要だったと思っておりますが、国内法の制定をしないで条約の批准をしている、そういうような例もあるわけですが、

私が申し上げたいのは、条約の締結についてどうしてもぎりぎりになってしまおうというふうなことにについては、外務省の方にも言い分があるだろうと思っております。その辺、外務省側も検討をしていただいて、国会がもうできるだけにそれにこたえていく、それがこれからの国際社会での我が国が強い立場でいられる場に臨める、そういうふうな基本ではないかと思っておりますが、その辺について外務大臣からちょっとお話しただければと思っております。

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求めるときに、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していかなくちゃならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくという、こういう方針で当たってまいりました。

そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴って必要となる国内法制とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやってまいりました。一方におきまして、ただいま委員御指摘のように、そのことも一つの原因となって御審議をお願いする時間がぎりぎりになったというケースもあったということは率直に認めざるを得ないと、こう思います。

今後ともどういふふうにするかということですが、かつてのように二国間条約が主流であった時代はそれで基本的によかったですけれども、せんけれども、現在のように多国間の条約が随分ウエートが高まってきた、そしてそれを批准しているかいないかによって、御指摘のように国際社会において我が国がいろいろな対応をいたす場合に、決定的に不利ということではないにしても、締結しておればもう少し対応が楽なんだがなという、そういうケースがあるというところは事実だと思っております。そういうことでいろいろ考えてはまいりたいと思っております。

しかし、ただいまイギリスの例をお挙げになりましたけれども、やはりそのところは各国それぞれに法制度の違いもあり、あるいは議会と行政府との関係も国によって違いますが、直ちにイギリスの制度を我が国でとは申しませんけれども、そのところは、先ほど申しましたような一般原則は今後も維持しなくてはならないと思っております。具体的ケースによりましては、先生御指摘のございましたような観点を考え、政府としてもいろいろ原則とは違った手法を

とることもあり得ると。そのときには国会の方ともいろいろ御相談いたしまして、また御配慮をお願いするということもあり得るかと思存する次第でございます。大切な研究の課題だと認識している次第でございます。

○戸田邦司君 ひとつ外務省の内部で御検討をいただければと思ひます。

今、条約がおくれているという話をしたわけですが、一九七三年の油以外の物質による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する議定書という条約があります。それから、油による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する条約というのがあります。油と油以外と分けて条約ができて

でございませうけれども、この議定書の実施のための国内法の整備などに関しましてはなほ相当の時間を要するという状態でございます。

いるわけですが、油による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する条約、通称措置条約と、こう呼んでいたように思ひます。これは既に相当前に批准しておりますが、この油以外の物質によるという議定書の方はまだ批准していません。

○戸田邦司君 今までの経緯といひますか、それについては私もある程度わかっているつもりですが、ロンドン・ダンピング・コンベンション、ロンドン条約ですね、海洋投棄に関するロンドン条約については、放射性物質は規制法の方で、それ以外のものは海洋汚染防止法の方で、そういうような仕分けで取り組んでおりますが、この中に油以外の物質に放射性物質が含まれるところが一つ非常に難しいように思われます。

なものが運営されている。

ケミカルなどなかなか物性がわからないといううような話もありますが、それはほかの条約でそういう物性がある程度確定しておりますので、そういうようなことが理由になつていゝと思ひます。その辺一つ穴があいていゝ部分になりますから、特別立法を考へるか、法制度上の整理をもう一度直してもらうか、そういうようなこととでこの議定書もできるだけ早く批准していただきたいと思ひます。その条約関係はそれで結構です。

しかも、この条約の中身というのは非常に激しい条約でして、公海上で沿岸国に海洋汚染がもたらされるというような場合に、その船の場合によつては沈めてもいいというような内容の条約になつていゝわけですが、これは油以外の物質によつてそういうような汚染が起こり得る場合に、我が国の場合どういふような対応ができるのかという点については非常に疑問があります。

次に、今度の条約の締結に伴ひまして、漁業関係の問題ですが、今度TACを定めて、それで船ごとに漁獲高をきちつと把握する、そういうような方向になるというふう聞いておりますが、これまで漁船の総トン数がたびたび問題になりました。黙つて見ていゝと必ず不法改造をやる、少しでも船を大きくしたいというふうなことで不法改造が行われていゝように思ひます。漁獲高を把握するようになれば、これまで許可対象漁業で漁船の総トン数が必ず定められておりましたが、総トン数については船の安全上の問題あるいは乗組員の居住性の問題などを配慮して、直ちにということにはいゝかたしませんが、総トン数の枠をある程度緩めていゝてもいゝんじゃないかと思ひますが、その点についてはどういふふうにお考え

ちよつとお話したきたいと思ひます。

○政府委員(朝海和夫君) 御指摘の一九七三年の油以外の物質による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する議定書でございますが、これは油以外の物質による汚染から自国民の利益を保護する、そのために必要な措置を公海上でとることとができるといゝたような内容の条約でございます。

政府としましては、この議定書の締結についてこれまで御承知のとおり鋭意検討してきたところ

○政府委員(東久雄君) 先生の御指摘の点でございますが、漁獲努力量制度というものをつくるときに、今回いろいろ話し合ひを続けて、無理のないような導入を図らなければならぬ。したが

いまして、当面漁獲努力量、いわゆる船の大きさとか航海日数等、漁労日数とかそういうものも出てくると思ひますが、そういうものないしはゆるゆる漁業調整の現状を今直ちにこのために変更するというのは大変難しいことだと思ひます。特に、漁船のトン数につきましては、漁場競合で大きな船に來られちゃ困るというふうなことからいゝろいろ調整をしてきた経緯がございます。したが

ただし、先生御承知のとおり、今回の法律の中には協定制度がございます。そういう協定制度というものをいゝながらそういう方向が出てくる、また調整上問題がないという状況が出てくるということになれば、それは将来の課題として考へ得るところだと思ひます。

なお、現在の状況ではございませうけれども、やはりこういう条件のものでございませうけれども、安全性はもうやばり第一に考へなければならぬ点だといふふうに理解してございまして、その中で安全性第一優先という形で基準を設けておるといふことであると考へてございまして、居住性を犠牲にしてでも安全性をいゝこととでございまして、居住性といふようなことから先ほどの点が御指摘あつたのだらうと思ひますが、当面はちよつと無理な点があるんではないかといふふうに考へております。

○戸田邦司君 直ちにといふわけにはいゝかたしと思ひますが、ひとつ将来の方向として御検討をいただければと思ひます。

それでは次に、領海法関係に入らせていただきます。

今度の領海法改正で直線基線を導入することになつております。直線基線につきましては前の領

海法にも規定がありまして、前の領海法が制定されたのは昭和五十二年でありまして、その五十二年の時点でも国際法上それを採用することも可能であつたといふことだらうと思ひます。それで、我が方が五十二年に領海法を定めて、その後、近隣諸国、韓国とか中国とかロシアあるいは世界じゅうで多くの国が直線基線を採用してきております。

一つの疑問は、どうして今まで直線基線を採用してこなかったんだらうかと。これは我が国の権益の問題にもかかわることでありまして、直線基線を採用してしかるべきではなかつたかという疑問があります。

それから、直線基線を採用する場合に、国際法上許されていると我が国が宣言すればいいわけですから、そういうふうなことで国際法上許されている最大の線を引くべきではないか、そういうふうにお思ひますが、我が国としてどういふような基準で直線基線を引くことになるか、その辺もあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(西田芳弘君) お答えいたします。現行の領海法が制定されましたのは、先生御指摘のとおり、昭和五十二年でございます。その当時、調査し得たところによりますと、国際社会全体でも直線基線を採用してゐるのは二十一カ国程度でございました。我が国といたしましては、各国の国家実行の趨勢を見るのが適當であるといふ観点から、その当時は直線基線を採用しなかつたものでございまして、ただ、先生御指摘のとおり、その後、我が国の近隣諸国や多くの海洋先進国を含む七十以上の国や地域が今日直線基線を採用するに至つております。

直線基線の採用につきましては、それによりまして領海の限界線が明確化するといゝたような効果も期待できるわけでございます。これらの点を勘案いたしまして、今回我が国としても直線基線を採用するべく改正を提案申し上げていゝ次第でございます。

の基準の点を御質問でございました。直線基線につきましましては、国連海洋法条約第七条に定めるところによりましてこれを引くこととしております。国連海洋法条約七条によりますれば、海岸線が著しく曲折しているとか、あるいは海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所に直線基線を引くことができるということになっておるものでございます。我が国が直線基線を引くに当たりまして、これらの国際法上の要件を満たし、国際的に許容される限度というものを引きわめつつ、検討を進めているところでございます。

○戸田邦司君 この領海の基線によって接続水域とか排他的経済水域も変わってくることにありますので、我が国の権益といえますか権利の行使を考えますと最大限に引くべきである、しかもなるべく早くということではないかと思っております。具体的な場所を明らかにする必要があらうと思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(西田芳弘君) 今般提出申し上げました領海法の一部改正法案におきましては、直線基線は御指摘のとおり政令で定めることとしております。政府といたしましては、できるだけ早期にこの直線基線に係る政令を制定する必要があるというふうにお考えを御指摘の趣旨を踏まえつつ鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

○戸田邦司君 今回の条約で接続水域を領海基線から二十四海里、こういうふうな定められておられます。前の領海法では接続水域の幅は基線から十二海里、そういうふうな定められておりましたので、我が国が十二海里の領海を設定した場合に、接続水域を定める意味がなかったということだろうと思っております。今回、接続水域を二十四海里まで拡大できるというふうなことで、我が国にとつては非常に有効な制度になると思っておりますが、今回の接続水域の設定の具体的意義というのとは一体どういふようなところにあるか、その点について御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(兼野裕君) 御指摘のとおり、今回接続水域が設定されますと、我が国の領域におきまします、例えば通関あるいは財政といった関係法令に違反する行為の防止あるいは処罰のために必要な措置をとることができるようになるわけでございまして、海上における取り締まりの観点から大変適切な対処が可能になるというふうなことでございます。

具体的には、接続水域におきまして、先ほど来お話がございまして多発化、巧妙化しております銃器あるいは薬物等の密輸あるいは密入国といった事犯に対しまして、これを早期に発見し、領海内への侵入を拒絶することが可能になるというふうな非常に効果があるものと考えております。

○戸田邦司君 今回の海洋法条約の中では、前の領海条約に比べてまして領海内の無害通航権、いわゆるイノセントパッセージですが、この無害通航権の条件がかなり具体的に示されてきております。基本的には沿岸国の平和、秩序、安全を書しなないということ、その具体的な例が条約の中に明確に書かれておりますが、この平和、秩序、安全の意味は具体的にはどういふふうな考えたらいいのでしょうか。

この中で、安全は、条約条文中は「セキユリティー」と書いてあります。セーフティーの安全ではないセキユリティーと書いてありますが、その辺の意味についてひとつ明確に御説明いただければと思っております。

○政府委員(谷内正太郎君) 今、先生御指摘の平和、秩序または安全を害するということの意味でございましてけれども、例えば沿岸国の主権に対する軍事的またはその他の脅威をもたらすこと、沿岸国に対する重大な法益侵害をもたらすことなどを意味するものと考えております。

この条項の起草経緯によりますと、通航が沿岸国の平和、秩序または安全を害するかどうかはその通航の仕方のみではなくて通航の性質によっても判断されると、こういうふうな理解されておるところでございます。

○戸田邦司君 具体的な事例についてはきちっとしておかないと取り締まりがなかなか難しいという点がありますから、その辺については実際の取り締まりに当たって係官が困ることがないような、そういうような連絡あるいは指導が必要ではないかと思っております。

次の問題ですが、海上保安庁法の一部改正であります。今度の庁法の改正のポイント、これは船舶の航行停止とか航路変更というふうなことを海上保安官が犯罪予防などのために措置を発動できる、そういうふうなことを明確にしまして、現場の海上保安官が的確に対応できるようにしたという点ではないかと思っております。

具体的には十八条の改正になるわけでありまして、従来の十八条というのは非常に漠然と書いてありまして、「真にやむを得ないとき」というような規定になっていたわけですが、今回はこれらの点について要件がかなり具体的に規定されたというところで、現場の海上保安官も海上犯罪の防止のための措置がとりやすくなったということではないかと思っております。

領海法の改正で新しく設定されることになりました接続水域、これも密航とか密輸とか犯罪を防止する、そういうような点から非常に強力な体制がとれるようになったわけでありまして、今回の海上保安庁法の規定の整備によって接続水域における密航者あるいは密輸の防止のために具体的にどういふような措置ができるようになったか、お話しいただきたいと思っております。

○政府委員(兼野裕君) ただいまお話のとおり、現在の海上保安庁法では、海上保安官がそういう強制的な措置を講ずる場合に当たっての要件が非常に厳格に定められておりました。現実問題としてなかなかそれを発動させることが難しいという状況でございました。今回の改正では、その発動要件を明確にいたしました。どういふ場合にどういふことができるかということをはっきりさせまして、現場の実際の対応をしやすくお申しますか、明確にできるように措置をしようとするものでございます。

ただいまお尋ねの接続水域でございますけれども、仮に接続水域内で不審な船舶を発見いたしました場合には、まず立入検査を行うということが必要でございますので、それに伴います停船をまず命ずるといふことになりまして、そして、そういう場合に、典型的な例で申しますと、仮に我が国への密入国を企てているということがはっきりした場合、これは接続水域にある時点でまだ犯罪を構成していないわけですが、このまま行けば必ず領海に入っていくって犯罪になるということが明らかかなような場合には、今度の改正されます海上保安庁法によりまして船舶の航路を変更させる、つまり領海の方へ入らないように措置をすることが可能になるというのが一番具体的な例でございまして。

○戸田邦司君 そこで密航の関係ですが、前々から不法就労目的で我が国に密航を企てる、密入国すると、そういう事件が頻発しております。最近も非常に多いんじゃないかと思っております。最近それが組織化されている、非常に巧妙になっていてなかなか見つけにくいと、そういうふうな状況になってきていると思っております。

今回の接続水域の設定とかあるいは保安庁法の改正で、これまで以上に効果的な取り締まりができるようになったわけでありまして、海上保安庁の立場を弁護するわけではありませんが、海上保安庁だけでは十分な効果を上げることができない。警察庁あるいは法務省、そういうところとの連携で十分な効果を上げるようにしていかなければならぬというふうなところも思っております。

海上保安庁で以前に、中国船だっと思いが、密航者を捕まえて、それで横浜でその密航者を勾留監視していたというふうなことがありましたが、海上保安庁の話によりますと、ああいうようなことがあっても別に予算がふえるわけでも何でもなくて、保安庁の予算の中からはあいうような費用を出していかなければならぬ、海上保安庁

にとつては非常に痛手になる、非常に面倒な問題でもあるというような話を聞いております。

海上保安庁が密航者を捕まえて、それで入管にお知らせするというようなやり方で今まで仕事が進められていたように思いますが、入国管理局はもっと積極的に海上保安庁と連携をとりながら密航者を把握する、捕まえる、事前にいろんな対応ができるようにすべきじゃないかと思ひます。

ちよつと言葉は過ぎるかもしれませんが、法務省入国管理局は若干腰が引けているんじゃないか。捕まえてくれれば我が方の仕事になりますよと、こつこつやっているようにも受け取られるわけで、その辺、密航事件について今後入管行政として新たな対応が必要じゃないかと思ひます。また、海上保安庁などのそういうような機関との連携とか協力、そういう体制ももっと深めていかなければならないというようなことではないかと思ひますが、その二点についてお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(安田博延君) 接続水域の設定によりまして我が国の権限行使が拡大されることとなり、同水域において我が国の関係機関による不法入国等の出入国管理及び難民認定法違反の防止措置及び領海内で行われた違反行為に対して刑事訴訟法上の手続をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を発揮するものと考えられています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、従前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところでありますが、今後とも関係機関との連携を強め適切に対処していきたいと思ひます。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですけど、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思ひます。お願ひします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺ひしたいと思ひます。海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一

部を改正する法律案というのが出ていまして、これは科学技術庁の規制法も同じような立て方になっておりますが、いわゆる違反者を捕まえた場合にポンド制度、ポンドをとつてそれで釈放するという仕組みになっておりますが、海洋汚染防止法を改正して海洋汚染事犯にポンド制度なるものを導入することになった理由と、それから具体的にポンド制度はどのような制度であるかという点について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(兼野裕君) 御案内のとおり、海洋法条約では海洋環境の保護あるいは保全といった分野につきまして沿岸国の管轄権を排他的経済水域まで拡大しておるわけでございまして、その一方で外国船舶がそうした海域で海洋汚染事犯を引き起こした場合には長期にわたつて船舶を拘束するということになりまして、船舶運航をする側にとりましてかなりの不利益になるといふことを配慮いたしまして、保証金の提供などといった合理的な手続に従うことを条件として速やかに釈放する制度を設けることが求められておるわけでございまして。このため、今回の改正におきまして、違反者の刑事手続への出頭等を担保する担保金の提供を条件としまして速やかに釈放を行うといういわゆるポンド制度の導入を図ることとしたものでございます。

具体的には、外国船舶に係ります海洋汚染防止法違反について違反者を逮捕いたしました場合に、再出頭などを担保する担保金の提供を受けまして、再出頭期日を指定し、釈放をするということになるわけでございまして、もし違反者の再出頭がなされまして刑事手続が終了した場合等には、担保金をその提供者の方に返還するという制度でございまして。もし出頭しなかったというような場合には、担保金は刑事手続の進行を妨げたということに対します制裁金といたしまして国庫に帰属されることになるといふのが制度の概要でございます。

○戸田邦司君 このポンド金の額などについては、罰金とのバランスといひますか、その辺もよく考えて今回その額を設定することになっていと思ひますが、初めてのケースでもありますので運用はひとつ注意深くということになるのかなと、こつこつと思つております。

最後にになりましたが、先ほどもちよつとお話が出ていまして、私は本会議でも橋本総理大臣にお伺ひをしましたが、海上保安庁の巡視船艇、航空機、そういったいわゆる機材の整備、今回相当海域が広がるというようなことでこれはぜひともという問題だろうと思ひます。

今まで非常に古い船艇の整備については、ここ何年か見えていますと補正予算で措置してもらつてい思ひますが、船艇が大きくなっていつてもほかの運用のための予算は拡大しない。例えば、燃料費とかそういうものは拡大しないで船艇は少し大型の強力なものにしてもらつてい思ひます。

海上保安庁の中でその辺の運用が非常に大変だといふ話も聞いておりますが、運輸省枠とか海上保安庁枠とかいふことを言ひますと非常に整備が難しくなるという点がありますので、その辺も配慮をしていただいて、船艇、航空機の整備、人材の育成、増員も必要になってくると思ひますし、そういう運用面のための経費も見てもらわなければならぬといふようなことで、運輸大臣は大蔵大臣とその辺をよくお話しただいて、なかなか強力な大蔵大臣ですから説得するのが大変だろうと思ひますが、ひとつ運輸大臣にその辺のお心づもりについてお伺ひしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(兼井善之君) 委員から御指摘のとおりでございます。先ほど来お話し申し上げておりますとおり、現在の約七分の一が増大する海域になるわけであります。また御指摘の密航の問題や薬物、けん銃の問題等々大変重要な問題を抱えておるわけであります。さらに、耐用年数の来ております船艇、航空機が相当あるわけであります。そういう面で、近代的な装備の高性能な巡視

船艇あるいは航空機が必要になるわけであります。あわせて海上保安学校での人材やあるいは海上保安庁の職員の人材をさらに育成するようなことをいたさなければなりません。

今回こつこつといわゆる海洋法の特別委員会をおつくりいただき、関連するいろいろな法案があるわけでありますので、御指摘のように予算の編成に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまして体制の強化のために万全を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございます。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。今も出ておりましたが、海洋汚染に関するところで核原料物質、核燃料物質及び云々という法律の一部を改正する、そういった中で問題から御質問させていただきたいと思ひます。便宜的に大づかみにしまして、この問題というのは、放射性物質の海洋投棄に關してどういふうに取り締まつていくかということだろうと思ひますが、これは本来的に言えば油であるとかその他の物質であるとかと同様でございますけれども、事が放射性物質であるということと特段の専門知識も必要であるというところで科技厅の担当になつているかと思ひます。

この放射性物質の海洋投棄についてどういふうにこれから日本は対処していくのかという、まづ大卒のところを長官からお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(中川秀直君) 御指摘の放射性物質の海洋投棄につきましては、いわゆるロンドン条約により国際的に禁止をされておるわけでございまして。これを各国が忠実に遵守していただくことがまず何よりも重要であるわけでございまして。

科学技術庁といたしまして、そういう観点からも放射性物質の管理を含めた原子力安全分野における各国との情報、意見交換等をさらに充実してまいりまして、投棄の未然防止を図っていくというのがまず第一のスタンスでございます。

また、実際に海洋投棄が行われたと仮定した場合、その違反の取り締まりに関しては、国連海洋法条約により我が国の管轄権が今般非他の経済水域等まで拡大することも踏まえまして、原子炉等規制法及び放射線障害防止法の履行を確保するために、今回の法改正において科学技術庁による立入検査及び報告徴収の規定を整備するというようにした次第でございます。

具体的ないろいろなことについては海上保安庁との間で緊密な連携を図っていかねければなりません。それについてはまた政府委員から御答弁申し上げますが、基本的スタンスは以上申し上げたようなことで放射性物質の海洋投棄の取り締まりに万全を尽くしてまいりたい、こう考えております。

○山崎力君 基本的な方針というのはそれで十分だと思ふんですけども、それではいざ具体的にとなると、どうするかという問題が出てきませんかと思ふんです。

専門知識といえますか、観測機材も含めて今科技庁にそれに対応する機材はないと考へてよろしいかと思ひます。私の知る限りでは、これと似た形で、科技庁予算で建造した放射能の調査艇というのでしよるか、三隻ばかりございまして、それが今海上保安庁で運用されておる。対象は横須賀、佐世保、沖繩、具体的に言えばアメリカの原子力艦艇の出入港の際に放射線異常がないかどうかを観測するということだろうと思ふんです。

ただ、この三隻のやっっている水域というのは極めて限定的なところでございまして、先ほどの答弁では、今度の条約によって海上保安庁の管轄といひますか、そういったところが七分の一ふえるということをおっしゃっていましたが、このことに関しては七分の一どころではない、もう何百倍も何千倍も水域はふえるわけでございます。それでは具体的にどういふふうな形でこの監視、取り締まりをしていくのかという点について御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮林正恭君) お答えさせていただきます。

放射性物質の海洋投棄の取り締まりにつきましては、海上保安庁と緊密な協力をしながら進めていかなきゃいけないところでございまして。したがって、これにつきましては具体的な提携のあり方々々につきまして検討、調整を今両庁で進めさせていただいております。

現段階においては、大体以下のような進め方を考へておるところでございます。まず、放射性物質の海洋投棄の事実を発見する契機でございますが、こういうものにつきましては、海上保安庁の巡視船艇などが洋上において放射性物質と思われるものを投棄している船舶を発見する場合、放射性物質の海洋投棄の疑いに関する情報が、いろいろな方法はあると思ひますが、当庁に入ってくる場合等が考えられるわけでございます。こうした場合には、当然直ちに当庁と海上保安庁との間で相互通報が行われて次のステップに移っていく、こういうことになります。

例えば、海上保安庁の巡視船艇などが違反の疑いのある船舶を発見したような場合には、当庁が当該船舶に対する立入検査あるいは船舶の船長等からの報告聴取ということに着手するというふうになると思っております。

具体的な立入検査をやりますときには、これは基本的には洋上で行われることとなります。それで、私どもの方はそういうふうな船舶あるいは航空機というふうなものを所有しておりません。ですから、これらの要員あるいは資機材の現場への輸送ということにつきましては、海上保安庁の協力を得まして巡視船艇あるいは航空機などを活用して行うというふうなことを考へております。

それから、要員及び資機材の確保でございますが、これにつきましては科学技術庁の方も当然考へていかなきゃいけない、こういうふうな思ひしておりますけれども、やはりかなり専門的知識を要する部分もございまして。こういう部分については、日本原子力研究所あるいは放射線医学総合研

究所といったようなものを中心としたいろいろな関係の機関に協力を求めるということも必要ではないか、こういうふうに思っております。そういうラインで今考へておるところでございます。

それから、現場に到着いたしました後、当庁の立入検査官は船舶の関係者から質問あるいは書類等の検査、資料の収集、分析等を通じまして放射性物質の投棄の有無を確認する、あるいはそういうふうな物質の特定といったような調査のための作業をいろいろ進めるわけでございます。その結果を海上保安官に提供いたしまして海上保安庁の捜査に協力し、このような調査、捜査によりまして外国船舶に違反があるという事実が認められる場合には、担保金制度適用等適切な措置をとっていくというふうになるというふうに考へております。

○山崎力君 いずれにしましても、そうなっておりますと、一義的にいいますか、まず触角といひますか、実働の部分には科技庁さんというよりは海上保安庁さんの方の仕事がふえるといひますか、責任が重いと申すか、そういう状況にならうかと思ふんです。現体制で海上保安庁の船艇、航空機、そういったものがある程度の観測機材とある程度の教育を受けた人を載せるということでは対応できるのでございませうか。これに対しての対応策を海上保安庁としてはどのように考へてございませうか。

○政府委員(森野裕君) 私どもの任務は、大ざっぱに申し上げますと、ただいま科技庁さんの方からお話ございましたように、まずそういう違反の疑いのある船舶があるかどうかということ把握すること、それから二番目には、もしそういう疑いのある船舶がありました場合に、科学技術庁さんの専門的知識を持っておられる方を、あるいは資機材を現場へ輸送するということが二つ目。そして、さらにそれで違反行為が明らかになった場合に捜査に着手するということが三番目。大きく言えばその三つにならうかと

思ひます。

したがって、特に最初の点、違反した疑いのある船舶を把握できるかどうかという点でございますが、これにはいろいろな情報がどうしてもやはり必要でございますので、これは科学技術庁さんの方と十分連携をとりながら情報把握に努めていきます。また先ほど来、これは海上保安庁業務全般として御説明しておりますとおり、私どもの船艇、航空機の充実強化、あるいは効率的な運用ということを図りまして、現在でもいわゆる広域的な哨戒体制というものは実施しておるわけでございますけれども、それをさらに充実強化に努めることによりまして、そうした点の発見に極力努めていきたいというふうに考へております。

○山崎力君 この点について、ある意味においては哨戒活動をしております自衛隊との協力ということも考へなければいけないと思ひますし、まず見つけるということが第一のスタートでございます。その辺のところの体制を十分とっていただきたいと思ひます。

もう一つこの問題の特殊な点は、こういう放射性物質を違法投棄する、海洋投棄するといった場合、大まかに言って二つのケースしかないということでございます。一つは、不要になったものを処理に困って捨てるということが一つ。もう一つは、現実に今原子力で動いている船、これは一部の船を除きましてほとんどが軍艦でございます。我が国もかつて「むつ」というのがありましたけれども、これは廃船になりましたし、商船といひます。これは廃船になりましたし、商船といひます。これは廃船になりましたし、商船といひます。これは廃船になりましたし、商船といひます。

そして、非常に不幸なことですが、かつてソビエト、当時のソビエトのエコーII型という原子力潜水艦が事故を起こしまして、日本の領海に入つたと入らないとか、そのとき放射能が漏れていたらと漏れていなかったとかということもございました。そういういわゆる外国公船に対してそういう容疑といひますか問題が出てきたと

きに、どういふ対処が可能なのでございませうか。
○政府委員(谷内正太郎君) まず、海洋法条約上の規定ぶりについて最初に御説明をさせていただきますかと思ひます。

○国連海洋法条約は、海洋環境の保護及び保全に關する同条約の規定については、軍艦それから非商業的役務のみ使用される政府船舶等には適用がない旨規定してあるわけでございます。これは第二百二十六条でございます。したがって、沿岸國の關連國內法令もその排他的經濟水域、接続水域及び領海を航行しているこれらの船舶には適用されないと申すことになっておるわけです。ただし、領海におきましてその公船が故意のかつ重大な汚染行為を行う場合には、一般に領海外への退去要求等の必要な措置をとることができ、こういうことでございます。

また、この条約上、軍艦及び政府船舶を所有しまたは運航する國はこれらの船舶が合理的かつ実行可能である限り本条約に即して行動することを確保する義務を負つておるわけでございます。これは二百二十六条のただし書きに書いてあるわけでございます。

これらの船舶が他國の排他的經濟水域、接続水域または領海において本条約に反して海洋汚染行為をした場合には、沿岸國は必要に依り、これらの船舶の旗國に対し、かかる義務に対し適切な措置をとるよう外交ルートを通じて要請することができると申すことでございます。さらに、もしこの条約上の義務違反ということが明白になつてきた場合には、かかる義務違反の責任を旗國に対して國際法上追及することが可能でございます。

以上、海洋法条約上の整備でございます。
○山崎力君 そこで若干違つてきておるのは、領海部分の扱いと接続水域、經濟水域の違いがこの問題では出てきておるのではないかと思ふんです。

今回の条約に關しまして、我が國は五つの海峡と承知しておりますけれども、今まで十二海里の

主張できる領海を三海里にとどめておるというふうな形のことを伺つておるわけですが、今回の条約締結に当たつて、津軽、対馬、宗谷等の海峡について十二海里をとるか三海里をそのままとするか、どちらでございますか。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま委員御指摘のいわゆる五海峡でございますが、これにつきましては今回新たに直線基線を採用することに伴つて変更はございませんけれども、その点を除きましては基本的に現状を維持する、すなわち三海里でまいると、こういうことでございます。

○山崎力君 その理由はいかなる理由をもつてそのままと申すことなんでしょうか。
○國務大臣(池田行彦君) きょうの御審議でもいろいろ申し上げましたけれども、我が國は世界中でも主要な海洋國でございます。海洋國であるという立場から申しますと、諸國が重要な海峡における自由な通航を維持する、こういう政策をとることは我が國の総合的な海洋に關する利害から申して適切であると考えられるわけでございます。そういうことと、五海峡につきましても、そういう諸國の自由な通航を維持するという政策を促進するという観点から従来の方針を維持したというのが基本でございます。

○山崎力君 それでは、この基本になつております、昭和五十二年と承知してありますが、領海法には三海里の規定はどのように記載されておるのございませうか。
○政府委員(西田芳弘君) 五海峡の部分におきましてこの現行領海法における規定でございますけれども、領海法の附則二項でございますが、このよう規定がございませうか。

「当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡については、第一条の規定は適用せず、」つまり第一条におきまして領海の幅員につきましては十二海里という定めがあるわけでございますけれども、「第一条の規定は適用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接

続して引かれる線までの海域とする。」というふうになされております。
○山崎力君 今回の国内法の改正で、その条文における「当分の間」というものを削除しなかつた理由はどういうことなんでしょうか。
○政府委員(西田芳弘君) 先ほど外務大臣から答弁がございましたとおり、海洋國家たる我が國として諸外國が重要な海峡における重要な通航を維持する政策をとることを促進すべく、我が國にいたしましては五海峡につきましては現状を基本的に變更しないことが適當だといふふうに考えた次第でございます。

○山崎力君 現状を變更しないということ、当分の間をいいますよという現状を變更しないといふふうな御答弁だと思ふんですが、こういういわゆる海の國連憲章と言われる海洋法条約を締結して、それに伴う領海をいかに決めるかといつたときに「当分の間」というのがあることは、三海里にするか十二海里にするかは國策としての判断としても、その条文をそのまま残すということはいかかなものかというふうには感じらるんですが、その辺についてのお考えはいかかなものでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) ただいまの点でございますが、委員御承知のとおり、今回の国連海洋法条約の規定の中には通過通航制度というものもあるわけでございます。この通過通航制度によりまして自由な通航の確保ができるんじゃないかと、こういう見方もあるわけでございます。しかしながら、実は現在までのところ、通過通航制度がいはゆる場合に適用されるかについて十分な先例といひませうか國家実行の集積がございませぬ。そういう事情でございますので、自由な通航を確保するためには従来の方針を維持することが適切である。少なくとも当分の間はということ、「当分の間」を残したということでございます。

○山崎力君 このことはちょっと後でまた戻るかもしれませんが、それに関連して、私の地元である青森県と北海道の間を通過している青函トンネル

がございませぬ。その間の一部が前の領海法によつて公海部分になつておりました、当然その下が日本国内には入つていないという極めて特殊な事例がございませぬ。
その点について、これは自治省さんの担当なんですか、その公海部分のトンネルに対する固定資産税についてはどのようになつておるのでしょうか。

○説明員(片山善博君) 固定資産税は固定資産所在の市町村におきまして課税することとされております。今お話のありました青函トンネルにつきましては公海の下部分にございませぬ。これにつきましては、昭和六十三年一月十六日の閣議決定によりまして北海道松前郡福島町それから青森県東津軽郡三厩村にそれぞれ編入されております。このようことから、青函トンネルの公海の下部分につきましては固定資産の課税対象となつております。

○山崎力君 閣議決定をすれば公海下の公の土地、國際的にも公の土地のところでも課税になるというふうには日本の法制度はなつておると考えてよろしいんでしょうか。
○説明員(片山善博君) 当時の閣議決定をした理由でありますけれども、これにつきましては、例えば沿岸國が領海を越えて公海の下底までトンネルを掘削した場合に、沿岸國はトンネルの公海の下底の地下まで延びた部分におきましても領土と同様の管轄権を行使できると解されておる。それから、青函トンネルの公海の下部分につきましては管轄権を行使するとして場合に、警察の事案でありますとか消防の事案でありますとか、それから例外的に管轄の裁判所を定める、そういう必要がございませぬので、このよう理由によりまして青函トンネルの公海の下部分を市町村の区域に編入した、それによって固定資産税の課税権も発生すると、こういうことでございます。

○山崎力君 その点は結構でございます。ただ、そういう点というのはなかなか一般の國民にわかりづらい。どうなつておるのかなということ、

特に法的な背景はどうなっているのかなというところがございませう。

今の最初の問題に戻りますと、それでは何ゆえに三海里なのかということが今の御説明では、ああ、そんなものかということも少しもせんげれども、それではなぜ十二海里にしちやまずいのかということに關しての疑問には余りお答えになつていらつしやらないような感じがいたしますので、もう少しこの問題を詰めておきたいと思つておられます。

いわゆる外国の海峡でございませうね、いろいろ重要な海峡がございませう。私もよく知つているところでは、マラッカ海峡があり、あるいは世界的にみればドーバーがありジブラルタルがあり、あるいは石油の問題でいえばホルムズ海峡があります。そういったところではどういふふうな措置が現在とられており、また今度の海洋法条約によって変更があつたのかなつたのか。その辺はどのようになつておられますか。

○政府委員(谷内正太郎君) 世界の主要海峡におきましては、領海幅を三海里にとどめておられるものといつたしましては、これは我が国の海峡の一つでございませうけれども、対馬海峡の西水道におきましては、我が国が同様の措置をとつておられるという例はございませう。ただいま先生が御指摘なさつたようなマラッカ海峡やボスボラス、ダーダネルス海峡等につきましては、これはいづれも通過通航制度を認めておられるわけでございます。

なお、領海幅を十二海里としていない海峡の例といつたしましては、ドイツーデンマーク間の海峡、それからスウェーデンーデンマーク間の海峡、あるいはまたフィンランド湾が挙げられます。

○山崎力君 そうすると、これはまさに國の方針としていわゆる自由通航、無害通航、そういったものの制度でいくのか、それとも領海を残すのかという問題になると思つておられます。

ための政策というふうにおつしやられておられるわけでございます。それではほかの海洋國家と称するところは余りその辺のところを配慮していいないといふふうにも受けとめてよろしいような御答弁ではないかと思つておられますが、いわゆる領海にしないので、それから領海と認めておいて自由通航、先ほども無害通航について今度の条約でいろいろ具体的に示しているとおつておりましたけれども、その辺の政策の違いといふものはどの辺から出てきたと解釈すればよろしいのでございませうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 私どもとしては、先ほど大臣からも申し上げましたように、なるべく諸外國が重要な海峡において自由な通航を維持するということが、それからまたこの通過通航制度については、各國がとつておられる制度が言つてみればより共通のものでございませう、そういった制度に合わせたいといふ面と両方あるわけでございます。それで、先ほどから先生が御指摘になつておられますような、國際航行が頻りに行われておりますところと、それから日本の津軽海峡その他、こちらとは歴史的な、あるいはまた國際的な航行のメリットといふものも相当違つておられます。

したがいまして、主要な海峡が通過通航制度をとつておられるから、各國の國家実行も積み重なつておられるから、したがって我が國についても直ちにそれを適用すべきといふふうには私どもは考えておられません。これは我が國の先ほど来の海洋の通航の自由その他の点から考えて、総合的に判断させていただきますといふふうにおつておられるわけでございます。

○山崎力君 ちょっと細かい点に入るかもしれませんが、先ほどはいわゆる朝鮮半島と対馬との間の海峡、そこところは韓國側も三海里にしておられますよといふことを言つておられました。谷海峽についてはどうなんですか。ロシア側は領海は十二海里を今現在やつておられるのでございませうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 宗谷海峡につきましては、ロシア側からばかりで日本との中間線までを領海にしておられるわけでございます。他方、御指摘のように日本側は日本の沿岸から三海里という形で、そういう意味では公海部分がそこに残つておられるという形になつておられます。

○山崎力君 ということは、同じ海峡というものから考えますと、なぜか日本側が遠慮しているといふふうな設定としか思えないことがその事実からは伺えるわけでございます。特に、外國との間の國際海峡において、一方が十二海里の領海を持つて一方が三海里の領海を持つておられることは、これはやはり國民にはなかなか納得できないのではないかとこの私に正直な感想なんですけれども、その辺についてはいかがでございますか。

○政府委員(谷内正太郎君) 先生の御指摘ももっともな点があると存じます。他方、國際的に見ますと、ドイツとデンマークの間の海峡でございませうけれども、ドイツは領海幅を原則十二海里としておられますけれども、ドイツーデンマーク間の海峡においては兩國間の中間線から一・五海里手前の線までにとどめておられるわけでございます。デンマークは現在のままで領海幅は三海里の原則を維持しているといふことがございませう。ドイツは中間線まで、ロシアのようにはやつておりませんけれども、一・五海里というものを残して、他方デンマークは三海里にして中間部分を残している、こういう例もございませうので、一概に日本とロシアとの間の關係が日本にとって不平等であるといふことは言えないのかなといふふうにおつておられます。

○山崎力君 その点とはまた別に、津軽海峡、それから対馬海峡のうちの対馬一壱岐間の海峡及び大隅海峡といふのは、これは兩岸とも日本國內の海峡でございませう。そういったところまで、國際間のところの海峡はともかくとして、日本國內の海峡まで領海を三海里にするといふのはまた別の考え方といふか、方針がなければいけないと思つておられますが、その辺については何かお考えが

あつてのことなんでしょうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 海洋法条約では、我が國のような、今御指摘のような海峡幅を残しているところは、航行上及び水路上の特性において同様に便利な公海または排他的經濟水域の航路を残すといふ、これにのつたものでございませう。

私どもといつたしましては、この五海峡についてはそれぞれの海岸線の状況とか、地形上の状況とかを総合的に勘案したわけでございますけれども、それぞれの海峡について別々の公海の航路帯を設ける必然性は必ずしもないように思つておつて、結論といたしましては、当分の間同様の措置をその五海峡についてとるようになつておつて、こういうふうにおつておられます。

○山崎力君 ちょっと観点を変えさせていただきますが、先ほどの無害航行権の中で一番問題になるといふか、今の世界情勢の中で意味を持つこととして潜水艦の問題がございませう。潜水艦がそういったところを無害航行といふものを認められるといふのは、國際法的に、あるいは海洋法的に確立されたような状況があるんでございませうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 潜水艦の航行で問題になりますのは、特に領海部分においてだと存じますけれども、領海におきましては、潜水艦その他の水中航行機器は、海面上を航行し、かつその旗を掲げなくては行けないといふ趣旨の規定が第二十条にあるわけでございます。したがいまして、この第二十条の規定は既に領海条約にもある規定でございませう、その部分は國際法上もはや確立しているものであるといふふうにおつておられます。

うしても奥歯に物の挟まったような運用にならざるを得ないのではないかとというのが私の個人的な考え方でございます。

すなわち、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡、大隅海峡、すべてアメリカだけでなくてほかの国の潜水艦も含めて浮上しないで通航できるというようなことを日本が許しているのではないだろうか。どちらかといえばアメリカの方が十分そのところを利用しているという部分があります。我が同盟国であるアメリカが利用しているということとでございます。逆に、旧ソ連、現ロシアの潜水艦も通航状態のままそこを通るということも十分可能でございます。

その場合、先ほどもちらっと出てまいりましたけれども、まさに非核三原則の問題がこれあり、そういったところを日本が遠慮しているからこの三海里という領海を設定しているのではないだろうか。これは、ある意味で、軍事的なことか、いけば当然そのところに帰着するという話をする評論家もございませぬ。その辺のところについて、お答えできる範囲で結構でございますから、そういったものも考慮いたしますか配慮のうちに入っているのかどうかという点について御答弁願えればと思つております。

○國務大臣(池田行彦君) たいま委員から御指摘がございました潜水艦の航行あるいは核搭載艦の航行、その関連でいわゆる五海峡につきまして現在の方針を維持するというものではございませぬ。先ほど御答弁申し上げましたように、基本的に自由な通航を全世界的に維持する、そういう政策を促進しようという観点、それからいま一つは、いわゆる通過通航制度がいかなる場合に適用されるか等につきまして、まだ国家実行の集積が十分でない、そういう事情を踏まえての政策でございます。

○山崎力君 ちよっと観点を変えますが、領海三海里の海峡部分において、接続水域、排他的経済水域の設定はどのようになるのでございませうか。

○政府委員(西田芳弘君) 御質問の接続水域の設定及び排他的経済水域の設定でございますけれども、これは領海法改正法案それから排他的経済水域大陸棚法案においてそれぞれ定められておまして、これらの法案において明らかとなり、接続水域なり排他的経済水域を設定するに当たりまして一部水域の除外を行うということはしてございせん。特定海域についても同様でございます。

○山崎力君 そうすると、まさにその海峡部分というのはほとんどどこが接続水域に含まれる。ということは、たしか法の趣旨からいけば、基線から二十四海里まで接続水域になるということですから、普通のところは領海十二海里プラス十二海里の接続水域、それと二百海里まで、今回の海峡については領海三海里プラス二十一海里が接続水域、それから二百海里が排他的経済水域と、このようになるかと解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(西田芳弘君) それぞれの法案に定めがございませぬとおり、接続水域につきましては原則として二十四海里まで、それから排他的経済水域につきましては原則として二百海里までというふうに定めておまして、相対国がある場合には、相対国との間で合意がある場合にはそれに従いますし、その合意がない場合には中間線までということでございます。

○山崎力君 ですすから、それは普通の答弁でございますから、二十四海里までですから十二海里の領海プラス十二海里の接続水域、それから二百海里までが排他的経済水域、今おっしゃられた答弁のとおりなんです、海峡については領海が三海里ということになるわけですから、その三海里と十二海里の間の部分が、たしか私の承知しているところでは、接続水域というのは二十四海里までとれるということですから、その海峡部分については、基線から三海里までが領海で、それプラス二十一海里、合計の二十四海里のところまでが接続水域になるということと解釈してよろしいのかという質問の趣旨でございます。

○政府委員(西田芳弘君) 御指摘のとおり、領海以遠、接続水域の場合でしたら原則二十四海里まで、排他的経済水域の場合には原則二百海里までがそれぞれ我が国の接続水域及び排他的経済水域でございます。

○山崎力君 ちよっと質問の趣旨が通じているかどうかかわからないんですが、私の質問の趣旨がそのとおりだろうかということ肯定していただけたということ、次に進ませていただきたいと思っております。

この領海三海里のままということ、先ほど私が余計な内容のことを言ってしまうして大臣もお答えに困ったような答弁をされたんですけれども、日本国家として、新しい海洋秩序のスタートラインにつくこの条約を批准して国内法を整備するときに、さきの領海法制定のときに「当分の間」という表現でなされた領海三海里の部分、その部分について大きな検討がなされないまま今回も続いているのではないかとこの間にしまして、私は若干の疑念をどうしても残さざるを得ないということでございます。

先ほどの大臣の御答弁によれば、いわゆる国際海峡における自由航行というものが世界的に一つの慣習法として確立してくれば、これは我が国についても十二海里を領海の国際海峡にするという趣旨の御答弁であり、それまでの間ということが先ほどの領海法の中の「当分の間」というような表現になっているというふうに乗ったわけでございます。

そうすると、こういう法律というのは一たん決まってしまうとよほどのことがない限りそのまま放置されがちであるということが現実でございます。ということも考えれば、少なくとも今の時点でのどのような状況になれば、我が国が領海三海里を十二海里にふやすんだという見通しをある程度表明していただいた方が国際的にもあるいは国内的にも納得を得やすいのではないかと私は思うんでございませうか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今回このような措置を少なくとも当分の間と、そうした一番大きな理由は、諸国が重要な海峡における自由な通航を維持する政策をとることを促進するという、こういう観点でございます。

さて、そういった観点から申しますと二つの道があると思つて。一つは、現在我が国がとっているような三海里を続けていくということ。それからいま一つは、これも先ほど御答弁申し上げましたけれども、今回の国連海洋法条約にも規定されておりますいわゆる通過通航制度を適用するということでございます。

しかし、通過通航制度についてはまだ十分な国家実行の集積がないということ、どういふケースにどういふふうに応用されるかということ、確定していない状態でございますので、当分の間は三海里ということとていく、こう申し上げたわけでございます。

逆に申しますと、通過通航制度について十分な国家実行が集積され、そしてまたそういった集積の上に立つて重要な海峡における自由な通航を維持することが十分確保されるというふうなことが明確になる、そういう状況になりましたら、さて従来の方針を維持するのが適切なか、あるいはそういった国家実行の集積に裏打ちされた通過通航制度を採用するのが適当なのかということ、そういった段階で検討するということとはあり得ると思つております。

○山崎力君 明確な御答弁だと思つて。ただ、今の最初の三海里でということになりますと、我が国が通過通航制度の集積がないことによつて、我が国がこのことをやるんですよということ、それを対外的に言いますと、それでは日本は現在ある多くの国際海峡、世界の海上流通の根幹となるべき海峡は、沿岸国は領海を制限して公海にしていくべきであるということとをこれから主張していくのかということとをこれから主張して

るうかと思うのでございます。これは実質上、私の考えるところ、非常に困難だと思いますか、ほぼ実現不可能な状況であろうと思えます。一たん主権国が我が領海と言ったものを、世界の流通その他のためにその主権、領海を放棄して公海にするということとは、これは私はまず不可能と言ってよろしいかと思ふんです。

ですから、そういう点からいきますと、我が日本が国際的な条約による通過通航制度が集積されていないときに、我が国が非常にオープンな形で通ってもらおうということは、通過する側の外国から見れば非常に歓迎するべき措置であらうとも考えられますけれども、それじゃなぜ世界的な風潮とは別に日本が集積されていないからそれまで三海里で国際間の流通、海上交通の促進のためにやるのかというように考えますと、これはやはり先ほどの軍事的な背景を考慮するを得ない。そしてまた、申しわけない言い方ですけれども、そういうことを国民に明らかにしてもいい時代になってきているんじゃないかなというものが私の個人的な見解でございます。

そして、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれありでございます。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛ぶことがほとんど問題なくできていることを考えれば、こういったものを残すというのはやはり軍事的な背景があるのではないかと、いふふうには思わざるを得ない部分も空の部分についてはございます。

そういう点を考えますと、やはり単に通過通航制度の集積を待って、世界的な現実なものを待って、当分の間、それまで三海里でやりますよということでは、この海洋法に対する、領海法に対する国民の理解というものは納得がいま一つ足りないのではないのかなというふうには私自身は危惧しております。

そういった点を踏まえまして、私どもの党首が言っている普通の国といえますか、そういった言

葉からもあるのでございますけれども、まずその辺のところを含んだ上での、少なくとも三海里に我が国がしたということによって国家国民が、あるいは特に沿岸の海峡に沿う住民が不利にならないような施策だけはせひともしていただきたいと御要望を申し上げます。その辺についてのまとの形で外務大臣の御答弁をいただければ幸いです。

○國務大臣(池田行彦) 先ほど御答弁申し上げましたけれども、今回のような措置をとったと申しましようか、当分これまでの方針を維持することにいたしました。それは、決して先ほど御指摘のございました核搭載艦あるいは潜水艦といったような観点、あるいは今御指摘のございました軍事的な考慮ということからではございません。あくまで重要な海峡における自由な通航を維持する政策を促進するという観点からのものでございます。

そしてまた、それでは日本がこのような方針を維持しておいたからといって諸外国が三海里の領海に戻るとは期待できないんじゃないかという御指摘がございました。あるいはそれは常識的な見方かもしれない。しかしながら、日本がこういうふうな従来の方針を維持して自由な通航制度を促進しようという姿勢を明確にしておけるといことは、一方において通過通航制度における国家実態が維持される過程において、やはりそういう自由な通航を維持しなくちゃいけないんだという配慮を各国に考慮していくという、そういう面はあるということをご理解いただきたいと思います。

それからまた、最後に委員から御指摘がございました。このような方針を維持することによって我が国の利益、とりわけそういう特定海域に接するあるいは隣接する地域においてになります住民の方々に不利にならないように十分な配慮をしていくということ、お説のとおり必要なことであると考える次第でございます。

○山崎力君 終わります。
○委員長(寺澤芳男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(寺澤芳男君) ただいまから海洋法条約等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、海洋法に関する国際連合条約及び九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件外八案を一括して議題とし、質疑を行います。

○田村秀昭君 平成会の田村でございます。本条約には賛成でございます。

○田村秀昭君 平成会の田村でございます。新しい海洋法の条約を締結した場合、我が国も世界の新しい海洋秩序の仲間入りを果たすことになりま。そして、従来以上にこの海洋の秩序を守っていくことが我が国として重要な仕事となつてまいると考えております。我が国が持つすべての機能を効果的、有機的に活用できるような、特に海上自衛隊の活用も含めまして、国内法を整備する必要があるというふうには私は強く感じている者一人であります。

それで、まず無害通航の十九条でございますけれども、沿岸国の防衛または安全を害する情報収集を目的とする行為、沿岸国の防衛または安全に影響を及ぼすことを目的とする宣伝行為、沿岸国の通信網またはその他の施設もしくは装置を妨害することを目的とする行為等の有害な通航があるかどうかということ、海上保安庁では判断できるんですか、できないんですか、お答え願います。
○政府委員(兼野裕君) 基本的に、もちろん私どもは常時哨戒態勢をとっておりますので、無害通過であるかどうかということも一つの目安として哨戒を当然行うわけでございますが、ただ私ども例外的にそういう能力のないものがございます。

例えば、潜没しております潜水艦といったようなものにつきましては、私どもにそういう探知する能力はございませんので、これは関係機関の協力を得て対処をするということになるかと思ひます。

○田村秀昭君 ちょっとよく聞かえなかったんですけれども、そういう能力は持っておらないというお答えですか。

○政府委員(兼野裕君) 例えば、潜没して航行しております潜水艦といったものに対しては、それを探知する能力は私どもは持っていないということをお申し上げたわけでございます。

○田村秀昭君 情報収集を目的とするそういう行動は判断できるんですか。
○政府委員(兼野裕君) これはいろいろなケースがあるかと思ひます。もちろんそういうことを探知できる、収集できる場合もございますし、ただ一般論としてはなかなか難しいというケースが多いと想定されますけれども、それはケースによつてさまざまだろうと思っております。

○田村秀昭君 そういたしますと、一部できないところがあるというふうには長官はお答えになったと思うんですが、その場合は今の法制のまま行くんですか。どういうふうな処置をおとりになるんですか。
○政府委員(兼野裕君) 例えば、ただいま申し上げました潜没して航行しております潜水艦の場合には、防衛庁さんの方にそういう能力がございまして、こちらと連携をとって対応するということになるかと思ひます。

○田村秀昭君 現在は自衛隊法の八十二条で、海上自衛隊がそういう潜水艦を見つけた場合には海上保安庁に連絡するようになっていまして、それで海上保安庁は総理大臣に上げて、総理大臣から自衛隊は警備行動を發動されるわけですね。そういう仕組みで今の法体系はできています。それね、それはそのように認識されておられますか。
○政府委員(兼野裕君) 私どもがそういう事実を把握いたしました場合には、外務省あるいは防衛

庁その他関係の機関と連携を密にいたしまして対応するわけでございますが、私どもの承知しておりますところでは、総理大臣の方に、例えば海上警備行動という形で防衛庁さんが出動される場合には、当然防衛庁さんの方から総理の方に御報告、御連絡があるものと承知しております。

○田村秀昭君 そういうことを今までは、冷戦中はやっていただけです。これからは、この新しい海洋の秩序を守っていくという我が国は、この条約を批准することによって責任を負うわけですね。それでも今のままでよろしいとお考えなんですかどうですかということをお聞きしているんです。

○政府委員(兼野裕君) 私どもとしては、私どもにも与えられました任務につきまして、もちろん体制の充実強化とかそういうことは別にいたしまして、現在の体制で私どもは任務を果たしていくつもりでございます。ただ、今申し上げましたとおり、私どもの能力及ばざる部分につきましては、従来どおり関係機関の御協力をいたいただくということで対応していきたいと思っております。

○委員長(寺澤芳男君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(寺澤芳男君) 速記をお願いします。

○田村秀昭君 今までどおりのやり方でおやりになるという御答弁と思えますけれども、私はそれではこの新しい海洋法を批准する国家として十分持てる力を発揮していかないと。しかも、海上自衛隊がある潜水艦を見つけた、それを海上保安庁に報告して、またそこから内閣に上がって、総理から警備行動を發動されないと海上自衛隊は行動できないわけですね。そういうようなことをやっていて、危機管理上そういうことがふさわしいというふうにお考えになるのかどうか。

私が申し上げているのは、この海洋法を批准することによって、国家として持てる力を効果的に有機的に迅速に活用することが日本国として非常に重要なことではないかという提議をしているんです。

です。ですから、御検討をお願いしたいと私は思っているんですが、いかがですか。

○政府委員(兼野裕君) ちょっと発言が不明瞭でございます。申しわけございませんでした。先ほど来申し上げておりますように、私どももいたしましては、私どもにも与えられております任務を、これは今後とも条約に加盟いたしました後でも従来と同様に対応していくつもりでございます。ただ、政府全体としてどういう形で行っていくことがより適当であるかという点につきましては、さらに政府部内で検討を進めていきたいと思っております。

○田村秀昭君 任務を遂行されるというのは当たり前の話でありまして、海上保安庁が長官のもとに整々と任務を遂行されることはいささかも私は反対しておりません。

私の申し上げているのは、自分のところを持っていない機能でよその部署が持っている機能を十分に国家として共同して活用されるべきではないかということをおっしゃっているんです。そういう御自分のところが任務を遂行するということではないんです。遂行するのは当たり前のお話なんです。ですから、自分のところが遂行するといつても、能力がないのに任務を遂行することはできませんから、それは今までのような仕組みではなくて、新しく国内法を改正されて、海上自衛隊が十分に働けるようになさったらいかがかということをおっしゃっているんです。

○政府委員(兼野裕君) 私どもとしては、先ほど来申し上げておりますように、私どもの能力では対応できない部分につきましては防衛庁さんの方に御協力をお願いしておるわけでございまして、自衛隊法その他国内法の関係はどうするかという点につきましては、政府全体の問題として検討されるべきものと考えております。

○田村秀昭君 私の申し上げたことが余りよく理解されていないようでございますが、私は、国家が持つすべての機能を活用して、新しい海洋法の条約の時期を好機にとらえて、今までと同じよう

な考え方やなくてきちっとされるべきではないかというふうにして申し上げた次第であります。

それでは次に、海洋法の百条で海賊行為の抑止に関する協力義務というのが、今度これを批准することによって我が国は義務を負います。「すべての国は、最大限に可能な範囲で、公海その他の国の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力する。」ものとする。我が国は協力しなさいいけないわけですね、これを批准するわけですか。

それで、私の申し上げているのは、Aという外国の船がBという外国の船に対して海賊行動をとった場合に、海上保安庁はどのようなことができるのかできないのか、何もできないのか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(兼野裕君) 公海上におきます外国船舶同士、いわゆる先生御指摘の海賊行為につきましては、現在それに該当する国内法がございせんので、私どもの方で、例えばその海賊船舶に対しまして拿捕をする、あるいは逮捕をするといったような処罰を前提とした措置を講ずることは困難であるというふうにお考えしております。ただ、事実行為といたしまして、例えば私どもとしましては、海上保安庁法に基づきまして、海上における治安の維持ということが一つの任務になっておりますので、公海上におきまして明らか海賊行為であるというふうな行為を認めました場合には、被害船舶と緊密な連絡を保ちまして、例えば加害船舶との間に割り込むとか、あるいは場合によっては被害の船舶に乗り込んで乗組員に協力するとか、そういった行為を事実行為としてとることはあり得るというふうにお考えしております。

○田村秀昭君 そういたしますと、長官のお答えをもう一度はっきり申し上げますと、この海賊行為の抑止に関する協力義務は履行できない、こうおっしゃっておると考えてよろしいですね、そういう権限を持たないんだから。よろしいですか。

○政府委員(兼野裕君) 先ほど申しましたとおり、海賊船舶に対して拿捕をする、逮捕する、あるいは財産を収奪するといったような措置を講ずることは困難であるというふうにお申し上げております。

○田村秀昭君 そういたしますと、我が国はこの条約を批准しても義務を履行できないということになりますけれども、外務大臣、どういうふうにお考えになっておられますか。これはできないんですね、今のままでは。

○政府委員(林陽君) 今、先生御指摘のとおり、第百条には最大限可能な範囲で抑止に協力するという規定になっておりますので、抑止をすることが協定上のいわゆる厳密な意味での義務であるということまでは書かれておりませんので、そういう意味での、厳密な意味での義務違反ということにはならないというふうにお考えしております。

○田村秀昭君 これを批准するということは、ここに書かれていることは誠実に履行するということとじゃないんですか。履行しなくてもいいんですか。

○政府委員(林陽君) 今御答弁申し上げましたとおり、最大限可能な範囲で協力するというところでございまして、我が国として可能な範囲で協力する、その範囲内に、先ほど保安庁長官の方から御答弁がありましたように、事実行為としてそれを抑止するための措置をとるということも含まれるわけでございます。その限りで義務違反というところにならないうことはいいというふうにお考えしております。

○田村秀昭君 この百条を履行するためには、海上自衛隊の能力をもってすればできるわけですね、軍艦はできることになっておりますから。そういうことはお考えにならないんですか。海上自衛隊は軍事だから何となく避けようとして、こういう普通の方ですか。どういった考え方ですか。

普通の国は、自分の国の持っている機能を十分に発揮して、それで国際社会に貢献していく、役割を果たすというのが普通だと思っております。どう

この政府のお考え方がよく理解できませんけれども、どういふことですか。

○國務大臣(池田行彦) ただいま政府委員から御答弁申し上げておりますように、条約百条においては、その国の持てる力によって協力をしているといふことが規定されておるわけでございますが、その力というのは、物理的な意味での力というものと同時に、その国の持つ法制その他の面であらう行動ができるか、そういうものを総合してのことと言っているんだと存じます。

そして、現在の法制、また物理的な力から申しますと、先ほど来これも政府委員側から答弁がございまして、現実には海上保安庁として事実上のいろいろな行為をすることができると、そういった範囲での条約に書かれておるようなその協力というのとは異なるんだと存じます。

さて、海上自衛隊の持てる物理的な意味での力をどういった面にも活用すべきかどうかという点は、それはまた別途の考慮があるんだと、あり得るといふのは先生御指摘のとおりかもしれませぬけれども、今回の海洋法条約の批准に伴いまして、特に海上自衛隊の任務、あるいはとるべき行動につきましては法の改正ということも政府としてはいたしませんで、従来どおり海上の警備につきましては基本的には海上保安庁の責務においてやる、そしてまた自衛隊法上定められておるケースにおきましては海上自衛隊も協力していく、そういう仕組みのもとで対応していこうと、こういう考えでございます。

○田村秀昭君 今、外務大臣が御答弁なされたことは、自衛隊法八十二條の適用ということをおっしゃられると思つておられます。現在の仕組みでは、海上自衛隊が海賊船を見つけたら、海上保安庁に連絡をする、海上保安庁が内閣に上げ、内閣総理大臣から警備行動を海上自衛隊に命令を受けてやる、こういう仕組みになっておるんです。それは危機管理体制上、一度も発動されたことはありません。海上自衛隊が創設以来一回もありません。

これからも、もし危機管理ということをおっしゃるならば、今のような仕組みではだめなわけですね。それが全部終わった段階では、海賊行為はもう全部終わって引き揚げておるぐらゐな時期ですから、ですから、そういうことを常に訓練していかないといけないわけですね。一度も行われたことがないといふことは、いざというときに何の役に立たないといふことを意味するわけですね。したがって、そういう法整備を政府の方でぜひ今回なされる必要があるんじゃないかといふことを強く私は御要請申し上げたいといふふうに思っております。非常に強く御要請申し上げたいといふふうに思います。

先ほど同僚の山崎委員がおっしゃいましたことの中で、一つ外務省にお聞きしたいんですが、この領海の件です。私は、領海というのは領土の主権の主張と同じだといふふうに思っております。特に、宗谷海峡においてロシアは十二海里をとっている、うちは三海里だ。それで、うちは海洋国家として自由航行を目的とするので、そういうふうにするんだといふお答えだと思つておるんですが、ロシアとどうして調整をされないんですか。自由航行を目的として我々も持っておるので、あなたも三海里、うちも三海里と、どうしてロシアとそういう御調整をなさらずに一方的に自分の国は三海里で、国家としての主権を主張されないのかよくわかりませんので、もう一度御答弁願います。

○政府委員(林陽君) 先ほど谷内審議官の方からお答え申し上げましたとおり、実態として、今御指摘のとおりロシアが十二海里といふか中間線まで領海を持っており我が方が三海里という類似の事例は、デンマーク、デンマークも三海里といふことを基本的に維持しておりますので、デンマークがほかの国、スウェーデンとかドイツと持っております海峽においても同様の事象があるわけでございます。 どうしてロシアと三海里といふことで調整をしなかったかという御指摘でございますが、もちろ

んロシアが三海里といふことでオーケーするのであればその可能性はあったわけでございますけれども、ロシアとしては十二海里の範囲内で中間線まで領海を広げるという方針を維持したわけでございます。その場合にその領海部分については、この海洋法で、例えば通過通航制度というのが適用されるかされないかといふことは今後の国家実地によるわけでございますけれども、少なくとも中間線より日本側寄りの部分については我が方としては航路に適合する公海部分を残しておりますので、そういう意味で通過通航制度は我が方の中間線より日本寄りには適用がないといふふうに我々は考えております。

そういうことで、我が方としては、どうしてもロシア側にも、通過通航が、無言通航じゃなく公海部分を残すようにいふことは、領海法をつくりましたときに主張しなかつたわけでございますけれども、それはそういう理由でございます。

○田村秀昭君 よくわからないんですけれども、日本の国は、自分の領土と領海を主権国家として十二海里をどこも持てることになっておるのに、何でそれを自分の領海主権を国家として三海里のまま、「当分の間」と言っておられますけれども、五十二年から「当分の間」と言っておられます。一九七七年からずっと「当分の間」と言っておられるんです。そういうのは「当分の間」とは言わないんじゃないんですか、言葉として、もっと國民にわかるように説明してください。

○政府委員(林陽君) 一九七七年に領海法を制定いたしましたときに、特定海峽部分について領海を三海里に維持いたしましたのは、従来御説明しているとおりでございます。 今回海洋法を批准するに当たりまして、なぜ今までの三海里を、特に通過通航制度のようなものがどういふ制度になるかわからないといふことで当面という形で領海法では制定したわけでございますけれども、それを今回の海洋法締結に当たり

まして、その部分を十二海里まで延ばさなかったのかという御質問だといふふうに理解をいたします。

この海洋法条約におきましては、そういう形で海峽部分といふのがある意味で領海によって満たされた場合、つまり国際海峡に公海部分ないしは航路帯がなくなった場合に、そこには通過通航制度が適用になるといふふうに規定してあるわけでございます。

午前中の質問にも谷内審議官の方からお答え申し上げましたとおり、この通過通航制度というのがどういふものであるかということについての国家実地がまだ定まっていなくて、言いかえまして、通過通航制度というのは、それが領海であったとしても上空の通航も自由に認められまして、規定の書き方が十分明確ではございませんけれども、場合によっては波打ち際までその通過通航制度が適用になるといふ解釈も可能なものでございますから、そういう意味で、通過通航制度というものが今後の国家実地どういふふうな制度として確立するかというものを把握した上で、それが我が国の利益ないしは安全保障上の観点から害がないものであるといふことになれば、その時点で検討をいたしたいといふふうに思っております。

○田村秀昭君 時間が過ぎましたのでこれでやめますが、先ほど申し上げましたように、本条約を批准するに当たって、我が国の義務を遂行するための国内法の整備をぜひお願いしたいといふことを希望して、質問を終わります。

○常田幸祥君 平成会の常田でございます。先に質問をされた方と重複する部分がありまして、先にお許しをいただきたいと思つておられます。

外務大臣にお尋ねをいたします。 先般、五月の連休を利用いたしまして、平成会の昨年七月二十三日に当選した議員六名で台湾を訪問してまいりました。我が党の党首、また各党の諸先輩方が中国を訪問しておられるということ、逆に台湾を訪問することでもう一つ本場の姿

がわかるんじゃないかということであります。

幸いにも李登輝総統は、二十日の就任式直前であるにもかかわらず、約二時間、私たちのために時間を割いていただきました。本当に腹を割ったお話をさせていただきました。ここはそういうお話を披露する場所ではございませんが、ただその中で、最後に李総統が、貴国、いわゆる日本はもって我が国台湾に対して理解を深めてほしいということをおっしゃいました。また、長い関係からいって深めるべきではないかと、そういうお話がございました。

そういうことで、外務大臣にお尋ねいたしますけれども、現在の中国と台湾のミサイル演習等を発端とする厳しい状況を踏まえて、今後、日台関係というものをどのように構築していかれるおつもりなのか。といいますのは、このたびの海洋法の問題で、日中、日韓、日ロ等の問題が出ておりますけれども、日台もあるわけでありまして。そういうことで、あわせて日台の漁業関係について今後どのような方針をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 委員御承知のとおり、我が国は中国との関係は今後も協力関係を進めていくということになっております。そして、台湾との関係につきましては、非政府間の実務的な関係としてこれを維持していくということで日中共同声明以来ずっと続けてきておるわけでございます。そういった基本的な我が国の方針を今後とも維持していく所存でございます。

一方、中国と台湾との関係につきましては、我が国といたしましては、何とか両当事者間の話し合いを通ずる平和的な解決を期待する、こういう立場でございます。そして、先ごろ両者の関係がかなり緊張が高まった、そういった時点におきましても、我が国としてはそういった基本的な立場を踏まえまして、それぞれに自制をするように、そして長期的には平和的解決を目指すようにということをお願ひは申し入れ、あるいはそういった我が国の立場を公に明らかにいたしました。

わけでございます。

今日、台湾における選挙も終了いたしました。けれども、依然として兩岸関係は必ずしもこれでもう安心だとは言いがたい、なお困難な事情が残っているというは御指摘のとおりだと思います。しかし、そういう中で、両者にそれぞれ緊張をさらに高めていってさらに内外にいろいろ心配をかけるような情勢にはいけないんだという、そういうお気持ち、姿勢はあるように存じます。そして両者から、必ずしもびしっと一致はいたしませんけれども、平和的な解決を目指すんだということも繰り返し表明されているところでございまして、何とかそういった両者の基本的な平和的解決を目指すという姿勢が具体的な面でも合致していくようになって話し合いが進展していかないか、こう期待しておりますし、我が国として、またそういったことを促進する上で果たせる役割、また果たすべき役割があればそのように適切に対処してまいりたい、こう考えております。

それからまた、委員からもう一つ御指摘のございました日台間の漁業をめぐる問題ということでございますが、現在のところ、我が国と台湾との間では漁業についての取り決めは存在いたしません。それからまた、先ほど申しましたような非政府間の実務的な関係という日台関係を考えますと、今後政府間での取り決めというものはあり得ないわけでございますけれども、これから我が国の国内の漁業関係者からの御要望がどういふものが出てくるかがあるのか、それからまた台湾側がどういふふうな主張をすることがあるのか、そんなことを見ながら、もし何らかの調整を行う必要が生ずる、こういうことになれば、先ほどのような基本的な立場を踏まえて適切に対応していく、こういうことかと存じます。

○常田幸詳君 農林水産大臣にもお尋ねをしたいと思います。

今お話がありましたように、我が国は台湾とは国交がないわけでありまして、また、漁業協定等を締結していないわけでありまして、台湾漁船は、従

来からサンゴ網漁船、一本釣り漁船、はえ縄漁船等が沖繩や奄美大島周辺海域において操業が見られるわけでありまして、サンゴ網漁船においては、男女群島周辺水域や伊豆・小笠原群島水域においても操業が見られることは大臣も御承知のとおりであります。

そこで、我が国は台湾との国交がないわけでありまして、排他的経済水域を設定した場、我が国と台湾との漁業関係はどのようなものになるのか、もっと突っ込んだところでお話をいただきたいと思います。

○国務大臣(大原一三君) 委員御指摘の問題は大変難しい頭の痛い問題であることは間違いありません。いろいろ男女群島のお話もございましたが、今後、国内の漁業関係者の要望はもとよりであります。台湾側の主張等によつては台湾との間で何らかの調整を行う必要があると思っております。

しかしながら、外務大臣も今答えられましたとおり、日台関係は非政府関係であることを十分踏まえて調整しなければならぬ、そういう意味では、私が触れることではございませんが、いわゆる民間ベースでの今後の調整等も行われることが好ましいというふうには思います。

なお、男女群島の操業問題については、私、今つまびらかにしておりませんので、水産庁長官から答えさせていただきます。

るような状況は大分少なくなっているというか、もうほとんど見受けられなくなっているように思います。

○常田幸詳君 これ以上深く突っ込もうと思いませんけれども、この問題を取り上げましたのは、冒頭にも申し上げましたように、このたびの海洋法の批准の問題については、日中、日韓、日ロだけではない、日台の間でもいろいろ大切な問題がある。台湾との外交の重要性といえますか、そのことを申し上げたかったわけでありまして、そのあたりを今後ともよろしく願ひ申し上げたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

このたびの排他的経済水域に関する法律案、いろいろありますけれども、その中で、三条二項の外国人に適用しない法律の範囲、それから四条の外国人による漁業等を禁止する海域等と、あわせて排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案の第六条第二項、この部分だろと思っております。要するに、外国人に認める漁獲量の問題であります。

本六条二項では、外国人に認める漁獲量の決定について「政令で定めるところにより、排他的経済水域における科学的根拠を有する海洋生物資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎とし、排他的経済水域における外国人による漁業の状況、外国周辺水域における我が国漁業の状況等を総合的に考慮」することというふうになつているわけでありまして。

百海里をまだ引いておりませんので正確につかまえることは無理でございます。ただ、私も、それは重要なポイントでございますので、相当板定を置いたりしながらやっておりますけれども、推計は一応いたしております。

そういう数字だということで御承知いただきましたと思いますが、韓国船は日本海域では大体年間十五万トンから二十万トンぐらい、年によって振れがあるようでございます。それから、中国漁船は年間二万トンから六万トンぐらいでございます。それで、特に韓国漁船につきましては十萬トン程度が日本海域のようでございます。その他が太平洋並びに北海道の沖というところになります。それから、中国船につきましては二万トン程度が東海、黄海の日本の二百海里内、それであると三、四万トンのものが三陸沖でのイカ釣り漁業のようでございます。

我が国の方でございますが、韓国周辺水域というのは日本海側、それから東海、黄海側でございますが、その海域で約十萬トン弱という感じでございます。それから、中国周辺水域は東海、黄海については二萬トン強という感じでございます。そういうふうには私も推計をいたしております。

それから次に、漁獲をどういうふうに割り当てるかということでございますが、先生御指摘のとおり、今度の新しい漁業主権法の六条の第二項でございますが、これはここにございまして、資源の動向とそれから我が国漁業者がその水域で自分でとっている量、それが一つの基本になります。それから、その上に外国人が今どういう漁業をその水域でやっているか、それから我が国が相手国の水域に入っただけでやっているか、そういうものを勘案して決めるということになっております。

ただ、具体的な数字は交渉事項とならざるを得ない面がございます。先ほども推計ということをお願いしましたが、量そのものについての突き合わせというところからやらなければならぬと思います。したがって、その辺を御勘案いただき

まして、ある程度交渉しながらその量を決めていくということ御答弁は御容赦いただきたいと思っております。ただ、このやり方につきまして一つ申し上げられることは、現在の漁業水域法、これはロシアとの相互漁業をやっているものがございます。そのときの漁業水域法の規定とはほぼ同じでございます。ほぼいいまはすのは、第三項で今度の新しいTACの管理のものについてはTACの数字を踏まえてやれということが新しく入っている点でございます。その点を御参考申し上げるにどうもお願いしたいと思います。

○常田事務官 わかりました。それでは、外国人の操業秩序についてお尋ねをしたいと思います。今お話がございましたが、外国へ漁獲を割り当てることとした場合に、国内漁業者に対して操業の時期、場所、それから漁船規模等について規制が行われる、そのようなときはこれらの規制は当該外国漁船にも適用されることとなるのかどうか、いわゆる新しい日韓、日中漁業協定のもとでそのような扱われるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 今後、我々が韓国並びに中国と交渉していく新しい体制というものは国連海洋法条約に基づいたものを十分踏まえたものでなければならぬと考えておまして、それは端的に言いますと、取り締まりについての沿岸国主義、それから資源を我が方として十分管理できるかどうかという点、この二つの点だろうと思っております。

それで、今お話しした点につきましては、要するに国内漁業者を課しております漁業規制、それと同様の規制を外国にも課するのかという問題につきましては、これもまた今度の新しい体制の中で先ほどの基本原則ののっとった形で交渉事項に属すると思っておりますが、私は我が国の漁業者が不満が残ることのないように交渉してまいりたいというふうな考えをしております。

○常田事務官 ぜひそのところを不満が残ることのないようにお願いしておきたいというふうな思っております。今、水産庁長官からTACの問題が出たわけでありまして、TACのことについて一つだけお尋ねをしておきたいのであります。

漁獲可能量、TAC制度導入に当たって、主にオリンピック方式、個別船別割り当て規制方式、それから漁獲努力量規制方式という三つの方式があるわけですね。このたびはその中からオリンピック方式を採用されるということでありまして、それぞれ利点、また欠点といえますか問題点があるわけでありまして、オリンピック方式を採用いたしますと、第一点としては先に争った漁獲が過剰投資になりやすいという問題、それから第一点として漁獲が一時に集中し価格が乱高下するという問題、三番目に参入が自由であるため操業総数が増加し操業日数が短縮されるということ、四番目に無理な操業が行われるため漁場競争が起り事故が発生しやすいという問題があるわけでありまして、御承知のとおりであります。

そこで、そういう問題点があるにもかかわらずオリンピック方式を採用されたのはどうしてなのか、あわせて今のような弊害に対してどのように対応しようとしておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘のとおり、現在、世界でこのTAC、いわゆる漁獲可能量の管理の方式について、大きく分けて二つの方式になります。一つはオリンピック方式、もう一つは船別に割り当てる方式でございます。

そのオリンピック方式の中に二つ方式がございます。一つはもう何が何でも自由競争のオリンピックのやり方、早い者勝ちという形のやり方、これはアメリカでほとんどの魚種がそういうふうなやり方しております。それからもう一つはフランスではありまして、いわゆる入り口を規制

して、要するに漁獲能力を規制しておいて、最高漁獲可能量に到達しないように管理していくというやり方でございます。それからもう一つの方式は、先ほど言いました船別の割り当てというところでございます。理論的には船別割り当てが一番いいと言われておるわけでございますが、現実にはなかなかやりにくい点があるということで、オリンピック方式をとらざるを得ない。

オリンピック方式をとる場合に、先生が今おっしゃったおりの大変な問題がございます。例えばアメリカの場合には、百日ぐらいたっておったカラスガレイというカレイの種類の漁業が四日間できるといえるような状況になって、大変な事態を巻き起こして、今反省の時期に入っております。

そういう事態を見て、我が国といたしましては、水産関係者の英知を絞って研究会を開いてやった結果、フランス方式に近い、それよりもっと我が国の現実即ち形というところで、一つはフランス方式で入り口の漁獲努力量を規制する、それで漁獲可能量を越えないようにするということを一つの方式としてとりながら、もう一つはその漁獲可能量を漁業種別に分けて、それだけの変な競争にならないように、しかもその漁業種類の中では自主的な協定制度を設けて、それでむしろな時期に集中しないようにということが調整できるように形で、いろいろな形でその弊害を除去する方式を漁業者全員で話し合っ、ここまで制度をつくり上げておまして、この方式であればまず障害になるような状態にはならないのではないかというふうな考えを導入に踏み切った次第でございます。

○常田事務官 おっしゃるようなふうなやり方と私は思いませんけれども、うまくいくように願いたいと思っております。私の地元は鳥取県でありまして、日本一の水揚げ量を誇る境港がございます。地元でもこの海洋法の問題は大変な関心事でございます。

○常田事務官 おっしゃるようなふうなやり方と私は思いませんけれども、うまくいくように願いたいと思っております。私の地元は鳥取県でありまして、日本一の水揚げ量を誇る境港がございます。地元でもこの海洋法の問題は大変な関心事でございます。

そこで、重ねての質問になるかもしれませんが、韓国漁船の問題であります。このことについては、竹島も近いわけでありまして、いろいろな問題を提起しているわけでありまして、韓国漁船による悪質操業が大変多いわけでありまして、資源の減少、漁具の被害等が問題になっていくわけでありまして、韓国漁船による協定は自主規制措置ということになっていくわけでありまして、けれども、その違反件数は平成五年で千二百五十四件、平成六年で二百三十件、七年で百八十五件となっており、六年以降は急減しているわけでありまして、再び増加することが懸念されていくわけでありまして、韓国漁船による漁具被害は全国漁業協同組合連合会の調べで、平成四年で一億二千九百九十万円、五年で一億六千八十七万円、六年で九千二百三十三万円となっているわけでありまして、そういった実態を踏まえて、そういうさまざまな操業違反、特に小型底びき網漁船、それから船名等の隠え等により我が国の漁民が、そして地域の漁業資源が甚大な被害をこうむっているということは御案内のとおりであります。これらに対しては従前からさまざまな形で協議が行われてきているわけでありまして、このたびの海洋法の批准に当たりまして今後どのようにこういった問題に取り組みようとしておられるのか、お話をいただきたいと思っております。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘の点が今漁業者から最も不満として挙げられている点でございます。それで、この原因のよって来るところは、先ほど先生から自主規制というお話がございました。現在我が国は十二海里内、いわゆる領海内につきましては我が国の取り締まり権限を持っており、先ほど先生御指摘の違反件数、これも摘発ということが我が国ではできないわけでございます。我が国の水産庁の取り締まり船が視認しておる違反でございまして、向こうへ通報等はす

るわけでございますが、そこが一番の問題でございました。今回の海洋法条約というのは、資源管理上、沿岸国がいわゆる取り締まり権限を持つということが基本になっておりますので、私も、この国連海洋法条約の趣旨を十分踏まえた新しい漁業体制というものを構築することによって、我が国側からこの違反についての適切な措置をとることができるといふふうに考えておる次第でございます。特に、今度の法律の中で御審議をお願いしているという点では、外国の漁業者が二百海里内で漁業を行うときには許可制度になります。そういった点では、我が国が視認をした違反船というものに対しては聴聞その他の措置をとることができまして、許可のときにしっかりと対応をすることが可能でございます。そういう意味で、私も新しい体制を組むことによってそういう違反をゼロに持っていきたいという気構えをやっております。

○常田厚君 要望にするかもしれないと申し上げておりましたけれども、あわせて地元で大変心配しておりますのは、これは先ほど自民党の先生からも御指摘があったことですので深く申し上げますが、いわゆる減船の問題であります。現在、資源管理型漁業構造再編緊急対策事業ということで減船対策が打たれているわけでありまして、これを踏みますと、同一漁業種類内においてその漁業の許可または承認を受けたものが水産庁長官が適当と認める漁獲努力量をおおむね二割以上削減する漁法の転換または附属船の削減を行い、許可または承認を受けることを必要としているわけでありまして、

実際に漁民、船を持っておられる方に聞いてみますと、この二割というのが難しいためにやりたくてもなかなかできないというような実態があるようにあります。ちなみに平成六年に、山口県の底曳網連合会の会長さんは何隻も持っておられて、そういうことで減船しようとしたんだけれども、この二割という壁がどうしようもなく結局

自殺されたというような悲惨なことが私たち中国地区の中でも起きております。この二割という枠ではなくて、もっと緩やかな枠で減船しているようなことをこの機会に考えていただかないとますます大変なことになるといってお話を伺うわけでありまして、その辺はどのように考えておられますか。

○政府委員(東久雄君) 現在の減船の要綱で、先生御指摘のとおり、おおむね二割ということになっております。これは意味のある生産構造の再編に結びつけるという考え方で、その基準というものがある場合、一九七七、八〇年ころに減船をやり始めたころの基準としてあるわけでございます。これはそういう意味でやはり相当の意味のあるものでなければならぬという要請が片やございます。

それからもう一つ、TAC制度を導入したことによる減船ということにつきましては、当面、私どもはできるだけそういう影響を受けないような形で、TACというのは本当に資源管理上最適なものを即時やるということになると相当厳しい話になることになりかねないわけでございます。その辺は社会的、経済的な事情を勘案しながら徐々にやっていくという形をとっていかざるを得ない。それはやはり協定制度その他の中で適切な措置をとらなければならないというふうな考え方で、当面すぐに大幅な減船はないというふうな考え方でありますけれども、今後そういう調整をしていく必要がある場合には、それに対応する措置としてどう考えるべきかということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○常田厚君 ぜひそういう苦しい状況にある漁業者の方々の実態を把握していただいて、そういった方々が実際に実行しやすいような状況をつくっていただきたいとお願いを申し上げておきたいと思っております。

これも時間がなければ要望ということで考えておりましたが、難しい問題でもありませんし、先ほど我が会派の戸田委員も同じような質問をされましたので、運輸大臣にお願いを込めて質問させていただきます。

実は我が県にも境港に海上保安庁があるわけでありまして、ところが、先ほど来申し上げたように、韓国漁船の操業問題等いろいろあるけれども、現在ある巡視艇等の速力が非常に遅いし、後を追っかけているというふうなことで、はっきり申し上げて情けないような状況もあってお気の毒だと思っております。勤めておられる方も一生懸命やろうと思われているんですけども、何せ配備されているものの機能がそれに伴わないということとあります。

そうなりますと、先ほど戸田委員もおっしゃいましたように、巡視艇等の配備、特にヘリコプターを搭載した巡視艇というものは絶対必要じゃないかなと。日本海側に五カ所ぐらいは少なくともそういうものを配備し、境港も含めて早急にこういったものの配備をしていただきたい。これもぜひお願いしているけれども、予算の問題でカットされている。しかし、今度の海洋法の批准ということになればそんな問題ではありませんで、ぜひその辺の御決意も含めて回答がいただければと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 水域が大変広くなるわけでありまして、そういう面でも近代的な装備を有する高性能な巡視艇と、また今御指摘の航空機等の問題につきましても装備を計画的に推進してまいりたい。特に、御指摘もいただきましたが、もう耐用年数が来ている船舶もまた航空機もあるわけでありまして、これらは予算編成に向かって総力を挙げてその体制ができるような努力をしてまいりたい。今回のこの海洋法に伴う法案の審議に当たりまして、このような特別委員会を設置をされたことでもありますし、大蔵省にそのようなつもりで努力をして万全な体制をしいてもらいたい、このように考えております。

○常田厚君 運輸大臣も同じ気持ちでございまして、耐用品数が多いと思いますが、耐用品数が多いものを更新するということだけではなくて、先ほど申

し上げましたように、他国の漁船等もかなり機能
がよいものが不法操業等をしているという実態も
あるわけでございますので、重ねてでございます
けれども、そういった今緊急な、そして必要とな
っているものの整備につきましても優先的に配
備をしていただきたいとお願いを申し上げておき
たいと思います。

最後にもう一点お尋ねを申し上げたいと思っ
ておりますが、水産資源保護法の一部を改正する法
律案についてであります。

これは水産動物の種苗の輸入防疫に関する問題
であります。植物とかそういったものについては
は、動物もそうでありまして、我が国は検
疫制度がかなり充実して行われていたにもかかわ
りませず、どうも水産物、水産動物に関しては非
常におくれてきた。きょうまで制度化がなされな
かった。今回初めてなされるということでありま
すが、まず最初になぜ今日までこういうふうな制
度化がおくられてしまったのかということ、このあ
たりをお尋ねしたいと思います。

といいますのは、なぜこういうことを申し上げ
るかということ、もっと早く整備しなければならな
いような状況があったと思うんですね。これは農
林水産委員会でも指摘されたところでありますけ
れども、例えば四年前に熊本県のクルマエビ、中
国から輸入された稚エビが、恐らくビールスに
よってでありまして、三分の一に減っ
てしまったというふうなことも起こっております
し、海藻等についてもいろいろ中毒が出たとい
うようなことも指摘されていって問題になった。それ
から自類、そういうようなことが起こっていたに
もかわりませぬ、なぜ今日まで制度化がおくれ
たのか、まずその制度化がおくれた理由をお尋ね
したいと思います。

○政府委員(東久雄君) まず、魚病というのが養
殖漁業とともに研究が進んできたという面ござ
います。魚の病気というのは、やはり水中にい
て、その水の流れの範囲内での病気ということに
なるために、空気伝染それから接触伝染というこ

とがほとんどないために余り注目を受けていな
かったということが現実としてございました。そ
れが我が国の養殖業が発展するに従って注目され
始めて、その点についての、いわゆる外国からの
病気がというよりも、国内でのいろいろな魚の病
気に対する対応をどうするかということ、これは相
当策を使ったりして問題を引き起こしたこともご
ざいましたけれども、その対応ということがまず
最初だったと思えます。

そこで次に、外国からの魚についてどういう体
制をとるかという問題があったわけでございます
が、やはり国際的なルールがなかなかはつきりし
ない点がございました。また、情報収集等にも難
しい点がございました。

その中で、幸いというのか、この国連海洋法条
約の中で、今回百九十六条で海洋環境に重大かつ
有害な変化をもたらすことを防止する義務とい
うのが入りました。それが一つ。

もう一つは、ガットのウルグアイ・ラウンドの
交渉の中で、新しい要するに防疫面的でない検
疫制度、国際獣疫事務局、OIEの基準に従った
検疫制度というものをとるべきだという方向が出
され、この国際獣疫事務局が平成七年五月に輸入
検疫制度を設けるように各国に勧告をしたとい
うことがございます。それからまた、この国際獣
疫事務局がいろいろな情報収集の中心になるとい
う制度もでき上がりました。この機会をとらえて我
が国としては検疫制度を導入しようということ
で、現在提案をさせていただいております。

そういう経緯がございましておくれたんではな
いかというの、国際的な動きというふうなもの
との整合性ということもあつたということをご理
解いただきたいと思います。

○常田幸雄君 おくれたことを私もほじくって言
おうとしているわけではございませんで、今回、
今お話しのようにこの国連海洋法の批准に合わせ
て導入されるということを大変喜んでおられるわけ
であります。

そこで、どのようなものを対象に考えておられ
るのか、それからさらに将来的にはこの充実強化
のためにどういうことが課題としてあるのか、そ
のあたりをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(東久雄君) まず、対象となる水産動
物の種類でございますが、これは我が国に未侵入
の、ないしは先ほど先生から御指摘のあったウイ
ルス、エビのウイルスというふうなごく一部で発
生しているという重要疾病、これは発生したら相
当大きな被害をもたらすというふうな疾病、これ
について感染のおそれのあるものというものを限
定したいと考えております。

そこで、魚といましては、サケ科類の卵、
魚卵でございます。それからコイの稚魚、それか
らクルマエビ属のエビの稚魚、稚エビでございま
すが、そういうものを考えております。それらは
それぞれ対象となる病気も一種類から五種類ぐら
いまでございます。それぞれの対象魚病というも
のを注意していきたいと。

今後、先ほど申し上げました国際獣疫事務局の
勧告、それからそこがいろいろ発生の情報等をも
たらしてくれまますので、それらの状況を見なが
ら追加すべきものは追加していくという形で取り組
みたいと考えております。

○常田幸雄君 それでは最後に、このたびの法案
では輸出国の無病証明制度を中心にしたことに
なっているわけでありまして、こういうこと
ことについては将来的には水際できちんと検査す
るといふシステムが必要ではないか。先ほど申し
上げました熊本の例なんか見ても、ちょっとし
たことで何百億というふうな被害を受けるような
こともあるわけありますから、今回のことは第一
一步として評価いたしますけれども、将来的には
水際できちんとこういう被害をこうむらないよう
なシステムを構築していただくことを強く要望い
たしまして、質問を終わりにしたいと思います。

以上です。
○菅野久光君 社民党の菅野でございます。
海洋の包括的な法秩序の確立を目指す海洋法条

約がようやく発効されるようになりました。この
条約は一九五八年以来といえますから、実にこと
しまで三十八年間にわたる国連海洋法会議
の中で発展途上国と海洋先進国との間でさまざま
な議論が長期にわたってなされ、ようやくこ
までこぎつけたというふうな条約でございます。

私は、漁業の面から今日までの我が国の状況を
考えてみたいというふうに思います。

排他的経済水域、二百海里の設定というこの条約
の内容は、韓国、中国を例外として、我が国と密
接な漁業関係のあった主要国によってこれを先取
りされたにもかかわらず、我が国の対応は必ずし
も十分とは言えなかったというふうに思います。
一九七六年の十二月に旧ソ連が二百海里水域を設
定したことに対抗して、暫定的に漁業水域を設定
したにすぎませんでした。

こうした二百海里体制が漁業の分野で定着して
いく過程の中で、北洋漁業など国際漁場に出漁す
る我が国の遠洋漁業が次から次へと撤退を余儀な
くされて、操業の場を失ったのでございます。そ
の結果、廃業とかあるいは減船に追い込まれまし
た。その漁船数は今日までに三千五百隻をはるか
に超えているのでございます。

また、我が国周辺水域においては暫定水域法が
施行されましたが、これは韓国や中国の漁船の操
業は適用除外というふうにしたために、それから
今日までの二十年間にわたって韓国、中国漁船の
操業による漁業被害が続発し、深刻な紛争が相次
いで発生いたしました。

その紛争は、最初は北海道沿岸漁民との間で激
発したという言葉を使ってもいいと思えます。や
がてそれが長崎に至る我が国全域に拡大されてい
きました。特に大型漁船によるトロール漁法に
よって漁業資源の荒廃という深刻な事態を招いて
います。北海道の留萌の北に羽幌というところ
があります。その沖合に武蔵堆という物すごくい
い漁場があったんですが、この大型トロールに
よって海底がほとんど平らに近くなつてしまっ
て、漁業資源が極端に少なくなつたというふうな

状況などもありました。このため、北海道の漁業団体を初めとして全漁連など漁業団体は早くから二百海里の全面設定、全面適用を主張して、全国的な運動となりました。

こうした経緯を考えますと、今回の条約の批准と海洋法制の整備は遅きに失した感はあるものの、私は評価したいと思っております。

そこで、まず外務大臣にお尋ねをしたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、二百海里体制が定着していく中でもたらされた遠洋漁業の崩壊と韓国漁船など外国漁船の無謀操業による我が国周辺水域における漁業資源の荒廃という事態について、外務大臣はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(池田行彦) 委員御指摘のとおり、これは随分長い間国際社会において検討されてきた海洋法条約でございます。三十八年というお話がございましたけれども、私も学生時代、国際法の講義でこの海洋法の初期の会議の代表であった高野教授からこの海洋法の話聞いたなと思いついておたところでございます。そんなこともございまして、確かにこの条約の採択以前にも、七〇年代の後半ごろから諸外国が二百海里の水域を設定してその管轄権を行使したと、こういう状況がございました。

そういった中で、ほかにもいろいろ要因はあったと思うでございます。我が国の産業構造の変化その他あったと思えますけれども、この二百海里がずっと広がってくるという状況の中で、漁業者の方が非常に苦しい状況に追い込まれていったと思えます。そういった中にありまして、関係者また政府も協力いたしまして、そういった被害を極力小さいものにしていくということは努力してきたつもりでございます。

具体的に申しますと、日米、日加あるいは日ソというようにいろんな協定をつくりましたし、またアフリカや中南米、あるいは大洋州ともいろんな枠組みをつくったところでございます。しかし、それにいたしましても、かつて五〇年代の初

めには外国の二百海里などの水域内での漁獲量が三百四十万トン余りだったのが、現在では八十万トン前後の水準まで来ているという状況でございますので、確かにその影響は大きかったと思っております。

それからまた、いま一点御指摘になりました中国あるいは韓国、そういった漁船の操業の関係で我が国周辺の水域の資源状態が大変悪化している、そして漁業者の方々が大変な苦勞をなされておるといふこともよく承知しております。そういったこともございまして、これまででもそういった韓国あるいは中国との関係につきましても、外務省といたしましても、相手国の政府に対して指導とか取り締まりの強化につきましてもは繰り返して要請をしてきたところでございますけれども、今回こういった国連海洋法条約が締結されることになったわけでございますから、この条約の趣旨を踏まえまして資源を適切に維持していくといった観点からの新しい協定を両国との間に締結していき、こういうことで今臨んでいるところでございますが、鋭意努力してまいりたいと存じます。

○菅野久光君 大臣の御認識、今までの漁民の苦しみだとか漁業が大変な状況になってきたということをお認めの上で今の答弁をされたんだというふうに思いますが、そのことを踏まえてこれから日韓、日中の漁業交渉に当たっていただきたいと思えます。

時間の関係もございまして、ちょっととまとめて御質問申し上げたいと思えます。

海洋法条約は、国際法秩序の中でどのような位置づけにあつて、またいかなる役割を果たすものであるか。さらに、その批准は我が国にどのような利益をもたらすことになるのか。さらに、閣議了解に「新たな漁業協定が早期に締結されることとなるよう、速やかに交渉を開始し」とありま

すけれども、その見通しはどうか。また、今日までの日韓漁業協定の交渉はいつも難航していたわけですか。新協定締結の結論が、仮

にということ結論を得るよう努力をされていたか、いつまでもだらだら交渉を続けていてこのことがなかなか決まらないということであつては困る、だから一年以内にはこの交渉をひとつ決着させてもらいたいという強い希望を持っております。

そういうことから、いつまでもこれが決まらないうような場合に一体どうするかということになれば、外交交渉の場合には終了通告というようなことがあつて、日韓の場合には一年、日中の場合には三ヶ月というふう聞いておりますが、そういうことを前提にしてということにはなかなか交渉の場合には正当な交渉にはならないのかもしませんが、そこら辺のところをやっぱり決意をしまして、早期に締結される努力をせひしていただきたいと思つておりますが、その辺の決意も含めてお聞きをいたしたいと思つております。

○國務大臣(池田行彦) まず最初の御質問は、国際法秩序の中で今回の条約の占める位置づけという御質問でございましたけれども、今回の国連海洋法条約、そしてこの第十一部の実施協定も含めてでございますが、これは国際法全体の中で海洋の分野に關する安定的な法秩序を確立していくと、そういった大変大きな意義のあるものであるというふうな位置づけでおる次第でございます。

そしてまた、そのことが我が国にどのような利益をもたらすかと申しますと、これも本日この審議でもお答えしたところでもございましてけれども、我が国が世界でも有数の主要な海洋国家であるということをお考えますと、海運、漁業等の面で非常に大きな利益がございまして、そもそも我が国の存立そのものが海洋というものを抜きにして、あるいはその海洋における秩序というものがなくしてあり得ないんだということ、大変大きな意義があるものと、こう考えております。

それから二つ目の御質問、漁業協定の見通しでございますが、韓国との間に置きましては先月、

五月の九日並びに十日に漁業実務者の間における協議を行ったところでございます。また、中国との間におきましては、四月の上旬に、これは海洋法並びに漁業等の問題に關しまして非公式の会合を行いました。

そのように、両国につきましてもそれぞれ第一歩はあつたわけでございますけれども、さあ、この次をどうするかは、今外交ルートで次回会合の設定等について鋭意調整しているところでございまして、また今の段階でいつ決着するといふ見通しはとも申し上げられる状況ではございませぬ。いずれにいたしましても、我々といたしましては、早期にこの交渉を本格化していき、そして円満な解決を図ってまいりたいと存じます。

しかしまた、これは三つ目に御指摘もございましたように、大変容易ならざる交渉でございますので、本当にそうスムーズにいくと思えませぬ。そういった場合に一体どうするんだということでございますが、委員からいろいろ御指摘もございました、漁業者の方々が一年内にも決着せよとおっしゃっていると、またそういった御趣旨の申し入れは与野三党からもちようだいしてありますので、そのことも外務省、政府といたしまして十分その申し入れの御趣旨も体しまして交渉に当たってまいりたいと、こう考えている次第でございます。

それからまた、現在の協定に終了通告といった規定があるということも承知しております。しかし、それをどうするかというところは、これから交渉をいよいよ本格的にやろうという段階でございましてから御答弁は差し控えていただきたいたと存じますけれども、何しろ私どももいたしましては、精力的に交渉をし、早期に円満な決着を圖つてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○菅野久光君 韓国、中国も国連海洋法を批准していることを考えますと、この機会にこそ今までの行きがかりを捨てて、新たな漁業秩序を構築するために海洋法精神ののっとった協定が締結で

きるように最大限の御努力をぜひお願いしたいというふうに思います。全国の多くの漁業関係者が大きな関心と期待を持ってこの交渉の成り行きを見守っているということをお忘れなく、ひとつ頑張ってくださいというふうに思います。時間の関係もございまして、あと農林水産大臣と水産庁長官にお尋ねをいたしたいと思

ます。新たな海洋法下の漁業を中心とした諸制度をいかに整備して、いかに積極的に活用するか、その課題と対策を明らかにしていく必要があるというふうに思います。特に、TAC制度を導入するに当たっては、その前提として、まず一つは減船による漁獲努力量の調整、国の減船補償など財政援助を伴う生産構造の再編整備。そして、本格的資源管理型漁業の定着に向けての漁業者意識の改革。そして、我が国周辺漁業の実態調査と把握、そのための研究調査体制の整備、国と県の研究機関の拡充強化とその機能分担。最後に、漁獲実績の把握と監視・取り締まり体制の整備拡充。こういったようなこと条件整備を行うことが大前提だということに考えます。

また、TAC制度の導入による漁業管理の強化によって漁業経営が不振に陥るのであれば、それは本末転倒と言わざるを得ないわけですが、これらのことについての対処をお考えか、それをまず承りたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 先生今御指摘の種々の問題、これはTAC制度といいますが、今回の量的な管理制度の定着、運用を図るという過程の中で適切に対処していかなければならない点だと思

ます。まず一つは、減船等の生産構造の再編整備の問題でございます。この点につきましては、一番最後に御指摘の経営問題との絡みもあり、大幅な減船に直ちに結びつくことのないように十分意見を聞きながら慎重にやっていきたい、現実的にやっていきたいというふうにご考えておりますけれども、仮にそういうことが必要だと、漁業の再編と

いう形が必要だという段階になりました場合には、それはその段階で検討していかざるを得ないというふうにご考えております。

それから漁業者の意識、これは基本でございませう。資源管理は漁業者の自発的な意思に基づかないと全くこれは、例えば報告にしても何にしても潜ってやろうとか、いろいろ問題が出てまいりませう。したがって、これを十分周知していただくということ、自分たちの問題であるという意識のもとにやっていただくことが大事だと思います。私も、今回の制度を組むに当たっても、十分意見を聞いて現実的な対応をしたと考えておりますし、これからの実行に当たってそういう御意見を聞きながらやっていながら、なおかつそれを理解していただくような手をいろいろな形で打っていくということを考えていきたいと思います。

それから、資源調査の点も大事なポイントでございまして、今まではばらばらにいろいろな資源ごとに資源調査等は積み重ねておりましたけれども、平成七年度からこのTACの制度へ向かっての資源調査ということで再編をやっておるというのが現状でございます。

それから漁獲実績の把握の問題、これもそのとおりでございます。適切な把握につきましてはネットワークをつくるということで、本年度から予算をちゅうだいたしましてネットワーク化を進めるといようなことを考えております。

最後に経営問題の点、これはやはり長期的にはこの制度によって経営にもプラスであろうというふうに思うわけでございますが、短期的にも漁業経営に影響がないように、できるだけ無理のないように現実的な導入ということを図っていききたいというふうにご考えております。

○菅野久光君 今も長官からお話ございましたが、やっぱり重要なことは漁業経営の維持ということだと思っております。従前の漁獲実績やあるいは生産制限による経営への悪影響、一定水準の所得の確保、漁獲割り当て量の年変動の防止といった

ことが配慮される必要があるというふうに思っています。

このことをスムーズに行うためには水産資源保護法を積極的に活用する。特に、その中の第四条「水産動植物の採捕制限等に関する命令」、第五条「漁法の制限」、第九条「許可漁船の定数」、第十条「定数超過による許可の取消及び変更」、第二十一条「損失補償」、第十二条「漁獲限度」、第二十九条「水産資源の調査」などの条項は、これはTAC法を支援するためにあると言っても過言ではないというふうに思いますが、そういった意味ではこの制度を全面的に活用すべきだということに思いますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(東久雄君) ただいま御指摘の水産資源保護法を積極的に使ってやってみたらというお話でございます。この水産資源保護法の中でも使える部分、これは実は先生今御指摘の第四条「採捕制限等に関する命令」のところ、これは今度の法律の中でもたしか第七条のところを引いてございます。これとか、それから漁業法というような手法はこの中で使っていくことを考えております。

ただ、水産資源保護法は強制法規でございませう。要するに、一遍にはさつと物事をとめたりする非常な強制法規でございませう。したがって、先ほど御指摘の損失補償というようなことを考えてやっておるわけでございませう。しかし、いろいろと漁業者の方々の研究会で話し合いということを経験しても、やはりむちゃなやり方をやってくるなということ、また海洋法条約そのものの中にも社会的、経済的な条件を勘案してTACを徐々に最適利用に持っていくことが可能になることになっておるわけで、そういうことも踏まえて、今回の法律ではやはり水産資源保護法を直にやるのは無理があるということから新しい法制度を設けておるということでございます。なお、先ほど申し上げました許可漁船の定数の問題、定数超過の取り消しの問題、それから損失

補償の問題、先ほどの十一條でございませうが、これらの規定は承認漁業だけに対応できる条項でございまして、なかなかこの水産資源保護法だけでは無理な点がございます。そういうことで新しい法制をお願いしている次第でございませう。

○菅野久光君 水産資源保護法なども活用してと、こういう意味合いでございませうが、TAC制度の導入は、これは見方を変えようと、海洋生物資源の管理にいわばコストがかかるということだというふうに思っています。だれがこのコストを負担すべきかという問題にどうしても突き当たるわけですが、しかし、こうした議論は必ずしも今まで余りされていないのが現実だということに思っています。

戦後の漁業法の改革のときには、漁業権補償の財源として、漁業権や漁業許可に際して免許料とあるいは許可料を徴収する仕組みが考えられたことがございます。水産資源保護法を活用する際しても損失補償、これは国家補償が原則でありませうが、その財源について今の国の財政からなかなか大変だ。国の補償だけというわけにもいかな面があるのではないかと思いますが、例えば免許料とか許可料の徴収なども含めて議論すべきではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(東久雄君) 先ほどのところにちょっと戻る点もあるんですけども、水産資源保護法の場合、先ほどの損失補償という手法だけを講じられるのは、これは水産資源保護法が資源の枯渇または絶滅ということを懸念して、強制的に一律にとる手段でございませう。したがって、これは公共事業と同様に、水面の埋め立てというような公共事業なんかをやるときもそうでございますが、土地の強制収用に近いような形の状況を勘案してやっております。したがって、そういう強制的な形で資源管理というのは、今回のTACの管理というのはなかなか難しいのではなからうかということから、現実を踏まえながら徐々にやっていくということになるわけでございます。

す。

そこで、先ほど先生の御提案の手数料といひますか許可料を取つて云々というお話がございました。現在、漁業経営が非常に悪い状況のところ、例えば相当な許可料になったりしますと、これは事実、他の国で入漁するときのマグロ漁なんかは相当な入漁料を取られたりすることがあるわけでございますが、それは今の漁業の現実の中ではなかなかないのではなからうかという御議論がございます。

そういうことで、今回はそういう直接的なものはやっておりますが、一つのやり方として、今も資源管理の減船のときに共補償という形をとつていきます。漁業の全体がどういふふうになり残つていくか、どういふふうに分自たちの経営をよくしていくかということをやるときに、そういう漁業のグルーブの中でやるといふことが今ちょっと限界なんではなからうかというふうな感じでございます。

ただ、一つの新しいサジェスチョンとして、実は先ほど漁業法のお話がございました。これは手数料というのを取ることになっておつたところが、二年たつてだつたと思ひますが、これはやはりそぐわないといふことで漁民から廃止を強く要請されたといふ経緯も私も勉強しておりました、なかなか即時にやるのは難しいのではないかと、資源管理に対する意識というものが徐々に高まつて、それで漁業者からそういう方向が出てくるということになって初めて検討し得ることではないかなといふふうな考えです。

○菅野久光君 自主的に出てくれば一番いいわけですが、一たん懐に入れたものを出すと、これは行政としては常にそういふようなことを、全体としていかに資源を守っていくかという観点からやっぱり問題提起をしていかないとかなかなか大変ではないかなといふふうな思ひます。

このTAC制度の目的を達成するためには、漁業者が守れる制度でなければこれは理想に終わる

ものといふふうには私は心配するんですが、どのようにして漁業者に制度の必要性をPRして理解を求めていくのか、また関係者の意見を聴取する仕組みだとかあるいは組織など周知の方法はどのようにな仕組を想定しているのか、さらにその期間はどういふふうで考えておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(東久雄君) 今回の新しい量的な管理のシステムにつきまして、私も、去年の九月から漁業者の方にも参加していただいて研究会を続け、現在のような現実的なやり方で意見の一致を見て、導入させていたかどうかということでございます。そういう過程で、私も各地のプロックへ参りまして、それぞれのプロックの漁業者の方、都道府県または市町村の方、漁協の方、そういう方々ともいろいろな話を積み上げてまいりました成果でございます。

まだまだ十分理解が進んでいないという御批判もございます。そういうこともございまして、我々はいろいろなマスメディアなどを使いながら現在宣伝をしておりますが、この法律制度ができた際には、この導入にはもう少し時間がございますので、その間に十分な周知徹底を図りたいといふふうな考えております。

なお、今後の運用につきまして、一番中心になる漁獲可能量の設定並びに配分につきまして十分意見を聞くシステムというものもしつらえておるところでございます。

○菅野久光君 それで、その周知の期間といひますか、それはどのぐらいを考慮しておられるのか。○政府委員(東久雄君) まず、制度そのものの周知につきましては、この秋を目指してできるだけ周知をさせたい。

それから、漁獲可能量の設定でございますが、これは設定次第公表するということでございます。スケジュール的なものはなかなか難しゅうございまして、要するに一月からの開始のTACの一月程度の期間は時間をつけて公表できるよう

にといふふうな作業を考えております。

○菅野久光君 漁業の中には大臣許可漁業と知事管理の漁業とのそれぞれの配分について、国が都道府県等の意見を聞く仕組みにするといふふうな言われておりますが、基本的にはどのような考えに基づいて配分するのか。新たな漁業調整問題の火種となるのではないかと、私には心配をしておりますが、現実には北海道において問題となつていふように、国が管理する漁業と知事が管理する漁業が同じ漁場で操業が行われている場合、それぞれに対する規制が異なることしたら、一方の漁業者から不満が生じることは、当然これは予想されるわけです。

ですから、できれば権限を統合して統一的に管理していく必要があるのではないかと、いふふうに思ひますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(東久雄君) まず最初に漁獲可能量の配分の問題でございますが、これは都道府県の知事さん並びに中央漁業調整審議会、これは漁業者の代表が入つておられる審議会でございますが、そういうところの意見を聞くことと、この意見を参酌して、さらに過去の漁獲実績とか、現在やっております漁業の状況とか、それからまたいろいろ、協定制度その他を活用されて漁業資源の管理を自主的におやりになるということもある、そういうようなものを勘案しながら運用していくことが必要だと考えております。実績ということがやはり一つのポイントになるのではないかと、いふふうな考えです。

ただ、今第二点で御指摘のありました問題でございますが、これはもう委員御承知のとおり、全国的な展開をするものは農林水産大臣が、それから地域的な展開のものは都道府県知事といふことになつておるわけですが、北海道地区は北海道自身が非常に大きな範囲なものですから、多少その辺の境目といふようなところがあることは事実でございます。ただ、これまでの長い慣習によつて構築されてきておりまして、北海道地域の

大臣許可漁業といへども、北海道だけではなくて全国から参入しているという部分もございまして。そういうような長い年月をかけて構築されてきた操業秩序といふものが、この漁獲可能量制度の導入に際しても一挙に大幅に変革するといふのは無理があるといふふうな考慮をしております。混乱なから、こういう問題も取り組む必要があるときに取り組むべきだろうと、考えております。

したが、当面は今の漁業の調整の中で配分をやっていくという方向でやっていきたいと考えております。

○菅野久光君 漁業者同士のトラブルというのはいつもある、その調整にそれぞれの都道府県が恐らく大変苦労しているんじゃないかといふふうな思ひますので、国としてもなるべくそういうトラブルが起きないように仕組みといふものを常に考えていっていただければならないといふふうな思つております。

そこで、漁業の国内生産と輸入水産物との関係ですが、現状は完全に競争関係にあるわけですが、この状況が現状のまま放置されると、TAC制度により国内生産量がさらに減少した魚種は輸入増大現象を引き起こして、漁業経営が圧迫されることになるのは想像にたかくありません。

この際、輸入水産物は国内生産の補完として位置づけて、TACに合わせて調整する必要があると思つて、貿易の自由化その他の問題を含めて非常に難しい問題だと思ひますが、このTAC制度とのかかわりを含めてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(東久雄君) ただいま委員御指摘のとおり、対外的な問題がございまして、貿易の制度といふのはなかなかきつとした理由がないとさわりにくい問題でございます。

そこで、今回のTACの制度でございますけれども、これは資源を管理するといふことが第一の目的でございます。したが、市場流通の数量を制限するといふ目的ではないために、これ

をそのままいわゆる輸入に関する措置と直接考えることは無理があるのではないかとこのように考へるわけでございます。

ただ、当面TACの対象になります魚種は幸いにしてほとんどが今はまだ輸入割り当て制度のもとにございます。いわゆるIQ制度でございます。したがって、我々は関係者との需給協議会の場を通じて需給情報を交換して、それで見通しの公表等を行いながら秩序のある輸入が図られるようにしていきたい。また、そのときにやはりTACの数量というのが、大体これぐらいの生産になるという見通しが非常に立ちやすいという意味で秩序ある輸入を行っていただければ一助になるというふうに考えております。

○菅野久光君 今、長官が秩序ある輸入ということをお話されているんですが、私もはいつものことを願っているんですが、どうも商社ということを極端に言えばとにかくもうけさすればいいということ、秩序ある輸入というのはもう絶対だめなんです。そのことが魚価安を引き起こして、漁家の経営を圧迫しているという問題があるわけです。

私は、いよいよ今度TAC制度になっていった場合に、このところが大変ではないかなというふうに思いますので、長官がお述べになりましたように、秩序ある輸入といいますが、そういうものが着実に行われるような行政指導といえますか、そういったようなことをちゃんとやっていた方がいいと思います。

最後に、これは大臣にお尋ねしたいと思っておりますが、我が国の漁業制度というのは、漁村の伝統とかあるいは慣習的な権利を制度化したものだといふふうに思っています。戦後の制度改革以来、漁業発展の土台となってきた漁業権制度、漁業許可制度など、今の法秩序や漁業管理システムは既にもう検討の時期にきているというふうに思っています。したがって、海洋法条約を批准して海洋生物資源を量的に管理する制度に移行するに伴って、我が国の漁業制度も海洋法条約が規定する資源管

理システムとの整合性、一体的構成の問題として制度の根本に立ち返って全般的に見直すべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大原一三君) 今まで委員からるる問題点を御指摘いただいたのでありますが、基本的には漁民の方々はこの条約ないし法律についてどう考えているかと思っておりますが、まず期待と、そして同時に不安をお持ちだろうと思っております。期待というのは、漁業者の皆さんがおっしゃるとおり、いわゆる全面設定、全面管理体制に入って、漁業主権を確立して、特に韓国等の不法操業を排除してもらいたい、こういう期待を込めてこの海洋法条約関連法に御期待をなさっていると思っております。

ところが、今、委員からるる御指摘がありまして、入って、この条約に行きますと厳しい総量規制がかかってくるのではないのか。そうすると、せっかく今まで自分らが持っておられた既得権がいろいろの面で制限され規制されるのではないのかなという御不安、さらにまた原知事と国との間の調整がうまくいくのかなという委員御指摘のような御不安、多々問題が出てくると思っております。

水産庁長官初め皆さんが努力してこの法律をつくってくれましたが、一挙に理想的な形にいくことは我々も思っておりません。漁家の意見やいろいろな御議論を聞きながら、これも改めるにやぶさかであってはならない、弾力的にこの制度を運用して、そして長期的に漁業の安定が招かれるシステムにしていかなきゃならぬと思っております。

御指摘のいろいろの問題点がござりますが、特に漁業の努力量規制と今度新たに入ってくる資源の直接的な数量管理を目的とする漁獲可能量制度、この二つのミスマッチですね、これを非常に心配していらっしゃると思っております。ですから、そういう意味において我々も真に積極的に努力してまいらなければなりません、両制度が相まって資源管理の徹底が図られるものと考えております。

委員御指摘のように、今までのいろいろの法制

その他現状にマッチしないものも多々出てくると思っております。したがって、我々もいたしまして、これまでの我が国の漁業法等による既存の漁業制度についても必要なものについては積極的に見直しをし、制度の目的に合うようにしてまいりたい、かように考えております。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 まず最初に、外務大臣に大陸棚の境界画定の問題についてお尋ねしたいと思っております。

この大陸棚の境界画定の問題というのは、今回の第三回国連海洋法会議で最終段階まで争われた問題だということに承知しております。これは等距離基準とそれから平衡原則との対立が主な内容だったと、そういう経過があったと思っております。いずれにしても、七十六条において二つの基準が示されて、自然延長に基づいて外縁に至るまでのものと、それから二百海里以内の場合には二百海里までのものと、今二つの基準が示されたと思っております。向かい合っている国同士の問題、それから隣接している海岸を持つ国間の境界画定の問題というのがより複雑だったというふうに思っております。

これについては八十三条で御承知のように決められておりますけれども、これは平衡な解決のために国際法に基づいて合意により行うということですから、具体的な基準というのは意外に示されていないわけですね。結局は国際法に基づいて合意を勝ち取らなければ決まらない、しかし決まらなければ暫定的な取り決めも行い得るといふようなことになっていると思っております。

それで、これまでもいろいろ経過がありましたけれども、例えば日韓間の大陸棚の協定を決める場合にどういう境界画定の立場に日本が立つのか、あるいは中国と日本との間の境界を画定する場合にどういう立場に立つて日本側は主張なさるか、その基本的な点をまず最初にお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、今回の海洋法条約によりまして、結局隣接するあるいは相対する場合には話し合いで決める、そのときには平衡な解決ということでございますけれども、これも結局国際法に基づいて相手国と合意していく、これしかないわけですね、協議するところは。

それで、今、韓国あるいは中国との間でどういうふうな方針で臨むつもりかという御質問でございますが、具体的な対処方針につきましては相手もあることでございましてなかなか申し上げにくいのでございまして、一般論として言えれば、結局今申し上げました平衡な解決を求めて、これから話し合いで双方が何とかまあこれなら受け入れることができる、そういうラインができないかと、これでいくんだということに尽きるわけでございます。

さらに申しますと、日韓間におきましては、そういうことでこれから交渉を始めていくということ、今いろいろ接触しているところでございます。

また、中国の方はどう考えるかでございますけれども、これも先方から交渉ということが提起されれば、これはやっぱり話し合わなくちゃいかぬと思っております。その際、我が方としては、御承知のとおり、大陸棚の境界画定についてはいわゆる中間線原則というものを我が国は主張しているわけでございますので、その原則にのっとって対応をしていくと、こういうことでございまして。

○立木洋君 八十三条に基づいて、できれば中間線で主張していきたい。

実は、一九七〇年代に私たちが外務委員会での問題について国会で議論したわけですが、そのときの外務省の主張というのは、現在の状況からいえばいわゆる自然延長論が極めて国際的には優勢を占めていて、そして今後時間がたっても日本側が有利になる状況はない、もう不利になる一方だということな主張が一応あったんですね。それで、それは御承知のように、一九六九年に

北海大陸棚事件の判例がありましたから、この場合にはいわゆる平衡の原則というのは、境界基準、中間線方式、これを画一的に適用するのは否定されたわけですね、この判決によって。そういうような判決が影響したのかどうかということもあるんでしようけれども、一時期、七〇年代についてはそういう自然延長論が優勢だということふうなことを非常に主張された。そういう考え、そういう見方というのは現在の立場ではとらえないわけですね。変わったんでしようか。いかがですか。

○國務大臣(池田行彦君) 確かに御指摘のような答弁を申し上げたことがあったようでございます。具体的には、韓国との大陸棚南部共同開発協定の国会審議の際ではなかったかと存じますけれども、その当時、国際的な状況としていわゆる自然延長論に対する支持がずっと強まりつつあった、そういう状況を踏まえてそういう御答弁をしたことは確かにあるようでございます。

しかし、その後のいろいろ国連でも審議が進みまして、検討が進みまして、この国連海洋法条約が採択されたわけでございますが、そこでは明示的に自然延長論が規定されるということにはなりません、むしろ沿岸国の二百海里までの海底及び上部水域がBEZのもとに規定されるということになったわけでございますので、原則として二百海里大陸棚ということになったというところで、現在の御審議をいただいております国連海洋法条約を御提案した政府の立場としては、現在の状況を踏まえて御説明申し上げ、また御審議をお願いしている、こういうことでございます。

○立木洋君 これは外務省の方で結構なんですけれども、今、一九七〇年代以降、いわゆる向かい合っている国同士の大陸棚境界の画定が中間線で画定されたのは、全体の比率の中でどのぐらいの比率を占めているのでしょうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 向かい合っている国の間で中間線をやっている国でございますけれども、先例といたしまして例えば今手元で見ますだけでも十幾つ、これは自分でそれを宣言してい

るところ、それから合意してやっているもの両方含めてございませうけれども、十幾つあると理解しております。

○立木洋君 私も調べてみますと、海洋時報でデータが出ておまして、一九七〇年代後半以降、等距離以外の方法による境界が画定された件数は全体の三分の一に満たない、こういうデータもあるわけですね。だから、大臣が今おっしゃったように、その後の経過を見れば、いわゆる自然延長論が優勢を占めておるといふ当時の見方はやっぱり大きく変わってきているということも私は大切な点だと思っております。

それから、一九八二年に行われましたチュニジアとリビアとの大陸棚事件の判例の問題ですね。これは隣接した海岸を持つ国における判例なんですけれども、この場合も自国の延長線部分の存在が認定されればそれがそのまま大陸棚の平衡な境界画定をもたらすという主張は誤りであるという判例が出されております、それから一九八五年のリビアとマルタの境界の画定の判例、この場合も、この自然延長は、それに基づく地質学的な要因は、その間が四百海里以上離れている二国間で大陸棚の境界画定を行う際の基準とはなり得ても、距岸二百海里以内の海底についてはこの場合の境界画定は関連性が無い、したがってこの場合を引いた上、平衡な考慮に基づいて調整して定めるというふうになっているわけですね。

だから、私は中間線で主張するということがこういう国際判例から見ても、当時と違って大きく変わってきていると考えることが適切ではないだろうかというふうにご考慮しているわけですね。

特に問題として引き合いに出したいのは、一九八五年のリビア・マルタ大陸棚事件の判決では、マルタ側に二百海里以内が存在する深さ千メートルの海溝があるわけですが、これを決める場合の基準の考慮に全く入れていないんですよ。これもやっぱり二百海里、いわゆる海底がどういふ形をとっておろうとも二百海里の求める範囲内にお

て権限を主張することが可能だということも出ていますので、こういうふうな大陸棚の境界の画定の問題についてその後の推移を見てみるならば、いわゆる慣習法的に国際的にもこれは定着していることまで見てもいいんじゃないかというふうなふうに思っておりますけれども、その辺のお考えはいかがでございますか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど今回の条約の規定のしぶりについて御答弁申し上げました。それから、今も御指摘ございましたけれども、その後のいろいろな判決、判例も出たわけでございますが、そういったものが必ずしも我が国のケースに直接当てはまるかどうかはともかくとして、いろいろそういった判決、判例の示唆するところなんかを見てまいりますと、全体として相対国との距離が四百海里未満の大陸棚につきましては自然延長論が適用されないという方向での議論が優勢であるということは言えるんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど御答弁申し上げましたけれども、我が国としては中間線原則、これによるということでは対応したい、こう考えております。

○立木洋君 これは八十三条のところに書いてあります。いわゆる国際司法裁判所規程三十八条に基づくと内容で、その三十八条の内容をちょっと調べてみただけでも、国際法は、国際条約、国際慣習法、文明国の認められた法の一般原則、これは途上国は若干意見を申し上げておりますけれども、さらには、いわゆる補助的な手段として国際判例及び学説、こういう問題を総合的にとらるならば、私は中間線論を主張するということは極めて正当な立場であるというふうにご考えられると思っております。

なぜ私がこういうことをくどくどと今改めて外務大臣にお尋ねしているかということ、私は日韓大陸棚のときの南部の協定、これについてどうしてもひっかかる点があるので、この問題を改めてたたくておきたいという考えがあるんです。

日韓大陸棚の北部の協定というのは、中間線で大体決めたんですね。南部の協定の場合には、これは御承知のように、中間線から日本の内部に入った側を共同開発する。だから、これはどうしても自然延長論を黙認しているのが日本の立場じゃないかというふうな見方があるというふうな当時の批判もあつたんです。まして言うならば、中間線での見れば、こちらから大陸棚を言うならば、我々の主権的な範囲として考えられるものをなぜ共同開発までしなければならぬのかという問題を私も大分議論した覚えがあるんですよ。

そのときの古文書みたいなものを、外務省が出された文書を私は持ってきたんですけれども、これは外務省が日韓大陸棚協定について昭和五十二年一月二十日に出された文書なんです。これは一九七七年ですよ。これは、日韓大陸棚が何回か廃案になって、そしてついに一九七七年に参議院では自然成立するというふうな状態で通過した内容ですが、このときに出されている文書の中にこういうことが書かれたんですね。

「海洋法会議の趨勢は、いわゆる自然延長論がますます優勢であり、新しい海洋法条約の成立まで本件成立の批准を待っても我が国にとって形勢が有利となることは全く期待できず、むしろ時間の経過とともに我が国の立場は不利になることが予想される」と。だから、今急いで共同で開発するという手段をとる方が開発をおくらせる立場よりも合理的なんだという立場で主張されたのが当時の海洋法、いわゆる大陸棚の境界画定に対する国際的な推移の見方だと思っております。

私は、これは今、そういう見方は適切ではなかった、正確ではなかったというふうにご考慮することができると思っております。古文書みたいなものを引っ張り出してなんですけれども、その点だけははっきりさせておいていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしようか。

○國務大臣(池田行彦君) 歴史をつくる過程においては、後世から見るとどういふ判断をされるかな

かなか難しいところがございますけれども、確かにあの時点においては、国連その他の場における議論においても自然延長論が非常に大きな勢いがあったということは否定できないと思えます。また、そういった時点において、いろいろなことがございませうけれども、韓国との間であのような協定を結んだということはそれなりの意義があったと私は思います。しかし、その際に、今後ますますこの勢いがいったところは、その後の事実あるいは議論の経過を見ますとそうはならなかったということとは認めざるを得ないと、こう思います。

したがって、いずれにしても、現在私どもが御審議をお願いしておりますこの条約に基づいて、条約の締結を踏まえていろいろ交渉してまいります場合には、先ほど申しましたように基本的に中間線原則によって対応してまいりたいと。ただし、これも相手のあることとございませうから、最終的にどういふふうな合意が成るかというの、これは交渉をしてみまして、ぎりぎり双方の受け入れ可能な解決策を模索していくということとでございます。

○立木洋君 その当時、全体が自然延長論が優勢だというふうに見たわけではなくて、私たちは当時のほかの野党の方とも一緒にその点については異論を唱えたいんですよ。だから、そういう見解もあったということだけ一言申し述べさせていただきます。ただ、今度の大陸棚の問題を考えると、国際司法裁判所規程の三十八条に述べられている内容に基づいてきちっと理論的な構築をして、交渉の場で堂々と主張するならばこれは必ず、合意が見られない場合でも暫定的な取り決めのすることが出来るわけですから、そういう点については過去のそういうふうな状況を再び繰り返さないで筋を通した立場を貫いていただきたい。

そういう点からいいますと、この日韓大陸棚の南部協定について言えば、北部協定とあわせて五十年の期間を持っているわけですね。そうする

と、二〇二七年まで日韓大陸棚の南部協定というのは事実上生きている状態にあるわけですね。ですから、今後大陸棚協定を日韓間で想定する場合については、この問題についてはやはりその立場を改めるといふことが必要になってくるんじゃないかと。今後、二〇二七年まで日韓大陸棚の南部協定を守り通すという立場を貫かれるのではなくて、その問題についてはよく私は検討していただいて、今、大臣が述べられた中間線の問題に基づいて改めた画定ができるように努力をしていただきたいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど申しましたように、それぞれいろいろな原則的なあるいは基本的な立場はございませうけれども、しかし最終的な合意というのは、あるいは解決策というのは、これはそういうものをお互い踏まえながらも折衝してまいりまして、そして双方にとってこれならということと受け入れ可能な合意ができる、こういうこととでございます。

したがって、一たんそういうことで合意が成立して、現在できておりますそういう協定というものが、その後の経緯にかんがみてよほどの不合理性があるとか、あるいは不合理というものは到底維持ができていないというふうなケースにおいては御指摘のようなこともあり得るかと思っております。私は実際上の問題としてそのまでの状況にはなっていないんではないかと思っております。

もとよりこの海洋法条約に基づいていろいろな協定、取り決めで大切でございますけれども、やはり外交関係となりますとその他のいろいろな側面、あらゆる点を配慮しながらある問題を提起するのが妥当なのか、あるいは今決まっておりますものをそのまま維持するのが妥当なのか、そういう点の総合的な観点から考えてまいらざるべきものかと存じます。

○立木洋君 基本は、八十三条で述べられているように、衡平に解決するために国際法に基づいて合意により行うということですから、それは十分に相手側と話し合うということが基本になるわけですから、今申し述べた国際法や国際判例から見ても、私は中間線というものは非常に妥当な線だと。国際的にもそういう問題で解決する方向へずつと進んできている状況の中にあるわけですから、今の問題についても改めてよく御検討をいただくといいように、そしてそういう立場に立った外交姿勢を貫いていただければいいように、改めてその点は御要望いたしておきたいというふうな思いをいたします。

そのことと関連して、先ほど来問題になっておりますいわゆる経済水域の二百海里の問題ですが、これは五十五条に同じように規定がされております。この点についても同じようにいわれる話し合ひ、合意により解決するということになっていくわけですから、この点についても同じように基本的な立場というものは中間線に基づいてということと理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 中国、韓国との関係ということと申しますと、中国との間では今後必要があれば今の国連海洋法条約の規定に従って排他的経済水域の境界画定について協議を行っていくことになるわけでございますが、日本と韓国の間の排他的経済水域の境界画定については、三月の日韓首脳会談において竹島の領有権にかかわる問題とは切り離しつつ協議していくということと合意されたところでございまして、右合意に従って早期に交渉を開始したいと考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、委員御指摘のとおり、海洋法条約の規定に従って衡平な解決に到達するため、相手国との合意を探るということになると思っております。

○立木洋君 先ほど来大臣は、竹島問題は一時切り離してという趣旨のことを答弁されていることは理解しているわけですね。

この問題について言えば、いわゆる中間線の問題をとるなら、隠岐島からいけば九十七海里ぐらいです、それから鬱陵島からいけば四十数海里になっていくだろうと思っております。だから、中間線をそのまま引けば、竹島は中間線の向こう側の内部に入るというふうなことになるわけですね。それを切り離してという立場は、具体的にどういふふうなことを意味するんでしょうか。ちよつとその辺説明していただきたいと思っております。

○國務大臣(池田行彦君) 切り離して申しますのは、御承知のとおり我が国の竹島の領有権に関する主張は一貫したものがございませうけれども、韓国の立場は異なっているわけでございます。それで、それぞれ異なる双方の立場を、何と申しましようか、善くないといひましようか、それに影響を与えないというふうな解決をEJZについては考えていこうと、そういう合意でございます。それが切り離してございませう。それぞれの立場に影響を与えないということですね。

○立木洋君 この問題について、ここで竹島問題を改めて私は議論するだけの時間がありませんから、きょうは議論はいたしませんけれども、この点についてもこれまでの日本政府がとっている立場があるわけですから、その点については十分に配慮し、中間線を引いた場合の対応についても、どうするかということもよく考えた交渉をやりたいと思っております。この問題は、先ほど来漁業関係者が非常に望んでおられるという問題もあるわけで、できるだけ早く決着が見られるように努力したいということも、外務大臣並びに農水大臣にも要望しておきたいというふうに思います。

次の問題としては、科技厅の方とあわせてまた外務省の方にも関係があるかと思っておりますけれども、若干お尋ねさせていただきたいと思っております。

この問題に關しましては、第十二部のところで海洋環境の保護及び保全ということが非常に詳し

く述べられております。この問題に関しては、いわゆる海洋汚染のすべての発生源を取り除くとか、それが生じた場合にはいわゆる情報をしかるべく交換して速やかにその実態を把握するとかいうふうな内容等が決められており、世界的及び地域的な協力等も問題とされているところであります。

この問題で私の方も資料をいろいろ調べてみたわけですが、先ほど来同僚議員の方からも質問がありました。いわゆる放射能汚染に関する問題、これはやっぱり極めて重視していかなければならぬ問題だろうというふうな思っているわけです。海洋の核物質、特にプルトニウムの汚染の問題あるいは放射能の問題についても、生物濃縮や影響が極めて長期にわたるといふことを考えると、海洋環境の問題にとってもやっぱり極めて重大な問題だろうというふうな思っています。

この問題については、現在までいわゆるそういうふうな放射能汚染の状態が実際には量的にはどの程度の状況になっているのかという現状については、どんなふうにお考えになっておられるのでしょうか。

○政府委員(宮林正恭君) お答えさせていただきます。

放射性物質による海洋の汚染ということになりますと、これは汚染原因につきましてはいろいろございまして、一番現在も影響が大きいというふうな考えられておりましたのは、大気圏内の核実験によりまして影響というものがいろいろな形で残っておるわけでございます。これにつきましては、具体的なデータをちょっと今調べさせていただきますけれども、現在いろいろと調査をしておりますところでは、日本近海においては特に問題にするに足りないというふうな状況にございます。

それから、具体的に例えれば日本近海で投棄されたことによる汚染ということになりますと、一番大きな汚染の可能性があるものにつきましては旧ソ連とロシアによりまして極東海域への海洋投棄というございまして、これにつきましては一

九五九年から九二年までの間に一万八千五百キユリ、このうち一万二千三百キユリが液体でございまして、残りの六千二百キユリが固体と、こういうふうなことになるというふうなことがロシア側の報告で出ております。

それから、あと日本近海では我が国そのものが、房総沖といえますかそこに、時期的には一九五五年から六九年でございましてもうかなり以前でございまして、コンクリート詰めにしたアイソトープを投棄したと、こういうふうなことがございまして。

それから韓国が、やはりこれは日本海側でございまして、韓国側から見ますと東岸の方に当たるわけでございますが、一九六八年から七二年にかけてやはり放射性同位元素をドラム缶で百十五本投棄した、こういうふうなことが明らかになっております。

○立木洋君 ロシアの数字については私の方も、若干違いがありますけれども、ロシアの資料で調べた内容について言えばほぼ同一視しているんじゃないかというふうな思っています。

ロシアが投棄した放射能の量が二千四百八十四キロキユリですか、そして原潜が沈没したのが六百五十六キロキユリで、三千四百四十キロキユリというふうなになっております。これはロシアの場合ですね。ただし、これ以外の核弾頭から数千キロキユリが見積もられていたということがロシアの報告書の中では書いてあります。これを外にいわゆる核弾頭から出たものですね、これを投棄したものと。それからそのほか例えればアメリカ、フランス、イギリスなどのいわゆる放射能物質の海洋投棄に関する資料、そういう核保有国、それから十一カ国の先進国ですね、これらのものを合合わせると二千二百六十五キロキユリというふうな数字になっております。

しかし、この数字には核弾頭の投棄だとか核艦船なんかの沈没あるいは核原潜なんかの沈没などの数字は入っていない。大体総合して推定しますと、チェルノブイリで起こったのがI A E Aの発

表によりまして五万キロキユリという数字を出しているんですね。ほぼそれに近いか、あるいはそれに近づく状況にまで、海洋に投棄されている放射能汚染物質の状態がそれぐらいの水準にまでなる状態にあるというふうな極めて厳しい指摘をされている数字もあります。あるいは、今現状ではその三分の一だとか二分の一だとかというふうな指摘されている数字もあります。

これはどれが正確かというふうなことは私は調べるわけにはいきませんが、わかってまいりませんけれども、そういう核物質の、放射性物質の投棄の問題というのは、将来、相当長期にわたって考えるならば、いろいろな生物資源に対する影響だとか海洋環境を非常に害するものになりかねないという実態があるんじゃないかというふうな思っていますけれども、この点について科技庁長官と外務大臣の方にちょっと御所見を、こういう実態についてどういうふうにお考えになっているのかお述べいただけますか。

○国務大臣(中川秀直君) 詳しいそういうチェルノブイリと同量のものがあるという御指摘は、国際的にそうだと断定しておるまでは十分いっていいんじゃないかと、こう理解をいたします。

いずれにしても、我々は、そういうふうな実態、特にロシアが白書で公表した事実については直ちに二度とそういうことをしないように申し入れ、そしてまた九三年五月と十一月、二度にわたって日韓共同海洋調査の実施を決め、それに基づいて第一回目が平成六年三月から四月にかけて、日本海におけるロシアの投棄海域七地点において日韓口の共同海洋調査をやっておるわけでございます。これは昨年の七月ですか、日韓口及びI A E Aによって共同調査報告書がまとめられております。これによれば異常な値は検出されておらず、これによれば異常な値は検出されておらず、この影響も認められていないこととござい

ます。

行われておりますが、現在それについて採取試料の分析等をやりますと、おおむね一年後になることとございまして。

○立木洋君 何かございましたら。

○国務大臣(池田行彦君) これまでの事実関係あるいはその調査の実施状況につきましては、ただいま科技庁長官から詳しく御答弁がございまして、私もそのように承知しております。

○立木洋君 この問題については、私はやっぱり実態を正確に把握するというのが非常に大切だろうと思っております。今言ったように、私の方で述べた数字というのは全部国際的に確定された数字ではありません。いろいろな団体が発表した数字です。それからまちなちであるというところは十分わかるところでございますけれども、しかしこれが長期にわたってふえていくと非常に大変な事態になると、科技庁のお考えとしてもそういうふうな見方をなさっておるということはそのとおりだと思っております。

この点については、二百条に「海洋環境の汚染について取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力する。」というふうな文言もあるわけですから、国際的に必要なそういう情報を収集するようなども考えて、いわゆる海洋汚染の状態、放射能汚染の問題がどういう状態になっているのかというふうなことが十分につかめるような努力をひとつお願いしたいというふうな思っています。これは外務省の方にお願ひすることになるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(河村武和君) 科技庁長官が今お答えいたしましたとおり、ロシアによる投棄につきまして実際に一九九三年に問題となつたわけでございますけれども、こういうことが実際に生じた場合におきまして、我が国としては必要に応じて関係国の協力を得て調査等を行ってきています。こういうこととございまして、我が国として今後仮に同じような事態が生ずるといふようなことがございまして、関係国間の協議でありましてとかロンドン条約締結国の協議会議であります。

すとか海洋法条約締約国会議等の場を通じて適切に対処していきたい、このように考えております。

○立木洋君 大臣にお聞きいただきたいんですけども、この問題は先ほど述べられたように、第十節の主権免除の項、二百三十八条にある主権免除の件について言えば、言うならば軍艦や軍の支隊船には適用しないというふうになっているわけです。ところが、実際にロシアなどの資料を見ても、原潜とか軍艦とか核爆弾とか、いわゆる軍に關係するそういうものが沈没した場合の方が放射能の汚染というのは大きいんです。それは、ロシアの政府が出している報告書によってもそういうふうになっているんです。

つまり、一九七二年のロンドン条約ですか、この問題でも軍艦だとかそういうものは排除されているわけです。今度の海洋法条約でも、この二百三十六条で主権免除ということにされていて、軍艦や軍の支隊船等々については適用しないというふうなことになる。実質的には放射能汚染が生じるいわゆる原潜が沈没した場合、実際にどういうふうな状態になって、その放射能汚染がどうなっているのかというふうな問題については事実が報告されない、それが放置されてしまうというふうな状態になった方が極めて大きいんです。

そうすると、ロンドン条約にしても今度の海洋法条約にしても、これが事実上放射能汚染の最も大きい抜け穴になる危険性がある。そうすると、将来のこういう放射能汚染の問題を重視して考える場合に、こういう問題を抜きにして考えるわけにはいかないだろうというふうには私は思うんです。

ですから、この問題については、軍艦の構造だとか、あるいは軍の核弾頭をどうしたこうした、廃棄したというふうなこの問題については、それが沈没してしまえば事実上それが軍の機密だとか何とかにかかわることではなくなるわけでは

ここに書いてありますように、これらの問題については「運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの条約に即して行動することを確保する。」ということになるならば、沈没してしまつた軍艦あるいは原潜から出る放射能汚染の問題については、これは直ちにそれを掌握して、情報を提供して、そういう問題に對する汚染を防ぐような方法、それに対処するような方法というのをとることが私は必要ではないかと思うのです。

ここにある主権免除の問題点との関連では、そういう沈没してしまつたり核弾頭を投棄してしまつたような場合、放棄してしまつたような場合には、一定の情報提供なり何らかの形でそれに対して必要な対処がとれるようなことを行うべきではないかというふうな感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 御指摘のとおり、この海洋法条約でも二百三十六条で主権免除がございまして、またロンドン条約でもやはり軍艦等についてはこれは適用されないことになっております。しかしながら、一方において、同じ条項のただし書きのところ、これについても「実行可能である限りこの条約に即して行動することを確保する。」という、そういう意味の義務規定はあるわけがございまして、ロンドン条約も同じでございます。そういうことでございまして、また御承知のとおり、ロシアも先般ロンドン条約の改定議定書も受諾したところでございまして、そういう意味のある程度の協力は確保されているんだと思ひます。

さらに進んで何か国際的な約束を取り決めるべきではないかという御趣旨かと存じますけれども、こういった多國間の国際条約をつくり出すときには、いろいろな立場からの配慮、考慮あるいはそれに至つた主張というものがそれぞれの国にあるわけでございまして、その集大成としてつくつたものがこういう形になっておりますけれども、

いずれにしても協力義務はある。そしてまた、そういう精神に即して他の面でも行動することを期待したいと思ひますし、一般的にはそういうことも求められると思ひつてございまして。

○立木洋君 最後一言だけ。
先ほど申し上げました大陸棚の境界画定の問題、二百海里の境界画定の問題についても、先ほど述べられた点でぜひとも最後まで速やかに実現できるように努力していただきたいということを重ねて申し上げるとともに、今日のこの問題も放射能汚染の問題も極めて重要ですから、今後とも引き続き状況を見て適切な形で努力されるように、今なかなか難しいという状況もございまして、努力をしていくことが将来の子孫に健全な海洋を残していく私たちの責務でもあると考えますので、努力のほどを重ねて要望して、私の質問を終わります。

○本岡昭次君 私は、竹島領有権問題に絞つて質問いたします。
国連海洋法条約は海洋の包括的憲法と言われ、海洋の法的秩序に関して包括的に規定したものですから、竹島領有権問題の直接的な解決手段とはなり得ないということは私もよく理解をいたしております。しかしながら、五十年近くも続いている日本と韓国の間における竹島領有権問題の解決についても、この海洋法条約締結を契機として、今までの外交努力の積み重ねの上に何か新しい有効な解決方法を見出すことが日本政府に求められているのではないかと私は思ひます。外務大臣として、今後の展望をお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) 委員もその点はわかっておりますと、こうおっしゃいましたように、今回の国連海洋法条約が竹島の問題も含めまして領有権問題の解決を目的とするものではございませんで、直接その解決の手段を規定しておるものではないと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、竹島領有権問題につきましては我が国の政府の立場というものは一貫しておるわけでございまして、今後とも

西國間で平和的な解決が図れないか、鋭意努力してまいりたい、こう考えている次第でございまして。

○本岡昭次君 今の答弁では困るんですが、先へ進んで、どこかでまた再質問をいたします。
そこでお尋ねするんですが、竹島というのは海洋法条約上の島ですか岩ですか。
○政府委員(谷内正太郎君) 私どもとしては大陸棚、経済水域を有する島であるというふうにご考慮しております。

○本岡昭次君 百二十一条を読む限りでは「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。」というふうにご書いてあるんでしよう。どうですか。
○政府委員(谷内正太郎君) おっしゃるとおりでございます。

○本岡昭次君 私は竹島へ行つたことはないんですが、竹島に関する情報を私たちが読んで勉強する限り、人間がそこに住んで独自の経済的生活を維持するところではあり得ないと思ひますが、その解釈はどうなるんですか。
○政府委員(谷内正太郎君) この条約の第二百二十一条三項の規定でございまして、読み上げませんけれども、そもそも岩とは何ぞやという定義はこの条約上ないわけがございまして、また、ここに書いてあります岩の内容が明確ではなくて、また各國の国家事項等を見ましても、現時点におきまして、同規定により特定の地形を持ったものが排他的経済水域または大陸棚を有しないとすることは根拠はないわけがございまして。

したがしまして、我が国にいたしましては、先ほど申しましたように、竹島は本条約のもとでも排他的経済水域及び大陸棚を有することができるといふふうにご考えておるわけがございまして。

○本岡昭次君 そうしますと、この海洋法条約を締結した場合に、紛争を解決するために国際海洋法裁判所というものが設置されると聞いています。そうすると、韓国側がこれはいわゆる排他的

経済水域とか大陸棚に関係する島ではない、岩だ
と、岩礁だと訴えることも可能なんですね。

○政府委員(谷内正太郎君) 各国がどのような立
場をとられるか、私どもとして今云々すべきでは
ないと思えますけれども、理論的には先ほど申し
ましたように定義等あるいは国家実行がはっきり
していないということも申し上げている以上、私
どもと違つた立場を理論づけてそれを議論される
ということももちろんあり得ることだと思つてお
ります。

○本岡昭次君 いや、議論というより、裁判所に
訴えることができますねと聞いておる。訴えた場
合に、日本はそれに応じますね。

○政府委員(谷内正太郎君) 先生もう十分御承知
の上で御質問されているとは思いますが、岩礁も、
国際司法裁判所に行きますときは、義務的管轄権
というものを受けて入れている国同士の間で、一方
が要請したときに片方は行かなくちゃいけない
と、こういう形になっておるわけですね。日本は義
務的管轄権を受け入れておられますけれども韓国は
受け入れていないと、こういう状況でございます
。そのような状況でもって両国がそれを国際司法
裁判所に持つていくかどうか、これについては
ちよつと今の時点でどうとも申し上げられない
というのが実情でございます。

○本岡昭次君 私は国際司法裁判所とは言ってい
ないんです。国際海洋法裁判所について言ってい
る。

○政府委員(谷内正太郎君) 海洋法裁判所は、こ
の海洋法条約の解釈、適用をめぐる紛争について
のものでございますから、領有権そのものについ
て海洋法裁判所で争うということは考えられない
ところでございます。

○本岡昭次君 私は何も領有権のことなんて言っ
ていませんよ。岩か島かのことを訴えることはで
きるでしょうと聞いておるんです。

○政府委員(谷内正太郎君) 失礼いたしました。
岩かどうかという問題について、管轄権を受け
入れるかどうかはちよつと別にしまして、それを

争えるかということでございますれば、それは当
然議論されるというふうに考えます。

○本岡昭次君 正確に質問を聞いて答えてくださ
いね。

それから二番目に竹島の領有権問題について、
我が国は、一九五二年一月十八日の李承晩ライン
の設定に対する抗議として韓国に日本の領有権を
口上書で主張して以来、今日までこうした口上書
を韓国政府に何回出してきたんですか。数十回と
いうふうなことが言われていますが、正確に何回
と申すてくださいますか。これからは抗議の口上書を韓
国に出し続けるのですか。一番最近申し入れた口
上書の時期とその内容について説明してくださ
い。

○政府委員(加藤良三君) 竹島問題に関する口上
書は、昭和二十七年、一九五二年以来六十五回提
示されております。

それから、最近の例ということでございます
が、最も最近においては昨年の七月に発出されて
おります、その内容は、竹島の領有権について
の我が国日本の一貫した立場に基づいて、韓国が
竹島を事実上占拠していることに対して抗議する
とともに、韓国側が構築した施設の撤去などを要
求する内容のものです。

○本岡昭次君 今日までそれぞれ重要な段階で今
おっしゃるような口上書が出されてきたと思われ
ます。日本と韓国の関係というのは、植民地支配
あるいは侵略戦争等々の中でいろいろと歴史的な
認識の問題等で難しいところがありますが、しかし
隣国であり、同じ資本主義経済という道、また民
主主義の社会を求めていく、そういう意味では友
好な関係にあるのではないかと私は考えているん
です。少なくとも私は友好国だというふうに判断
しているんですが、なぜそれが解決しないのか、
極めて遺憾です。

それで、今日まで六十五回も口上書を出された
と。どんな口上書それぞれの時期に出されたか
ということに非常に私は興味があるんです。その
口上書そのものをぜひとも国会に公開をしていた
だきたい。いかがですか。

○政府委員(加藤良三君) 今申し上げました口上
書は、韓国政府にあてた日本からの外交文書でござ
いまして、問題自体が現在もお日韓間で係争
中であるという事情がありますことから、私ども
といたしましては現時点で口上書の公開というこ
とは考えておりません。

ただ、内容として申し上げれば、韓国側による
竹島の占拠に対する抗議、それから韓国側が構築
した施設の撤去の要求、これが主なものでござい
まして、そのほかに韓国側による我が方巡視船に
対する銃撃、発砲事件に対する抗議、我が国の領
有権の根拠を示した見解の表明、国際司法裁判所
への付託の提議、竹島における射撃訓練に対する
抗議、こういったものが内容になっております。

○本岡昭次君 紛争中だから公開できないと。紛
争が終わったから公開してもいいということでは
ないか。

○政府委員(加藤良三君) ちよつと繰り返して
なつて恐縮でございますが、今係争中の最も機微
な領土問題に関するものでございますので口上書
の公開は差し控えていただきたいと思いますというこ
とでございます。一般的には今の基本的な事実を
踏まえて文書公開のルールにのっとりて対処され
るべき問題と考えております。

○本岡昭次君 係争中、紛争中のものだから公開
できない、相手のあることであるし。だから、
紛争が終わればそれは歴史的文書として公開をさ
れるんですか。

○國務大臣(池田行彦君) 我が国としては、何と
かこれを両国間で平和的に解決をしたいと、こ
う考えております。そして、努力を傾注してまい
りたいと思つております。

幸いにして、両国間で平和的な解決を見た場合
に口上書をどうするかという点でございますが、
それは解決を見た段階で、それを踏まえて両国の
関係、その時点から将来に向かってどういうふう
に持つていくか、そういうことも考えながらその
時点で対応は考えるべきものと、こう考える次第
でございます。

○本岡昭次君 私は、外務省の外交問題は信用し
ていますよ。しかし、韓国との間で口上書が六十
五回も出されたという、こんなことは大変なこと
だなどみんな思ひますよ。だから、外交というの
は外務省が専門的におやりになることであつたと
しても、やはり国民の合意というものが一方の背
景になければ私はいまうまいかと思つておるん
です。密主義にして、そしてその秘密を占有するこ
とによって外務省の権威が高まるというものでも
ないと思つておるんです。だから、可能なものでは
公開して、国民世論に外務省の考えを求めていく
という手法がやっぱり民主主義の国には必要だと
思つておるんです。

しかし、今おっしゃるような見せないとおつ
しやるんなら、少なくとも今幾つかの項目とい
うので公開されましたから、一回から六十五回ま
で一、二、三、四、五と書いてもらつて、そこに一
体何をそこで言ったのかということを書きで私の
手元に資料として出していただけますか。口上書
そのものじゃなくて、何をそのときに出したか
と。それぐらいのことはできるんじゃないかと
思つておるんです。

○政府委員(加藤良三君) 先ほど申し上げました
ところがこれまで六十五回にわたつて発出された
口上書の主たる内容でございますが、昭和二十七
年から昭和五十五年までの間で四十七件、これは
いずれも竹島の韓国側による占拠に対する抗議、
それから施設の撤去を内容とするものでございま
す。昭和五十六年、すなわち一九八一年以降は十
八件でございます。これも不法占拠に対する抗議と
施設などの即時撤去の要求を内容とするものでご
ざいます。

以下、同じようなものが、昭和五十七年一件、
昭和五十八年二件、五十九年一件、六十年一件、
六十二年一件、六十二年三件、このうち平成四年の
三件につきましては韓国の軍艦による我が国巡視
船への示威行動への抗議であり、また竹島領海内
での射撃訓練への抗議を内容とするものである、

こういうことになっております。

そういう次第でございますので、私どもとして、できるだけこの内容を今御説明したということでお許しを得られればと考えます。

○本岡昭次君 私は二十分という貴重な時間の中で質問しているんですよ。だから、私の質問したことはそれを项目的に一回一回並べて出していただけですかと、こう言ったんだから、出せませんとおっしゃればいいじゃないですか。そうしたらすぐまた私は質問できるのに。なぜそういう余分なことを、私の貴重な時間をあなたはお使いになるんですか。失礼じゃないですか。委員長、そういうときはやっぱり注意すべきですよ。

それで、口上書の中に、日本政府が竹島領有権問題を国際司法裁判所に訴えて解決しようじゃないかということ韓国に求めたのが一九五四年と一九六二年、二回あると私は聞いておりますが、韓国はいずれもそれを拒否した、こういうことですが、どういう理由で拒否したんですか。

○政府委員(加藤良三君) おっしゃられるとおり、一九五四年の九月二十五日に韓国政府に対してこの問題を国際司法裁判所に付託すべく口上書をもって日本側から提議したのでございます。

この口上書において、これは国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるため、唯一の公正な解決方法は国際裁判に付託して判決を得ることであるということをお方から指摘いたしまして、我が国はICJ、国際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うことを誓約いたしました。判決があるまでの間は竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置を韓国側と協議する用意があるという旨の通報を行いました。これがその内容でございます。これに対して、韓国側は、同年十月二十八日に文書をもってこれを拒否するということを通告してきたわけでございます。

なお、委員がおっしゃられた六二年の方は、これは一九五四年に今申し上げましたように正式に韓国側に提案したICJへの提訴ということを、

六二年三月の日韓外相会談の際に、当時の小坂外務大臣から韓国外務部長官に対してもう一度提議したということでございます。これに対して韓国側から前向きな反応は得られなかったということでございます。

このやりとりの詳細ということについては、相手のあることでもありまして、現時点でこれを明らかにすることは差し控えておきたいと思っておりますけれども、韓国の竹島に対する立場は今日に至るまで一貫したものが韓国の側としてあると思っております。

○本岡昭次君 韓国が日本のそうした提案に応じないということは私は非常に残念だと思います。そういう国際的なものも国際司法裁判所で一定の判決を出してもらって、それに基づいて問題の解決をするというルールを、やはり国連というものがある以上は私はやるべきだと思うんです。わかりました。

そこで、フランスとカナダが一九八九年にフランスとカナダの間の海域の策定を実施するための仲裁裁判所を設置する協定というのを結びました。サンピエール・ミクロン沖合の両国の海域を画定するための仲裁裁判所を設置したんです。国際司法裁判所じゃなくて仲裁裁判所を設置する協定を結んで仲裁裁判所を設置して、そして一九九二年に仲裁判決を下してもらって解決した、こういう事例があるんです。

だから、日本と韓国の問題も、こういう国際的に紛争を解決する知恵をみんないろいろ出し合っていくんですから、隣の国でいつまでもこの問題をこういう形で放置して、そして時として外務大臣の人が焼かれてみたり、そんなことが起こらぬようにせなあかぬと私は思うんです。こういうフランスとカナダの問題解決というのは参考にならないのですか。

○政府委員(加藤良三君) 委員が御指摘のサンピエール・ミクロン事件でございますか、これはカナダのニューファンドランド島沖合のフランス領のサンピエール島、ミクロン島とカナダの間の境

界画定を両国の合意によって仲裁に付して解決したものでございます。これは御指摘のとおりですが、竹島の場合と異なりまして、サンピエール島、ミクロン島の領有権が争われたケースではございませんでした。

仲裁裁判所というところでございますが、これは国際司法裁判所と違う存在であるということもございまして、やっぱり国際司法裁判所と同様に紛争の当事者が裁判所において解決を求めるといふ合意があつて初めて動き出す仕組みになっておるわけでございます。したがって、たとえ我が国の方が提訴を提案したとしても、韓国がこれにに応じてくるといふ義務がない以上は仲裁裁判所の管轄権は残念ながら設定されません。

この竹島の件を仲裁裁判所に提訴するということについては、引き続き検討を要する側面があるかと私も考えております。もちろん、政府としてあらゆる可能性を粘り強く検討して、大臣が申しましたように本問題の平和的な解決を志向してまいりたいとは考えております。

○本岡昭次君 最後に農林水産大臣にお尋ねいたします。

この国連海洋法条約締結を契機に何とか領土問題が解決すればと思うんですが、今の短い時間の議論でもなかなか困難な中身が山積しているようです。しかし、漁業問題として、やはり経済問題としての解決は実態的なものとして進めていかなければならないと考えます。そして、日本の漁業従事者の仕事なり生活を守っていくという立場での問題解決が急がれると私は考えています。そういう意味で、農林水産大臣としての決意を最後にお聞きしておきたいと思っております。

○國務大臣(大原一三君) 委員がいろいろおっしゃいますように、特に日韓関係においてはこの竹島問題、頭の痛い問題を抱えているわけでございます。

したがって、総理、外務大臣がいろいろな機会におっしゃっていますけれども、いわゆる領土問題と切り離してこの問題が早急に解決されるべき

である。そういう意味で、私としましては、韓国、中国との漁業問題に関しては、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されるように一生懸命頑張つてまいりたいと思っております。

○本岡昭次君 終わります。

○山田俊昭君 私も竹島問題を質問しようとして準備したんですが、一、二点だけお尋ねをいたします。

現在の竹島の実情はどうなっているか、ひとつ教えていただければありがたいと思っております。

伝え聞くとところによりまして、韓国は竹島に港湾施設を建設する工事に着手して、来年末には完成させまして、完成後には一般の観光客にも開放する方針であるというふうに聞いております。韓国は竹島を韓国の領有であるという既成事実を明らかにねらっていると思えない状況にあるわけでありまして、先ほど本岡先生の質問に対して、韓国に対して日本は六十五回にわたって口上書を出しているということですが、例えばこれほどの施設工事をしている韓国に対して文書によって撤去の申し入れをした場合、どの程度の効果があつてどういう形で解決されているのか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(加藤良三君) 竹島の現状ということでございますが、竹島においてはことしの二月に韓国外務部が接岸施設の工事を実施するという論評を発売いたしました後に、四月になりました。その工事に着手したという報道がございました。そこで、私どもの方から韓国に事実関係を照会いたしました。それに対して、韓国から、この工事は行われているという回答がございました。

これに対しては我が方は、例えば最も最近では、四月三十日に南アフリカで行われた日韓外相会談におきまして、池田大臣から孔魯明韓国外務部長官に対して我が方の一貫した立場を申し入れました。そしてあわせて、本件についての慎重な対応が重要であるということ述べた経緯がございまして。

そういうことを背景にいたしまして、韓国の竹島に対する実効的支配というものは、これは確立しているあるいは今後確立されるということはないというふうには私も認識いたしております。

実効的支配が確立いたしませんためには、国際法上もそこに平穩な占有が継続して行われるということが要件とされているようにございます。そして、その平穩であるか否かということ、その関係から一貫した抗議の意思表示というふうなもの、すなわち時効の中断に相当するようなもの、的確になされているかどうかによるところが大きいと思います。これがなされている限り平穩性の要件は欠落する、すなわち実効的支配は確立しないということになります。

したがって、今申し上げましたとおり、確かに接岸施設の工事、これは進捗中でございますけれども、それによって韓国の事実上の支配というものは、一面物理的にそれが強化される面はございますけれども、それが即韓国の竹島に対する実効的支配の確立を意味するものではないということになるかと存じます。

○山田俊昭君 実効的支配がないと、こうおっしゃるわけけれども、ただ日本のそのやり方が、抗議を繰り返していくだけというのがどうかと思うんですね。果たして将来にわたって韓国とのこの竹島問題を解決する上において賢明な方法、解決を保証するものかどうか、極めて疑問に思うわけでありまして。むしろ韓国が歴史的経過とともに竹島の実効支配を合法化していったらいいのではないかと、我が国の立場をますます不利にしているんじゃないかと、いふふうな危惧を持つわけでありまして。

そこで、今こそ正式に韓国に対して竹島をめぐる領有問題交渉の開始を直ちに申し入れられて決着を図られるべき時期だと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほどアジア局長から御答弁申し上げましたように、韓国の竹島に対する事実上の支配が強まっているということは、そ

れは言えるかと思えますけれども、しかしそのことをもっていわゆる実効的支配が確立したとかあるいは将来確立するといふものではございません。

そしてまた、そういうことをまず前提にいたしまして、現時点で正式に領有権問題の交渉開始を申し入れるべきではないかという御提議でございますけれども、私も同様にいたしましては、先ほど来るる御説明申し上げておきますように、何とかこれは両国間で平和的な解決を見出していきたい、そのためにはいろいろ手法も考えながら粘り強く対処してまいりたい、こう考えております。

現在のこれまでの韓国側の態度、姿勢から見まして、さてどういふふうな手法による解決を図ろうということ、正式に交渉を申し入れた場合に、それが具体的な交渉の開始、そして問題の解決に早急につながるような環境が今整っておるかと思つて、必ずしも私はそこまで言えない、そんな感じがいたします。

他方におきまして、委員も御承知のとおり、今、日韓間においていろいろ相談、協議をいたしまして合意を見なくちゃいけない問題、この海洋法締結に伴うEEZの問題あるいは漁業の問題を初めいろいろあるわけでございます。そういったこととございまして、もとより両国間の友好親善の関係は、これはしっかりと確保し、さらに強化していかなくちやならない。

そういうこともろもろの事情を勘案いたしますと、私も同様にいたしましては、我が国の立場は一貫しておりますし、何とか平和的解決を図っていくための努力は継続してまいります。今御指摘のように領有権に係る交渉を正式に始めようじやないかというご提議するといふのは必ずしも時を得ていないのではないかなと、こんな感じを持っておる次第でございます。

○山田俊昭君 竹島問題は、隣の先生と重複する部分もあるのでこの程度にします。今度は運輸省にお尋ねをいたしますが、今回の

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正の骨子の一つであります海洋汚染事犯における担保金制度について御質問をいたします。

この制度は、同法の規定に違反した外国船舶について担保金等を提供することを条件に速やかな積放を図る制度とのものであります。相手方が外国船舶であること、海洋が廣大でそのまま逃走されたら後日の確保が困難であること、国によってはテロリストですら保護しようという国があるが、このような国に逃げ込まれた場合に手の打ちようがないのではないかというご考慮をいたしますと、刑事手続への出頭を担保する制度としては甚だ疑問と思われまますが、いかがでしょうか。

また、運用のいかんによっては、外国船舶をして担保金さえ払えば何をやってもいいというふうな誤った認識を生ぜしめて、同法の遵法意識を甚だ希薄にする要因になりかねないと思つております。運輸大臣の所感をお伺いいたします。

○政府委員(兼野裕君) 御案内のとおり、海洋法条約では、海洋環境の保護あるいは保全といった分野につきまして、沿岸国の管轄権を排他的経済水域まで拡大するというご認識を認めます。一方で、いわゆる船舶航行の利益と申しますか、要するに船舶を拘束することによる不利益の防止という観点から、外国船舶が海洋汚染事犯を起こした場合に、保証金の提供などの合理的な手続に従うことを条件にしまして速やかに積放する制度、いわゆるポンド制度を設けることを求めておるわけでございます。

このため、その違反者の刑事手続への出頭などを担保する、いわゆる担保金の提供を条件として積放を行うという制度を今回導入するわけでございますけれども、ただいま先生お話しのとおり、いわゆる逃げ得になつてしまつてはこれはもちろんこの制度の趣旨に反するわけでございます。違反者の出頭も担保できるような十分な額になるように定めることを考えておるわけでございます。もちろん、出頭に応じなかつた場合に

は、その担保金は国庫に帰属されるということになるわけでございます。この罰金とのバランスを十分考慮しながら担保金の額を設定していくということを進めていきたいと思つております。

○山田俊昭君 日本にも保釈制度が刑事訴訟法にあるわけですが、主務大臣、つまり運輸大臣が担保金を徴求するわけですね。その担保金は一体どのような基準に基づいてどういふ額を算出していくのか、具体的な基準などがあつたら教えていただきたいんです。

○政府委員(兼野裕君) 担保金の額につきましては、今回の改正海洋汚染防止法によりまして、主務大臣の定める基準に従つて取締官が決定するということになっておるわけですが、その主務大臣が定める基準に際しまして考慮すべき事項というものは政令で決めることになっております。

現在その政令を検討中でございますけれども、その内容といたしましては、まず第一に違反の類型、これは例えば故意犯であるか過失犯であるか、あるいは実際に油を流した実質犯であるか形式犯であるかといったようなそういう違反の類型。二番目に、法律に定められました罰金額。三番目に、例えば油を流した場合でありましたらその油の量、つまり違反の程度でございます。それから四番目に、初犯であるかあるいは累犯であるか、その違反の回数といったようなものを考慮いたしまして基準を定めるということになっております。

したがって、この基準の範囲の中において、具体的には個別の事犯に応じて取締官が決定するということになる予定でございます。

○山田俊昭君 同法に基づく積放と日本の刑事訴訟法八十八条以下の保釈との相違というのはどこにあるんですか。

○政府委員(兼野裕君) 担保金制度は、先ほど申しましたとおり、海洋汚染事犯が起きました場合に、主務大臣に担保金等が提供されることを条件として、逮捕が行われました被疑者あるいは

その船舶を速やかに釈放するといういわば一種の行政上の手続でございます。それに対しまして、ただいま先生お話ししの刑事訴訟法八十八条以下の保釈制度と申しますのは、司法制度におきまして、検察官によって起訴された被告人が拘留された場合に、裁判所の判断によって保釈される制度であるということは御存じのとおりでございます。

したがって、端的に申しますと、担保金の場合には被疑者段階で措置が行われるのに対しまして、保釈制度の場合は被告人段階で措置されるということが一つ。それからもう一つは、担保金の方はいわゆる主務大臣によります行政手続であるというのに対しまして、片一方の方は裁判所によります司法手続であるというのが大きな違いでございます。

○山田俊昭君 次に、海上保安庁法の一部改正についてお尋ねするんですが、この改正によって機能発動要件が明確化されて、かつ海上犯罪の摘発の主体であるところの海上保安官制度についてお尋ねをいたします。

海上保安官の機能と申しますか、逮捕とか捜査とか、それから差し押さえたとか押収という機能行使、保安官が持つところのそういう機能、権能を裁判所がどの程度コントロールしているのか、関与しているのか、具体的に説明をしていただきたいんです。海の上というのは国民の監視が非常に行き届かない、いわゆる職権の乱用をチェックするということが極めて難しいんですね。そういう意味合いからもその点を御説明いただきたい。

○政府委員(兼野裕君) 海上保安官が海上におきまして犯罪を摘発する場合でございますけれども、当然のことでございますけれども、手続的には刑事訴訟法の規定に従って職務を行わなければならないというところになるわけでございます。例えば、逮捕状あるいは捜索差押許可状の発行を受けるといったような一連の手続につきましては、これは陸上と全く同じで、刑事訴訟法の規定に基づいて行われるということになるわけでございます。

○山田俊昭君 海が活動の拠点であるところの海上保安官については何よりも国際協力が求められるというふうに思うわけですが、その海上保安官については警察におけるICPOのような国際協力機関というものはあるのかないのか。私には勉強で知らないのですが、もしあればその概要について御説明いただければ幸いです。

○政府委員(兼野裕君) 先生お話しのとおり、薬物ですとかあるいは銃器といった密輸事犯につきましては、その取り締まりの際に国際協力ということが必要不可欠でございます。

したがって、まず一つは、私どもとしては従来から中国あるいは韓国、ロシアといった近隣諸国の取り締まり機関と緊密な連絡を保ちまして情報交換を行っております。

それから、ただいま先生お尋ねのICPO、国際刑事警察機構との関係でございますが、これは日本の窓口は警察庁ということになっておられるわけでございますけれども、私どもは警察庁を通じてこのICPOの方と連絡を密にしております。さらには、ICPOの向こう側と申しますか、各外国の取り締まり機関との間の協力あるいは情報交換というものを行っておるという点で、これは警察の方と実質的には何ら変わらない制度になっております。

○山田俊昭君 終わります。

○中尾則幸君 最後の質問でございます。中尾でございます。

午前中からいろいろ熱心な質問を伺っております。いささか重複をお許しただいて、私は二百海里海域の海洋環境保全に絞ってお伺いしたいと思っております。持ち時間二十分でございますので前説は省きまして、海洋汚染の実態についてまずお尋ね申し上げます。

減少傾向にありました海洋汚染の件数、これは海上保安庁の調査ですけれども、昨年、日本海周辺で八百十一件、一〇・八%ふえたことと申します。五年ぶりに増加したというふうになっておりますけれども、このふえた理由をまずお示しく

さい。

○政府委員(兼野裕君) 私どもの統計によりまして、今お話しのごさいますとおり、平成七年におきまして総計八百十一件の汚染を確認いたしておりますが、その内訳を見ますと、油が四百九十七件、油以外が二百六十九件ということ、油が非常に多くなっているというのがまずその特徴であらうかと思っております。

その理由でございますが、私どもの分析によりまして、特に小型船舶によりますビルジ、ビルジと申しますのは船の底にたまりました油の混合物でございます。このビルジを故意に排出する件数が特に東京湾を中心にかなりふえておる、これが全体の汚染件数を押し上げているのじゃないかというふうにごさいます。

○中尾則幸君 今、御説明がございましたけれども、海洋汚染の主な理由、原因は油によるものだということがございまして、油以外のものも大変ふえている。例えば、廃棄物、有害液体廃棄物、それから工場排水等々でございます。

昭和四十年代の後半、これは四十八年の資料でございますが、現在約二倍近くふえておる。特にダイオキシンそれから有機性汚染物質、これは、本当はきょう時間があれば御質問したかったんですが、船底に有機性汚染物質を塗料として使っている。これは我が国ではもう使っておりませんが、そんな問題がございます。特に、化学物質とそれから海への汚染、これがなかなか解明できないという現状を承知しております。

これは環境庁の分野であろうと思っております。こうした化学物質の分析、あるいは今後どういうふうに対応していくのか、取り組み等をお伺いしたいと思っております。

○説明員(吉田徳久君) 今、御指摘のございました海洋汚染に関する各種の調査でございますけれども、もちろん環境庁におきましても海洋汚染の状況を把握するために各種の調査を進めてきているところでございます。

海といっても広うございまして、沿岸域と沖

合域、それぞれ調査の手法も異なっております。このうち沿岸域につきましては、御承知のとおり、水質汚濁防止法に基づきまして地方公共団体による水質の常時監視が行われております。その結果では、私どもの見るところ、海洋汚染の最大の問題といえますのは、有機性汚濁の指標であるCOD、化学的酸素要求量が非常に高い海域がまだ残っている。これについては、水質汚濁防止法に基づく個別の排出規制に加えて、特に水質改善を必要とする海域につきましては総量規制等を導入してまいっております。

また一方、環境庁は、海洋汚染の長期的な変動傾向を把握するとともに、MARPOL条約あるいはロンドン条約を受けて海洋汚染防止法等に基づき実施しております船舶からの有害液体物質の排出規制、あるいは廃棄物の海洋投入処分の規制の効果を把握するため、こうしたことを目的として、沖合海域を含む我が国周辺海域において昭和五十年以降、毎年度、日本近海海洋汚染実態調査を実施しております。

この調査は、廃棄物の排出海域あるいは主要な船舶の航路筋を考慮いたしまして設定した測定線上の調査点において、海水や底質の汚染状況、あるいはプランクトン中の有害物質等の量を調査しております。

その結果によりまして、我が国周辺海域におきましては、これまでのところ、海水中の汚染物質の濃度等に顕著な変化は認められておりませんが、人爲活動による海洋環境への影響をより的確に検知し、これを未然に防止するための適切な対策を講じ得るよう、今後とも一層海洋環境に係るモニタリング手法等の向上に努めてまいりたい、かように考えております。

○中尾則幸君 この中環審の化学物質専門委員会でトリブチルすず化合物、こうした問題についてはさらに監視をしていく必要があるということと申しますので、取り組みをしっかりとやっていただきたいと思っております。

次は、陸上廃棄物の海洋投棄問題についてお尋

ねします。

陸上廃棄物の海洋投棄問題、これは今世界的な問題となっております。今御説明にもありましたけれども、ロンドン条約の附属書改正によって、本年度、ことし一月一日から産業廃棄物の海洋投棄が原則禁止となりました。それから、UNEP、国連環境計画主催の陸上活動からの海洋環境保護に関する政府間合会において、世界行動計画の策定とワシントン宣言が採択されました。

さて、我が国では、これは厚生省に一問伺いたいんですが、平成六年統計で、海域に排出された産業廃棄物の量は約四百六十万トン、これは少しずつ増加している傾向にあると承知しております。また、平成五年四月現在、産廃の最終処分場の残余容量は全国で二億立米、残余年数、これは許容年数というふうに読みかえてもいいと思いますが、二、三年はもつたろうということだと思います。ところが、首都圏は〇・六年、ほぼ満杯状態にある。陸がためなら海があるという発想法がありまして、これは不届き者が建築廃材やし尿などを垂れ流しているわけでございます。

だから、産廃の問題を解決しない限り、一つは海洋汚染の問題は解決できないだろうという、これは当然のことだろうと思えますけれども、厚生省、これはことし三月に生活環境審議会産廃専門委員会というのをスタートさせたように聞いております。何が検討されて、どういう対策を講じようとしているのか、簡単にお答え願います。

○説明員(木下正明君) 御説明いたします。産業廃棄物の海洋投入処分につきましては、廃棄物処理法では、当該産業廃棄物の陸上処理が困難な場合に限り行うこととされております。さらに、ことしの一月一日からは、先ほど先生の方からお話もありましたが、ロンドン条約の附属書の改正に伴いまして、産業廃棄物の海洋投入処分についての規制が強化されたところであります。

厚生省としても最終処分場の確保等、陸上処理体制の整備に努めているところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、産業廃棄物の最終

処分場の残余年数は、全国で約一・三年、首都圏で約〇・六年と非常に逼迫した状況にありまして、こうした最終処分場の確保は産業廃棄物の適正処理を図る上で重要な課題となっております。このため、厚生省では、最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の総合的な対策について検討するため、本年二月に生活環境審議会廃棄物処理部会の中に産業廃棄物専門委員会を設置いたしましたところでございます。専門委員会では、産業廃棄物の関係者から幅広く御意見を拝聴しながら検討を進めることとしておりまして、これまで五回の専門委員会を開催し、都道府県の廃棄物行政担当者、市町村長、産業界及び市民活動家等の御意見を伺いながら積極的に検討を進めていただいているところでございます。

○中尾則幸君 産廃の問題、海洋汚染とも密接なつながりがありますので、しっかりと各省庁とも連携してやっていただきたいと思えます。続いて外務省に伺います。

先ほどちょっと触れましたけれども、UNEP主催の陸上活動が原因となる海洋汚染防止に関する政府間合会、これはワシントンで百三十三国が参加して開かれました。昨年十一月に閉幕したわけでございます。

海洋汚染の七〇%を占めているとされている陸上活動、産廃も含めて陸上活動の海洋汚染防止に関する国際的な取り決めはこれが初めてだということでございますが、ダイオキシンなどのPOPsが問題になっておりますけれども、残留性有機汚染物質による海洋汚染が北欧諸国などでは大変深刻であるというふう聞いております。

今回の行動計画でも、これらを規制する法的拘束力のある条約または協定を二、三年以内と書いてあります。先ほどロンドン条約あるいはMARPOL L条約等々でいろいろ規制がございまして、そこで外務大臣にちょっと伺いたいんですが、

各国は二、三年以内に国内での行動計画を策定するように求められておるわけですが、海洋

国である我が国が、海洋国と同時に環境先進国としての役割を果たすためにもここでリーダーシップを発揮すべきじゃないかと思うわけでございまして。各途上国においては、いまだに例えばPOPsにおいてなかなか規制が進まない、農業等に使用しているとかございまして、これは日本がリーダーシップをとってやるべきじゃないかと思っております。○国務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、環境問題、とりわけ陸上活動に起因する海洋汚染の防止が極めて重要な問題である、課題であると認識しております。

そういった観点から、お話のございましたUNEPで昨年採択されました陸上起因海洋汚染の防止に関する世界行動計画の策定にも我が国は積極的に参画してきた次第でございます。そして、この行動計画自体には非常に多様な原因が入っておりますので、まずそれぞれの政府あるいは地域レベルで個々に取り組むべき課題という事柄が多いんだと思えます。

したがって、行動計画全体を例えれば条約化するというのはちょっと難しいかと思えますけれども、今、委員の御指摘ございましたPOPsにつきましても、これは行動計画自体におきましても、国際的に法的な拘束力のある手段を確立すべきじゃないかと、こういうことが言われておるわけでございますので、今後この検討作業が本格化されるわけでございますけれども、我が国としてその作業に積極的に参加してまいりたい、こう考えております。

それから、いま一点御指摘のございましたのは、国内における行動計画という御指摘でございますが、その件につきましては、この世界行動計画を踏まえまして、また先ほど申しましたような認識に立ちまして、関係省庁ともよく協議しながら対応してまいりたい、こう考える次第でございます。

○中尾則幸君 続いて、外国船舶の海洋汚染問題と我が国の対応について伺います。

海洋環境の保全、今回の海洋法条約の主要事項の一つでございます。この条約は、海洋汚染事犯を引き起こした外国船舶に、先ほど質疑がございましたけれども、担保金を提供することを条件に速やかに釈放する制度等となっております。従来の通報制度と比較して、果たして効果、効力はあるのかということが第一点でございます。また、これまでの質疑にもございましたが、今度は二百海里水域に及ぶわけでございまして、その監視体制の問題でございまして、果たして監視体制が行き届くのかどうか大変心配でござい

ます。それで、一つ資料をちょっと調べてみますと、これまで我が国の領海内で発生した外国船舶による海洋汚染事犯について、我が国の法令を適用して刑事犯を追及した、この例は平成六年、外国船舶に係る海洋汚染事犯として三十五件を送致したというふうになっておりますが、私が今お尋ねの二点、従来の通報制度と比較して果たして効果はあるのか、あるいは監視体制が二百海里に及んで十分行き渡るのかという点をお尋ねいたします。

○政府委員(森野裕君) まず第一点の効果でございますけれども、これは今までは御案内のとおり、旗国の方にそういう事象があった場合に、これを通報を行って旗国の方に任せるといったのが原則でございます。

したがって、内容についてまで私どもが詳細を把握することはしておりませんけれども、少なくとも、今回排他的経済水域まで対象水域が拡大されて、ここに私どもの日本の管轄権が及ぶというところで私どもが直接に監視、取り締まりを行うということが可能になるわけでありますので、そういう意味で私どもは一定の効果があるんじゃないかというふうに考えております。

そこで、取り締まりの体制でございますけれども、従来から二百海里の漁業水域の設定以来、いわゆる広域哨戒体制というものを私どももっておりまして、順次、巡視船あるいはその巡視船に搭載しましたヘリコプターあるいは航空機等を使い

まして哨戒を行つておるわけでありませう。
先ほど來御議論がございませうに、今回の海洋法条約への加盟に伴ひましてかなり海域が拡大するということもございませうので、それに対応いたしました巡視船艇、航空機の整備というものを計画的に進めていくということがもちろん必要だと思つております。

また、それとあわせて監視用の資機材の強化ということを進めております。例えば、赤外線監視装置というようなものを各船艇、航空機に配備中をございまして、夜間でも監視が可能になるような能力アップを図つております。

また、巡視船の整備に当たりまして、巡視船それ自体の高速化あるいは高性能化ということで、例えば荒天下でも監視ができる、あるいはもっとスピードを出して搜索範囲を広げることができるといったような性能アップの方もあわせて図つていくということで現在整備を進めておる段階でございませう。

○中尾則幸君 先ほどからも御指摘ございましたけれども、今年度予算で大型巡視船を二隻新規に導入すると。それで、私のこの資料が間違つていのかどうかかわりませんけれども、速力ですが十八ノット。いろいろ聞きましたら二十五ノットぐらい出るんじゃないかということは言われていますけれども、この速力アップ。韓国、中国のほとんどの漁船が悪いというふうな決めつけのはいかかなものかと思ひますけれども、三十ノット以上だというような実態の中で、これはどうなんですか、いただいた資料が間違ひなのか。どのぐらいなんですか。

○政府委員(栗野裕君) ちょっと資料がどれだかはつきりいたしませんけれども、大型の巡視船でございまして通常大体二十五ノット程度はもちろんです。

それから、巡視艇の方では、漁業の取り締まりなどに当たつております巡視艇は最近非常に高速化をしております三十ノット以上、三十五ノット程度を出すことができます。そういう意味で、

平成八年六月十三日印刷

船艇の整備に合わせましてその能力アップを図つておるといふのが現状でございませう。

○中尾則幸君 あと二分しかありません。
私も素人で不思議に思つて居るけれども、大型巡視船を購入した、そしてこの二百海里の排他的經濟水域を設定されると当然三十ノットぐらいは出るだろうと思つてはいたんですが、詳しくは伺いませんけれども、そんなものなのかな。いろいろ聞きましたら昔の巡洋艦なんかは三十ノットぐらい出たというふうなことで、それはちょっと定かでないけれども。

最後の質問は運輸大臣にいたします。

これは先ほどからも指摘がございましたけれども、いろいろ海上保安庁は業務がふえます。国際化の中で麻薬あるいは不法操業あるいは海難救助等々が非常に広がつていく。この中で、現有の体制で果たして大丈夫なんだろうか。それはヘリコプターを使つたり、赤外線を使つたり、いろいろ努力はすると言つても、なかなか心もとないんじゃないかということをお自身も感ずるわけでございます。

これについて、新しい二百海里時代を迎えて、巡視パトロール体制の強化というのは必要だと思ひますけれども、それについて一言お話を伺ひまして、私の質問を終わります。

○國務大臣(亀井善三君) 御指摘いただきましたとおり、大変広範囲な、また質の高いいろいろな努力をいたさなければならぬわけでありませう。近代的な装備、また巡視船艇あるいは航空機等の高度な効率的な対応、このことが必要ではなからうか。

先般、六月二日に海上保安庁の観閲式をいたしました。保安庁職員は大変懸命な訓練を披露してくれました。四千三百人の一般の皆さん方の見学もいただいたわけでありませう。新しい時代に向かつての高性能な船艇、ヘリコプターあるいは海難救助と搜索、大変緊密な連携のもとにいろいろの披露をしたわけでありませう。それらを拝見いたしましたも、先ほど來御指摘いただきましたとお

平成八年六月十四日発行

り、やはりその整備が必要なのでありまして、ぜひ関係省庁の御理解をいただきまして、予算編成に向かつて最大限の努力をし、その対応をしまひたい。またあわせて、海上保安大学校を初め職員の研修、このことにも努めて質の高い体制というものをつくつてまいりたい、このように考えております。

○委員長(寺澤芳男君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(寺澤芳男君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております九案件の審査のため、明六月五日の委員会に上智大学教授山本草二君、社団法人日本水産会会長佐野宏哉君、東京水産大学教授小野征一郎君を参考人として出席を求め、意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺澤芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十六分散会

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局